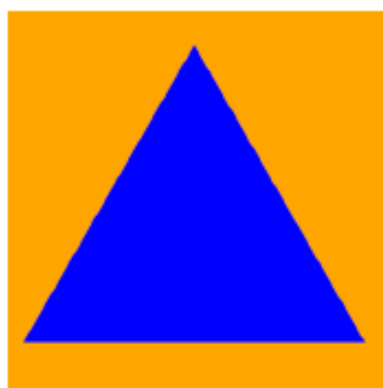


弘前市国民保護計画

資料編

(令和3年変更)



弘 前 市

目 次

1	関係機関連絡先	1
(1)	指定行政機関	1
(2)	指定地方行政機関	3
(3)	自衛隊	5
(4)	北海道・東北7道県	5
(5)	青森県（防災課）	6
ア	知事部局	6
イ	青森県教育庁	7
ウ	青森県警察	7
(6)	市町村	8
(7)	消防機関	10
(8)	指定公共機関	11
(9)	指定地方公共機関	13
(10)	弘前市国民保護協議会委員	14
(11)	警報等通知機関	15
2	避難施設等	16
3	通 信	23
(1)	青森県防災情報ネットワーク回線構成図	23
(2)	市の通信等	24
ア	防災行政無線設備	24
イ	防災行政無線（同報系）	25
ウ	防災行政無線（移動系）	31
エ	消防無線	36
オ	水道無線	37
カ	有線放送施設の状況	39
4	物資等の備蓄及び調達	40
(1)	備蓄状況	40
(2)	調達先等	41
ア	米穀取扱所	41
イ	製麺、一般食料品、仕出し、調味料等取扱所等	41
ウ	寝具、百貨店、作業衣、日用雑貨、石油製品	42
エ	応急住宅関係各種団体一覧表	45
5	消防施設の概要等	46
(1)	消防施設の概要	46
(2)	応急給水用資機材	47
(3)	救助器具	48
6	輸 送	49
(1)	青森県防災ヘリコプター飛行場外離着陸場一覧表	49
(2)	輸送力の状況	50
ア	鉄 道	50
イ	バス	51
ウ	貨物自動車（営業用トラック）	52
エ	廃棄物収集運搬車両	55
(3)	道 路	57
ア	緊急輸送道路ネットワーク	57
イ	冬期閉鎖路線（青森県）	62
(4)	市の保有車両等	63
ア	緊急通行車両	63
イ	障害物除去に要する機械、器具等の状況	63

ウ	弘前市役所車両台数一覧表.....	64
(5)	航空機.....	65
7	医療機関等.....	66
(1)	主要医療機関.....	66
(2)	医薬品等及び防疫用薬剤の主な調達先.....	68
ア	医薬品等.....	68
イ	防疫用薬剤.....	69
(3)	赤十字奉仕団、ボランティア団体等.....	71
8	生活関連等施設.....	72
(1)	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(抄).....	72
(2)	生活関連等施設の安全確保の留意点.....	74
9	火葬場.....	99
10	弘前市町名別人口・世帯数.....	100
11	例規・様式等.....	105
(1)	弘前市国民保護協議会条例.....	105
(2)	弘前市国民保護対策本部及び弘前市緊急対処事態対策本部条例.....	105
(3)	弘前市国民保護協議会委員.....	106
(4)	特殊標章等.....	107
ア	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(抄).....	107
イ	赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(抄).....	108
ウ	弘前市特殊標章及び身分証明書に関する交付等要綱.....	114
(5)	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める省令.....	123
(6)	安否情報関係.....	125
ア	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(抄).....	125
イ	安否情報の収集及び提供に係る留意事項.....	132
ウ	安否情報システムを利用した安否情報事務処理ガイドライン(抄).....	135
(7)	火災・災害等即報要領等.....	137
ア	火災・災害等即報要領(抄).....	137
(8)	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準.....	142
(9)	動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方.....	146
(10)	参考法令等一覧.....	147

1 関係機関連絡先

(1) 指定行政機関

(防災課 令和3年4月)

機関名	担当部署	所在地	電話番号（上段） FAX 番号（下段）
内閣府	大臣官房 総務課	東京都千代田区永田町 1-6-1	03-6257-1268 03-5510-0658
国家公安委員会	連絡先は警察庁と同様	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-3581-0141 (内 5772) 03-3581-0744
警察庁	警備局 警備運用部警備第二課	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-3581-0141 (内 5772) 03-3581-0744
金融庁	総合政策局総務課	東京都千代田区霞が関 3-2-1	03-3506-6021 03-3506-6267
消費者庁	総務課	東京都千代田区霞が関 3-1-1	03-3507-9151 03-3507-9275
総務省	大臣官房 総務課	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-5253-5090 03-5253-5093
消防庁	国民保護・防災部 防災課国民保護室	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-5253-7550 03-5253-7543
法務省	大臣官房 秘書課広報室	東京都千代田区霞が関 1-1-1	03-3592-5396 03-3592-7728
公安調査庁	総務部 総務課	東京都千代田区霞が関 1-1-1	03-3592-2638 03-3592-6605
外務省	大臣官房総務課 危機管理調整室	東京都千代田区霞が関 2-2-1	03-5501-8059 03-5501-8057
	総合外交政策局 人権人道課	東京都千代田区霞が関 2-2-1	03-5501-8240 03-5501-8239
財務省	大臣官房総合政策課 政策推進室	東京都千代田区霞が関 3-1-1	03-3581-7934 03-5251-2163
国税庁	長官官房 総務課	東京都千代田区霞が関 3-1-1	03-3581-4161 03-3593-0401
文部科学省	大臣官房 総務課法令審議室	東京都千代田区霞が関 3-2-2	03-6734-2156 03-6734-3590
スポーツ庁	政策課	東京都千代田区霞が関 3-2-2	03-6734-3019 03-6734-3790
文化庁	政策課	東京都千代田区霞が関 3-2-2	03-6734-2806 03-6734-3811
厚生労働省	大臣官房 厚生科学課 健康危機管理・災害対策室	東京都千代田区霞が関 1-2-2	03-3595-2172 03-3595-0183
農林水産省	大臣官房 地方課災害総合対策室	東京都千代田区霞が関 1-2-1	03-6744-0578 03-6744-7158
林野庁	連絡先は農林水産省と同様	東京都千代田区霞が関 1-2-1	03-3580-0578 03-6744-7158
水産庁	連絡先は農林水産省と同様	東京都千代田区霞が関 1-2-1	03-3580-0578 03-6744-7158
経済産業省	大臣官房 総務課	東京都千代田区霞が関 1-3-1	03-3501-1327 03-3501-1704
資源エネルギー庁	長官官房総務課	東京都千代田区霞が関 1-3-1	03-3501-2669 03-3501-2305
中小企業庁	事業環境部経営安定対策室	東京都千代田区霞が関 1-3-1	03-3501-0459 03-3501-6805
国土交通省	大臣官房 危機管理室	東京都千代田区霞が関 2-1-3	03-5253-8974 03-5253-8891
国土地理院	総務部 総務課	茨城県つくば市北郷 1	029-864-6900 029-864-1807
観光庁	総務課	東京都千代田区霞が関 2-1-3	03-5253-8321 03-5253-1632

気象庁	総務部 企画課	東京都千代田区大手町 1-3-4	03-3214-7902 03-3211-2032
海上保安庁	総務部 危機管理官	東京都千代田区霞が関 2-1-3	03-3591-9822 03-3507-7435
環境省	大臣官房 総務課危機管理室	東京都千代田区霞が関 1-2-2	03-5512-5010 03-3591-5939
原子力規制庁	長官官房 緊急事案対策室	東京都港区六本木 1-9-9	03-5114-2121 03-5114-2183
防衛省	防衛政策局運用政策課 統合幕僚監部参事官付	東京都新宿区市ヶ谷本村町 5-1	03-3268-3111 F03-5225-3022 F03-5229-2136
防衛装備庁	長官官房総務官付	東京都新宿区市ヶ谷本村町 5-1	03-3268-3111

※ 「青森県国民保護計画資料編（平成30年3月）」より転記

(2) 指定地方行政機関

(防災課 令和3年4月)

機関名	担当部署	所在地	電話番号（上段） FAX 番号（下段）
東北管区警察局	総務監察・広域調整部 広域調整第二課	仙台市青葉区本町 3-3-1	022-221-7181 (内線 5511) 022-208-7589
東北総合通信局	総務部総務課	仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第2合同庁舎	022-221-0602 022-221-0612
東北財務局	総務部総務課	仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎	022-263-1111 022-217-4093
青森財務事務所	総務課	青森市新町 2-4-25	017-722-1461 017-722-3177
函館税関	総務部総務課 総務第1係	函館市海岸町 24-4 函館港湾合同庁舎	0138-40-4213 0138-43-4696
青森税関支署		青森市青柳 1-1-2	017-734-0780 017-777-5684
東北厚生局	総務課	仙台市青葉区花京院 1-1-20	022-726-9260 022-726-9267
青森労働局	総務課	青森市新町 2-4-25	017-734-4111 017-734-5080
東北農政局	企画調整室	仙台市青葉区本町 3-3-1	022-263-0564 022-217-2382
青森県拠点	地方参事官室	青森市長島 1-3-25	017-775-2151 017-723-3840
東北森林管理局	企画調整室	秋田市中通 5-9-16	018-836-2276 018-836-2031
津軽森林管理署	総務グループ	弘前市大字豊田二丁目 2-4	0172-27-2800 0172-27-0733
東北経済産業局	総務企画部 総務課	仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎	022-221-4856 022-261-7390
関東東北産業保安監督部 東北支部	管理課	仙台市青葉区本町 3-2-23	022-221-4943 022-261-1376
東北地方整備局	防災室	仙台市青葉区二日町 9-15	022-225-2171 022-224-9410
青森河川国道事務所	防災課	青森市中央 3-20-38	017-734-4535 017-722-8588
	藤崎出張所	南津軽郡藤崎町大字藤井字村井 36-1	0172-75-3314 0172-75-2864
	弘前国道維持出張所	弘前市大字城東中央五丁目 6-10	0172-28-1315 0172-26-2904
青森港湾事務所	総務課	青森市本町 3-6-34	017-775-1394 017-775-1396
東北運輸局	総務部総務課 安全防災・危機管理調整官	仙台市宮城野区鉄砲町 1	022-791-7504 022-299-8874
青森運輸支局	総務企画部門	青森市浜田字豊田 139-13	017-739-1501 017-739-1505

東京航空局	総務部 安全企画・保安対策課	東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎	03-5275-9316 03-3288-8915
青森空港出張所	管理係	青森市大谷字小谷 1-303	017-739-2240
三沢空港事務所	管理課	三沢市大字三沢字下夕沢 83-197	0176-53-2461 0176-52-6348
仙台管区气象台	総務部業務課	仙台市宮城野区五輪 1-3-15 仙台第 3 合同庁舎	022-297-8167 022-291-7589
青森地方气象台	防災業務課	青森市花園 1-17-19	017-741-7413 017-741-7577
第二管区海上保安本部	総務部総務課	宮城県塩釜市貞山通 3-4-1	022-363-0111 022-362-9640
青森海上保安部	警備救難課	青森市青柳 1-1-2	017-734-2421 017-777-0910
東北地方環境事務所	総務課	仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎	022-722-2870 022-722-2872
	八戸自然保護官事務所	八戸市根城 9-13-9 八戸合同庁舎地下 1 階	0178-73-5161 0178-73-5162
東北防衛局	企画部 地方調整課	仙台市宮城野区五輪 1-3-15 仙台第 3 合同庁舎	022-297-8212 022-293-7674
三沢防衛事務所	業務課	三沢市平畑 1-1-31	0176-53-3116 0176-53-6386

※ 「青森県国民保護計画資料編（平成 30 年 3 月）」より転記

(3) 自衛隊

(防災課 令和3年4月)

機関名	担当部署	所在地	電話番号（上段） FAX 番号（下段）
陸上自衛隊 東北方面総監部	防衛部 防衛課	仙台市宮城野区南目館 1-1	022-231-1111 内線 2862 当直内線 2723 FAX022-239-3220
陸上自衛隊 第9師団司令部	第3部 防衛班	青森市大字浪館字近野 45	017-781-0161 内線 6262 FAX6668
陸上自衛隊 第39普通科連隊	第3科	弘前市大字原ヶ平字山中 18-117	0172-87-2111 内線 235、230 当直 301、302 FAX505
海上自衛隊 大湊地方総監部	防衛部	むつ市大湊町 4-1	0175-24-1111 内線 2224 当直 2222
航空自衛隊 北部航空方面隊司令部	防衛部	三沢市後久保 125-7	0176-53-4121 内線 2354 当直内線 2204
自衛隊青森地方協力本部	総務課 企画・渉外班	青森市長島 1-3-5 青森第2合同庁舎	017-776-1594・1606 FAX 017-776-1605
自衛隊青森地方協力本部 弘前地域事務所		弘前市大字城東中央三丁目 9-19	0172-27-3871 同上兼用

※ 「青森県国民保護計画（平成30年3月）」より転記、修正

(4) 北海道・東北7道県

(防災課 令和3年4月)

機関名	担当部署	所在地	電話番号（上段） FAX 番号（下段）
北海道	総務部 危機対策局危機対策課	北海道札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5007 011-231-4314
青森県	危機管理局 防災危機管理課	青森県青森市長島一丁目 1-1	017-734-9088 017-722-4867
岩手県	総合防災室 防災危機管理担当	岩手県盛岡市内丸 10-1	019-629-5155 019-629-5174
宮城県	総務部 危機対策課	宮城県仙台市青葉区本町 3-8-1	022-211-2382 022-211-2398
秋田県	総務部 総合防災課	秋田県秋田市山王 4-1-1	018-860-4563 018-824-1190
山形県	防災くらし安全部 防災危機管理課	山形県山形市松波 2-8-1	023-630-2230 023-633-4711
福島県	危機管理部危機管理課	福島県福島市杉妻町 2-16	024-521-8651 024-521-8652
新潟県	防災局 危機対策課	新潟県新潟市中央区新光町 4-1	025-282-1536 025-282-1640

※ 「青森県国民保護計画資料編（平成30年3月）」より転記

(5) 青森県（防災課）

ア 知事部局

(防災課 令和3年4月)

担 当 部 署	所 在 地	電話番号 (下段：FAX)
危機管理局 防災危機管理課 危機管理対策グループ	青森市長島一丁目 1-1 (代表：017-722-1111)	017-734-9088 017-722-4867
危機管理局 消防保安課 消防・予防グループ	同 上	017-734-9086 017-722-4867
危機管理局 原子力安全対策課 企画防災グループ	同 上	017-734-9252 017-734-8081
総務部 財政課 企画調整グループ	同 上	017-734-9027 017-734-8002
企画政策部 企画調整課 総務グループ	同 上	017-734-9132 017-734-8029
環境生活部 県民生活文化課 総務企画グループ	同 上	017-734-9205 017-734-8046
健康福祉部 健康福祉政策課 総務グループ	同 上	017-734-9276 017-734-8085
商工労働部 商工政策課 総務グループ	同 上	017-734-9365 017-734-8106
農林水産部 農林水産政策課 企画調整グループ	同 上	017-734-9457 017-734-8133
県土整備部 監理課 総務グループ	同 上	017-734-9635 017-734-8178
観光国際戦略局 観光企画課 企画戦略グループ	同 上	017-734-9385 017-734-8121
エネルギー総合対策局 エネルギー 開発振興課 総務・むつ小川原開発グループ	同 上	017-734-9736 017-734-8213
出納局 会計管理課 総務・管理グループ	同 上	017-734-9743 017-734-8224
東青地域県民局 地域連携部	青森市長島二丁目 10-3 青森フコク生命ビル	017-734-9411 017-734-8217
中南地域県民局 地域連携部	弘前市大字蔵主町 4 弘前合同庁舎	0172-32-2401 0172-32-2451
三八地域県民局 地域連携部	八戸市大字尻内町字鴨田 7 八戸合同庁舎	0178-27-8161 0178-27-8171
西北地域県民局 地域連携部	五所川原市栄町 10 五所川原合同庁舎	0173-34-2174 0173-34-2168
上北地域県民局 地域連携部	十和田市西十二番町 20-12 十和田合同庁舎	0176-22-8193 0176-22-8198
下北地域県民局 地域連携部	むつ市中央一丁目 1-8 むつ合同庁舎	0175-22-1175 0175-22-1176

※ 「青森県国民保護計画資料編（平成30年3月）」より転記

イ 青森県教育庁

(防災課 令和3年4月)

担 当 部 署	所 在 地	電話番号
教育政策課 総務グループ	青森市新町二丁目 3-1	017-734-9865 017-734-8267

※ 「青森県国民保護計画資料編（平成30年3月）」より転記

ウ 青森県警察

(防災課 令和3年4月)

機 関 名	担 当 部 署	所 在 地	電話番号
青森県警察本部	警備第二課警備実施係	青森市新町二丁目 3-1	017-723-4211
弘前警察署	警備課	弘前市大字八幡町三丁目 3-2	0172-32-0111
青森警察署	警備課	青森市安方二丁目 15-9	017-723-0110
五所川原警察署	警備課	五所川原市字栄町 6-1	0173-35-2141
黒石警察署	警備課	黒石市北美町二丁目 47-1	0172-52-2311
つがる警察署	警備課	つがる市木造千代町 18-1	0173-42-3150
鱒ヶ沢警察署	警備課	西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町 207	0173-72-2151
青森南警察署	警備課	青森市浪岡大字浪岡字淋城 87-1	0172-62-4021
板柳警察署	警備課	北津軽郡板柳町大字灰沼字玉川 15-50	0172-73-3151

※ 「青森県国民保護計画資料編（平成30年3月）」より転記

(6) 市町村

(防災課 令和3年4月)

機 関 名	担 当 部 署	所 在 地	電話番号 (上段) FAX 番号 (下段)
弘前市	総務部 防災課	弘前市大字上白銀町 1-1	0172-40-7100 0172-39-7140
青森市	総務部 危機管理課	青森市中央 1-22-5	017-734-5059 017-734-5061
八戸市	市民防災部 防災危機管理課	八戸市内丸 1-1-1	0178-43-9225 0178-45-0099
黒石市	総務部 総務課防災管理室	黒石市大字市/町 11-1	0172-52-2111 0172-52-6191
五所川原市	総務部 防災管理課	五所川原市字布屋町 41-1	0173-35-2111 0173-35-3617
十和田市	総務部 総務課防災危機管理室	十和田市西十二番町 6-1	0176-51-6703 0176-22-5173
三沢市	総務部 防災管理課	三沢市桜町 1-1-38	0176-53-5111 0176-52-5655
むつ市	総務部 防災安全課	むつ市金谷 1-1-1	0175-22-1111 0175-23-5178
つがる市	総務部 総務課	つがる市木造若緑 61-1	0173-42-2111 0173-42-3069
平川市	総務部 総務課	平川市柏木町藤山 25-6	0172-44-1111 0172-44-8619
平内町	総務課	東津軽郡平内町大字小湊字小湊 63	017-755-2111 017-755-2145
今別町	総務課	東津軽郡今別町大字今別字今別 167	0174-35-2001 0174-35-2298
蓬田村	総務課	東津軽郡蓬田村大字蓬田字汐越 1-3	0174-27-2111 0174-27-3255
外ヶ浜町	総務課	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田高銅屋 44-2	0174-31-1111 0174-31-1215
鰺ヶ沢町	総務課	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸 321	0173-72-2111 0173-72-2374
深浦町	総務課	西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢 84-2	0173-74-2111 0173-74-4415
西目屋村	総務課	中津軽郡西目屋村大字田代字神田 57	0172-85-2111 0172-85-3040
藤崎町	総務課	南津軽郡藤崎町大字西豊田 1-1	0172-88-8295 0172-75-2515
大鰐町	総務課	南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館 5-3	0172-48-2111 0172-47-6742
田舎館村	総務課	南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻 123-1	0172-58-2111 0172-58-4751
板柳町	総務課	北津軽郡板柳町大字板柳字土井 239-3	0172-73-2111 0172-73-2120
鶴田町	総務課	北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬 200-1	0173-22-2111 0173-22-6007
中泊町	総務課	北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂 209	0173-57-2111 0173-57-3849

野辺地町	防災安全課	上北郡野辺地町字野辺地 123-1	0175-64-2111 0175-64-9594
七戸町	総務課	上北郡七戸町字森ノ上 131-4	0176-68-2111 0176-68-2804
六戸町	総務課	上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地 60	0176-55-3111 0176-55-3112
横浜町	総務課	上北郡横浜町字寺下 35	0175-78-2111 0175-78-2118
東北町	総務課	上北郡東北町上北南 4-32-484	0176-56-3111 0176-56-3110
六ヶ所村	原子力対策課	上北郡六ヶ所村大字尾鮫字野附 475	0175-72-2111 0175-72-2927
おいらせ町	まちづくり防災課	上北郡おいらせ町中下田 135-2	0178-56-2111 0178-56-4364
大間町	総務課	下北郡大間町大字大間字奥戸下道 20-4	0175-37-2111 0175-37-2478
東通村	総務課	下北郡東通村大字砂子又字沢内 5-34	0175-27-2111 0175-27-2130
風間浦村	総務課	下北郡風間浦村大字易国間字大川目 28-5	0175-35-2111 0175-35-2403
佐井村	総務課	下北郡佐井村大字佐井字糠森 20	0175-38-2111 0175-38-2492
三戸町	総務課防災危機管理室	三戸郡三戸町大字在府小路町 43	0179-20-1111 0179-20-1102
五戸町	総務課	三戸郡五戸町字古館 21-1	0178-62-2111 0178-62-6317
田子町	総務課	三戸郡田子町大字田子字天神堂平 81	0179-32-3111 0179-32-4294
南部町	総務課	三戸郡南部町大字平字広場 28-1	0178-76-2111 0178-38-5974
階上町	総務課	三戸郡階上町大字道仏字天当平 1-87	0178-88-2111 0178-88-2117
新郷村	総務課	三戸郡新郷村大字戸来字風呂前 10	0178-78-2111 0178-78-2118
秋田県大館市	総務部 危機管理課	秋田県大館市字中城 20	0186-43-7100 0186-49-1198

※ 「青森県国民保護計画資料編（平成３０年３月）」より転記

(7) 消防機関

(防災課、消防本部 令和3年4月)

機 関 名	担 当 部 署	所 在 地	電話番号 (上段) FAX 番号 (下段)
弘前地区消防事務組合	消防本部警防課	弘前市大字本町 2-1	0172-32-5103 (32-5101 通信指令課)
			F 0172-33-9117 (33-0119 通信指令課)
	弘前消防署	弘前市大字本町 2-1	0172-32-5199
	藤代分署	弘前市大字石渡三丁目 6-3	0172-34-1317
	西北分署	弘前市大字小友字神原 371-2	0172-93-3310
	西分署	弘前市大字鳥井野字宮本 301-2	0172-82-3311
	目屋分署	中津軽郡西目屋村大字田代字神田 56	0172-85-3119
	東消防署	弘前市大字城東中央五丁目 6-11	0172-27-1151
	杣形分署	弘前市大字豊原一丁目 3-9	0172-33-4311
	南分署	南津軽郡大鰐町大字蔵館字金坂 57-1	0172-48-2108
	北分署	南津軽郡藤崎町大字藤崎字中豊田 7-3	0172-75-3333
	黒石消防署	黒石市大字追子野木一丁目 576	0172-53-1000
	田舎館分署	南津軽郡田舎館村大字八反田字古館 206-1	0172-58-2962
	山形分署	黒石市大字上山形字村岸 9-2	0172-54-8330
	平川消防署	平川市平田森前田 331	0172-44-3122
	碓ヶ関分署	平川市碓ヶ関湯向川添 31-9	0172-45-2240
	板柳消防署	北津軽郡板柳町大字福野田字増田 60-6	0172-73-2339
青森地域広域消防事務組合	消防本部警防課	青森市長島二丁目 1-1	017-775-0854 017-775-1444
八戸地域広域市町村圏事務組合	消防本部警防課	八戸市田向五丁目 1-1	0178-44-2134 0178-44-1196
五所川原地区消防事務組合	消防本部警防課	五所川原市中央四丁目 130	0173-35-2023 0173-34-3911
十和田地域広域事務組合	消防本部警防課	十和田市西二番町 7-10	0176-25-4111 0176-25-4117
三沢市消防本部	消防本部警防課	三沢市大字三沢字堀口 17-36	0176-54-4111 0176-54-4278
下北地域広域行政事務組合	消防本部警防課	むつ市小川町二丁目 14-1	0175-22-3819 0175-22-0114
つがる市消防本部	消防本部警防課	つがる市木造赤根 1-1	0173-42-7745 0173-42-2349
北部上北広域事務組合	消防本部消防課	上北郡野辺地町字狭沢 40-9	0175-64-0650 0175-64-6939
中部上北広域事業組合	消防本部警防課	上北郡七戸町字荒熊内 159-4	0176-62-3142 0176-62-5601
鱒ヶ沢地区消防事務組合	消防本部消防班	西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町 209-2	0173-72-4527 0173-72-3005
大館市消防本部	消防本部警防課	秋田県大館市根下戸新町 1-1	0186-43-4151 0186-43-4150

※ 「青森県国民保護計画資料編（平成30年3月）」より転記

(8) 指定公共機関

(防災課 令和3年4月)

機 関 名	担 当 部 署	所 在 地	電話番号（上段） FAX 番号（下段）
独立行政法人国立病院機構	本部総務部総務課	東京都目黒区東が丘 2-5-21	03-5712-5050 03-5712-5081
独立行政法人国立病院機構 弘前病院		弘前市大字富野町 1	0172-32-4311 0172-33-8614
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 青森研究開発センター	事業所 保安全管理課	むつ市大字関根字北関根 400	0175-23-4211 0175-45-1119
日本銀行 青森支店	総務課	青森市中央 1-11-1	017-734-2151 017-731-1300
日本赤十字社 青森県支部	事業推進課	青森市長島 1-3-1	017-722-2011 017-735-3502
日本放送協会 青森放送局	企画編成部	青森市松原 2-1-1	017-774-5111 017-774-2636
東日本高速道路株式会社東北支社 青森管理事務所	工務	青森市岩渡字熊沢 250-259	017-782-1431 017-782-1422
日本貨物鉄道株式会社	総務部 総務グループ	東京都千駄ヶ谷 5-33-8 サウスゲート新宿	03-3239-9126 03-3239-9130
日本郵便株式会社 青森西郵便局	総務部	青森市石江字岡部 48-1	017-781-0600 017-781-1691
日本郵便株式会社 弘前郵便局		弘前市大字北瓦ヶ町 18-1	0172-32-4101
東日本電信電話株式会社 青森支店	設備部 設備運営・ 災害対策担当	青森市橋本 2-1-6	017-774-9550 017-732-5828
東北電力株式会社 青森支店	企画管理部門 企画・総務グループ	青森市港町 2-12-19	017-742-2191 017-744-2145
東北電力ネットワーク株式会社 弘前電力センター	お客様サービス課	弘前市大字本町 1	0172-32-0238 0172-35-4919
電源開発株式会社 大間原子力建設準備事務所	総務グループ	下北郡大間町大字奥戸小奥戸 281	0175-37-2125 0175-37-4079
J Rバス東北株式会社 青森支店		青森市安方 1-3-29	017-723-1621 017-773-3602
佐川急便株式会社	C S R推進部 リスクマネジメント課	東京都江東区新砂 2-2-8	03-3699-3340 03-3646-3977
西濃運輸株式会社 青森支店	支店長	青森市野内字菊川 27-1	017-726-3311 017-726-3307
日本通運株式会社 青森支店	総務課	青森市新町 1-1-8	017-723-6020 017-773-4080
福山通運株式会社	東日本営業部	仙台市宮城野区扇町 7-4-6	022-259-2925 022-259-0895
ヤマト運輸株式会社 青森主管支店	人事総務課	青森市野木字野尻 37-684	017-739-1278 017-739-9487
全日本空輸株式会社	空港センター 青森空港所	青森市大谷字小谷 1-5	017-771-5963 017-771-5969
ANAウィングス株式会社	オペレーション部 青森空港所	青森市大谷字小谷 1-5	017-771-5963 017-771-5969

日本航空株式会社	経営戦略部	東京都品川区東品川 2-4-11	03-5460-3160 03-5460-3164
東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社 青森支店	総務課	青森市柳川 1-1-1	017-734-6734 017-776-1264
東日本旅客鉄道株式会社秋田支社 弘前駅		弘前市大字表町 1-1	0172-32-0174 0172-32-1355
N T T コミュニケーションズ株式 会社	カスタマーサービス部 災害対策室	東京都千代田区内幸町 2-1-1	0570-03-9909 0570-03-9910
K D D I 株式会社東北総支社	管理部	仙台市青葉区本町 2-15-1 ルナール仙台 13 階	022-262-0698 022-262-4633
ソフトバンクテレコム株式会社	総務部 国民保護担当	東京都港区東新橋 1-9-1	03-6888-8000 03-6215-5653
株式会社N T T ドコモ東北支社	災害対策室	仙台市青葉区上杉 1-1-2 ドコモ東北ビル	022-752-5324 022-752-5380
株式会社N T T ドコモ東北支社 青森支店	技術サービス担当課	青森市中央 3-19-1	017-774-8002 017-732-1082
ソフトバンクモバイル株式会社	総務部 B C P 推進課	東京都港区東新橋 1-9-1	03-6889-6304 03-6889-6603
東日本フェリー株式会社	業務部管理精算課	北海道函館市港町 3-19-2	0138-62-3553 0138-62-3559

※ 「青森県国民保護計画資料編（平成 3 0 年 3 月）」より転記

(9) 指定地方公共機関

(防災課 令和3年4月)

機 関 名	担 当 部 署	所 在 地	電話番号 (上段) FAX 番号 (下段)
公益社団法人青森県医師会	業務課	青森市新町 2-8-2	017-723-1911 017-773-3273
青森ガス株式会社	総務部	青森市港町 3-6-33	017-741-7241 017-742-4765
八戸ガス株式会社	総務部総務課	八戸市沼館 3-6-48	0178-43-3165 0178-45-9287
弘前ガス株式会社	総務課	弘前市大字松ヶ枝一丁目 2-1	0172-27-9100 0172-27-9200
十和田ガス株式会社	供給部	十和田市赤沼字下平 577	0176-23-3591 0176-22-8873
五所川原ガス株式会社	総務課	五所川原市唐笠柳字藤巻 611	0173-34-3432 0173-34-5777
黒石ガス株式会社	総務課	黒石市八甲 74-1	0172-52-2131 0173-52-2133
十和田観光電鉄株式会社	管理部総務課	十和田市元町東 1-6-1	0176-23-3131 0176-23-6153
弘南鉄道株式会社	総務部総務課	平川市本町北柳田 23-5	0172-44-3136 0172-44-7567
津軽鉄道株式会社	運輸課	五所川原市大町 39	0173-34-2148 0173-34-2149
青い森鉄道株式会社	総務課	青森市篠田 1-6-2	017-752-0330 017-781-3831
岩手県北自動車株式会社 南部支社	運輸事業本部	八戸市大字是川字二ツ屋 6-79	0178-44-7111 0178-24-1220
下北交通株式会社	業務本部	むつ市金曲 1-8-12	0175-23-3111 0175-23-4682
弘南バス株式会社	総合企画部	弘前市大字藤野二丁目 3-6	0172-32-2241 0172-32-3558
青森放送株式会社	報道制作局 報道制作部	青森市松森 1-8-1	017-743-1234 017-743-7974
株式会社青森テレビ	報道部	青森市松森 1-4-8	017-741-2234 017-742-3699
青森朝日放送株式会社	報道制作局 報道制作部	青森市荒川字柴田 125-1	017-762-1111 017-739-5992
株式会社エフエム青森	放送部	青森市堤町 2-7-19	017-735-1181 017-735-1186
社団法人青森県エルピーガス協会		青森市本町 2-4-10	017-775-2731 017-732-3630
社団法人青森県トラック協会	適正化事業部	青森市荒川字品川 111-3	017-729-2000 017-729-2266
青森県道路公社	総務部庶務課	青森市新町 2-4-1	017-723-1625 017-773-4965

※ 「青森県国民保護計画資料編 (平成30年3月)」より転記

(10) 弘前市国民保護協議会委員

(防災課 令和3年4月)

機関名	職 名	住 所	TEL	FAX	連絡部署
弘前市	市長	弘前市大字上白銀町 1-1	0172-40-7022	0172-35-8955	秘書課
国土交通省東北地方整備局 青森河川国道事務所	所長	青森市中央三丁目 20-38	017-734-4535	017-722-2540	防災課
陸上自衛隊弘前駐屯地 第39普通科連隊	連隊長	弘前市大字原ヶ平字山中 18-117	0172-87-2111 内線 235	交換経由	第3科
中南地域県民局 地域整備部	部長	弘前市大字蔵主町 4	0172-32-0282	0172-36-5360	建設管理課
弘前警察署	署長	弘前市大字八幡町 33-2	0172-32-0111		警備課
弘前市	副市長	弘前市大字上白銀町 1-1	0172-40-7022	0172-35-8955	秘書課
弘前市教育委員会	教育長	弘前市大字賀田一丁目 1-1	0172-82-1639	0172-82-2313	教育総務課
弘前地区消防事務組合	消防長	弘前市大字本町 2-1	0172-32-5103	0172-33-9117	消防本部 警防課
弘前市	総務部長	弘前市大字上白銀町 1-1	0172-35-1119		人事課
東日本電信電話株式会社 青森支店	支店長	青森市橋本二丁目 1-6	017-774-9550	017-732-1988	青森災害対 策室
東日本旅客鉄道株式会社秋田 支社 弘前駅	駅長	弘前市大字表町 1-1	0172-32-0174	0172-32-1355	弘前駅
東北電力ネットワーク株式会 社 弘前電力センター	所長	弘前市大字本町 1	0172-32-0238	0172-35-4919	お客様サー ビス課
青森放送株式会社 弘前支社	支社長	弘前市大字元寺町 25-1	0172-32-6131	0172-33-6867	弘前支社
株式会社青森テレビ 弘前支社	支社長	弘前市大字上鞆師町 18-1	0172-34-4101	0172-34-4188	弘前支社
青森朝日放送株式会社 弘前支社	支社長	弘前市大字代官町 38-6F	0172-35-8211	0172-35-8215	弘前支社
弘前ガス株式会社	取締役社長	弘前市大字松ヶ枝一丁目 2-1	0172-27-9100	0172-27-9200	経営企画室
公益社団法人青森県トラック 協会	弘前支部長	弘前市大字扇町三丁目 2-2	0172-27-4229	0172-28-0434	事務長
弘南バス株式会社	代表取締役 社長	弘前市大字藤野二丁目 3-6	0172-32-2241	0172-32-3558	総務部 秘書課
株式会社エフエム青森	弘前支局長	弘前市大町一丁目 14-6	0172-38-1022	0172-38-1023	弘前支局
弘南鉄道株式会社	代表取締役 社長	平川市光城 2-27	0172-44-3136	0172-44-7567	総務課
弘前市町会連合会	副会長	弘前市大字上白銀町 1-1	0172-35-1111 内線 345		事務局 市民協働課
社会福祉法人弘前市社会福祉 協議会	総務課長兼 相馬支部長	弘前市大字宮園二丁目 8-1	0172-33-1161	0172-33-1163	総務課
弘前市連合婦人会	副会長	個人住所	非表示		本人
弘前市赤十字奉仕団	委員長	弘前市大字宮園二丁目 8-1	0172-33-1161	0172-33-1163	弘前市社会 福祉協議会
アップルウェブ株式会社	代表取締役 社長	弘前市大字土手町 38	0172-38-0788	0172-38-0790	総務部
一般社団法人弘前市医師会	理事	弘前市大字野田二丁目 7-1	0172-32-2371	0172-33-3990	事務局
弘前市民生委員児童委員協議 会	副会長	弘前市大字上白銀町 1-1	0172-40-7037	0172-32-1166	福祉総務課
弘前建設業協会	協会長	弘前市大字上白銀町 1-9	0172-34-2757	0172-36-6210	協会
弘前地区婦人(女性)防火クラ ブ連絡協議会	副会長	弘前市大字本町 2-1	0172-32-5104	0172-33-9117	消防本部 予防課
弘前市消防団	団長	弘前市大字上白銀町 1-1	0172-40-7117	0172-39-7140	防災課
津軽広域水道企業団	事務局長	黒石市大字石名坂字姥懷 2	0172-52-6033	0172-53-2983	総務課

(11) 警報等通知機関

(防災課 令和3年4月)

機 関 等	連 絡 先	電話番号	F A X番号
消防団	弘前市総務部防災課	0172-40-7117	0172-39-7140
町会	弘前市町会連合会事務局（市役所内）	0172-35-1111 （内線 346）	
社会福祉協議会	弘前市社会福祉協議会	0172-33-1161	0172-33-1163
農業協同組合	つがる弘前農業協同組合本店	0172-28-1111	0172-28-3699
	津軽みらい農業協同組合石川支店	0172-92-3311	0172-92-3000
	相馬村農業協同組合本所	0172-84-3215	0172-84-3497
農業委員会	弘前市農業委員会	0172-40-7104	0172-38-5870
森林組合	弘前地方森林組合	0172-28-3305	0172-28-3307
商工会議所等	弘前商工会議所	0172-33-4111	0172-35-1877
	岩木山商工会	0172-82-3325	0172-82-3315
青年会議所	弘前青年会議所	0172-34-4458	0172-34-4497
病院	弘前市医師会事務局	0172-32-2371～2	0172-32-2137
鉄道駅	東日本旅客鉄道株式会社秋田支社弘前駅	0172-32-0174	0172-32-1355
	弘南鉄道株式会社総務部総務課	0172-44-3136	0172-44-7567
小・中学校	弘前市教育委員会学務健康課	0172-82-1643	0172-82-2313
	弘前大学教育学部附属小学校	0172-32-7202	0172-33-4460
	弘前大学教育学部附属中学校	0172-32-7201	0172-32-7281
高等学校等	県教育委員会学校施設課	017-734-9876	017-734-8268
	弘前高等技術専門校	0172-32-6805	0172-35-5104
	弘前高等学校	0172-32-0251	0172-32-3227
	弘前中央高等学校	0172-35-5000	0172-32-1659
	弘前南高等学校	0172-88-2231	0172-88-2232
	弘前工業高等学校	0172-32-6241	0172-32-6242
	弘前実業高等学校	0172-32-7151	0172-37-2935
	東奥義塾高等学校	0172-92-4111	0172-92-4116
	弘前学院聖愛中学高等学校	0172-87-1411	0172-87-1413
	柴田学園高等学校	0172-32-0135	0172-32-9456
	弘前東高等学校	0172-27-6487	0172-28-0624
特別支援学校	弘前聾学校	0172-87-2171	0172-87-3572
	弘前第一養護学校（小・中学部）	0172-96-2222	0172-96-2221
	弘前第一養護学校（高等部）	0172-31-7118	0172-37-6321
	弘前第二養護学校	0172-97-2511	0172-97-2511
	弘前大学教育学部附属特別支援学校	0172-36-5011	0172-36-5012
大学・短大	弘前大学	0172-39-3009	0172-37-6594
	弘前学院大学	0172-34-5211	0172-32-8768
	柴田学園大学	0172-33-2289	0172-33-2486
	柴田学園短期大学部	0172-32-6151	0172-32-6153
	弘前医療福祉大学・短期大学部	0172-27-1001	0172-27-1023
弘前市教育委員会	教育総務課	0172-82-1639	0172-82-2313
弘前市立病院	総務課	0172-34-3211	0172-37-6367
弘前地区消防事務組合	警防課	0172-32-5103	0172-33-9117
弘前警察署	警備課	0172-32-0111	－
陸上自衛隊第 3 9 普通科連隊	第 3 科	0172-87-2111	0172-87-2111 （内線 505）
自衛隊青森地方協力本部	総務課	017-776-1594	017-776-1605
自主防災組織	防災課	個人電話	
備 考	必要に応じ上記以外の機関・施設等にも随時連絡する。		

2 避難施設等

(防災課 令和3年4月)

学区	施設名	所在地 (弘前市大字)	連絡先 (0172-)	指定緊急避難場所				指定 避難所	備 考
				災害種別ごとの適否					
				洪水・ 浸水	土石流 崖崩れ等	地震	火山現象 /ミサイル等		
1 裾野	裾野小学校	十面沢字轡 293	99-7131	○	○	○	○ コ	○	
	裾野中学校	十面沢字湯ヶ森 40	93-2219	○	○	○	○ コ	○	
	裾野地区体育文化交流センター	十面沢字轡 8-9	92-7022	○	○	○	○	○	岩 4
	十面沢農業研修会館	十面沢字轡 72-3	93-2656	○	○	○	○	-	土砂
2 自得	自得小学校	鬼沢字菖蒲沢 109-4	93-2118	○	○	○	○ コ	○	土砂、岩 3
	堂ヶ沢町民会館	鬼沢字山ノ越	98-2184	○	○	○	○	-	
	鬼沢研修会館	鬼沢字後田 191	98-2442	○	○	○	○	-	
	檜木集会所	檜木字牧野 195-8	98-2266	○	○	○	○	-	
5 新和	新和小学校	青女子字桜苅 292-4	73-2673	×	○	○	○ コ	○洪水時不可	浸水深 0.5～3.0m 未満
	新和中学校	種市字小島 57-2	73-2276	×	○	○	○ コ	○洪水時不可	浸水深 0.5～3.0m 未満
6 高杉	高杉小学校	高杉字神原 7-1	95-2014	×	○	○	○ コ	○洪水時不可	浸水実績あり
	北辰中学校	高杉字五反田 191	95-2019	○	○	○	○ コ	○	岩 4、後長 3、大峰 3
	北辰学区高杉ふれあいセンター	独狐字山辺 72-1	95-2336	○	○	○	○	○	岩 3、後長 3、大峰 3
	独狐農業研修会館	独狐字松ヶ沢 20-16	95-3406	○	○	○	○	—	
7 船沢	船沢小学校	細越字早稲田 42	96-2120	○	○	○	○ コ	○	土砂、岩 4
	船沢中学校	富栄字浅井名 1	96-2130	○	○	○	○ コ	○	

学区	施設名	所在地 (弘前市大字)	連絡先 (0172-)	指定緊急避難場所				指定 避難所	備 考
				災害種別ごとの適否					
				洪水・ 浸水	土石流 崖崩れ等	地震	火山現象 /ミサイル等		
7 船沢	中別所集会所	中別所字電 42-2	96-2055	○	○	○	○	-	
	三ツ森町民会館	富栄字浅井名	96-2730	○	○	○	○	-	
	細越町民会館	細越字早稲田	96-2548	○	○	○	○	-	
	弘前第一養護学校	中別所字平山 140-8	96-2222	—	—	—	—	-	
	弘前第二養護学校	中別所字向野 227-6	97-2511	—	—	—	—	—	
	蒔苗町民会館	蒔苗字福岡 67-1	96-2548	○	○	○	○	-	
	上弥生集会所	百沢字東岩木山 876-1	96-2136	○	○	○	○	-	
	杉山集会所	百沢字東岩木山 141-4	96-2436	○	○	○	○	-	
8 三省	三省小学校	中崎字野脇 142-2	95-2219	×	○	○	○ コ	○洪水時不可	浸水深 3.0～5.0m 未満
9 致遠	致遠小学校	浜の町北一丁目 7-1	34-3251	×	○	○	○ コ	○洪水時不可	浸水深 0.5～3.0m 未満
	町田地区ふれあいセンター	町田一丁目 4-1	32-8980	×	○	○	○	○洪水時不可	浸水深 0.5～3.0m 未満
	河西体育センター	石渡一丁目 19-1	38-3200	×	○	○	○ コ	○洪水時不可	浸水深 0.5～3.0m 未満
	石渡ホームラン集会所	石渡四丁目 12	36-4684	○	○	○	○	-	
	土堂町会集会所	土堂字長瀬 74	36-6203	○	○	○	○	-	
10 城東	城東小学校	大久保字西田 105-40	32-4054	×	○	○	○ コ	○洪水時不可	浸水深 0.5～3.0m 未満
11 福村	福村小学校	福村一丁目 1-1	27-6679	○	○	○	○	○	浸水深 0.5m 未満、岩3、平3、腰4

学区	施設名	所在地 (弘前市大字)	連絡先 (0172-)	指定緊急避難場所				指定 避難所	備 考
				災害種別ごとの適否					
				洪水・ 浸水	土石流 崖崩れ等	地震	火山現象 /ミサイル等		
1 2 豊田	豊田小学校	豊田一丁目 4-1	27-7820	○	○	○	○ コ	○	浸水深 0.5m 未満、岩 4、平 4、腰 4
	第五中学校	川先二丁目 4-1	27-3064	○	○	○	○ コ	○	岩 4、平 4、腰 3
	克雪トレーニングセンター	豊田二丁目 3-1	27-3274	○	○	○	○	○	岩 4、平 4、腰 4
	青森県武道館	豊田二丁目 3	26-2200	-	-	-	○ コ	○補完	
1 3 堀越	堀越小学校	門外一丁目 3-3	27-4869	○	○	○	○ コ	○	岩 4、平 3、腰 4
	堀越公民館	門外二丁目 3-11	27-2635	○	○	○	○	○	
	泉野多目的コミュニティ施設	泉野三丁目 6-2	88-2789	○	○	○	○	○	
	川合町民会館	川合字浅田 90	27-7622	×	○	○	○	-	浸水深 0.5m 未満
1 4 文京	文京小学校	中野一丁目 1-1	32-5866	○	○	○	○ コ	○	岩 4、腰 4
	第三中学校	豊原一丁目 3-3	32-2361	○	○	○	○ コ	○	浸水深 0.5m 未満、岩 4、腰 3
	弘前実業高等学校	中野三丁目 6-10	32-7151	○	○	○	○ コ	○	岩 4
1 5 松原	松原小学校	松原東二丁目 17	87-5900	○	○	○	○ コ	○	岩 4、腰 4
1 6 千年	千年小学校	小栗山字川合 119-7	87-2012	○	○	○	○ コ	○	岩 4
	南中学校	原ヶ平字山中 20-13	88-1441	○	○	○	○ コ	○	岩 4、腰 4
	千年交流センター	原ヶ平五丁目 1-13	87-5519	○	○	○	○	○	
	千年公民館	小栗山字川合 115-1	87-2130	○	○	○	○	○	
	清水森会館	清水森字沼田 39-6	87-1534	○	○	○	○	-	
	弘前聾学校	原ヶ平三丁目 3-1	87-2171	-	-	-	- コ	-	
1 7 大和 沢	大和沢小学校	狼森字天王 12-1	87-2234	○	○	○	○	○	岩 4
	一野渡集落農事集会所	一野渡字岡本 16-2	87-3429	○	○	○	○	-	土砂

学区	施設名	所在地 (弘前市大字)	連絡先 (0172-)	指定緊急避難場所				指定 避難所	備 考
				災害種別ごとの適否					
				洪水・ 浸水	土石流 崖崩れ等	地震	火山現象 /ミサイル等		
1 8 小沢	小沢小学校	大開二丁目 5-1	88-3016	○	○	○	○ コ	○	岩 4
	弘前南高等学校	大開四丁目 1-1	88-2131	○	○	○	○ コ	○	岩 4
	清水公民館	小沢字御笠見 46-10	88-2110	○	○	○	○	○	
	清水交流センター	大開二丁目 1-2	87-6611	○	○	○	○	○	
1 9 青柳	青柳小学校	悪戸字村元 7-2	32-4600	○	○	○	○ コ	○	岩 4
2 0 東目 屋	東目屋ふれあいセンター	中野字中豊田 20	86-2112	○	○	○	○ コ	○	土砂
	中畑町民会館	中畑字俵元 78	86-2757	○	○	○	○	-	
	国吉農業多目的集会施設	国吉字村元 37-1	40-7103	○	○	○	○	-	
	吉川研修会館	吉川字村元	86-2559	○	○	○	○	-	
	黒土コミュニティセンター	黒土字川合 131-1	86-2129	○	○	○	○	-	
	高野集会所	高野字山元	86-2624	○	○	○	○	-	
2 1 和徳	和徳小学校	代官町 107-3	32-0725	○	○	○	○ コ	○	浸水深 0.5m 未満、岩 3、平 3、腰 4
	第一中学校	和徳町 363-13	32-3949	○	○	○	○ コ	○	岩 3、平 3、腰 4
	堅田集会所	和徳町 333-1	28-2427	○	○	○	○	-	
2 2 東	東小学校	城東中央五丁目 6-1	27-1588	○	○	○	○ コ	○	浸水深 0.5m 未満、岩 4、平 4
	東中学校	末広三丁目 2-1	26-0575	○	○	○	○ コ	○	岩 4、平 4、腰 3
	総合学習センター	末広四丁目 10-1	27-5800	○	○	○	○ コ	○	浸水深 0.5m 未満

学区	施設名	所在地 (弘前市大字)	連絡先 (0172-)	指定緊急避難場所				指定 避難所	備 考
				災害種別ごとの適否					
				洪水・ 浸水	土石流 崖崩れ等	地震	火山現象 /ミサイル等		
2 3 時敏	時敏小学校	宮園一丁目 5-1	34-3255	×	○	○	○ コ	○洪水時不可	浸水深 0.5～3.0m 未満
	弘前中央高校	蔵主町 7-1	35-5000	○	○	○	○ コ	○	岩 4
	弘前市立観光館	下白銀町 2-1	37-5501	○	○	○	○ コ	○	
	弘前 B & G 海洋センター	八幡町一丁目 9-1	33-4545	×	○	○	○ コ	○洪水時不可	浸水深 0.5～3.0m 未満
	弘前文化センター	下白銀町 19-4	33-6561	○	○	○	○ コ	○	岩 4
	市民会館	下白銀町 1-6	32-3374	○	○	○	○ コ	○補完	
2 4 北	北小学校	青山三丁目 15-1	33-6780	×	○	○	○ コ	○洪水時不可	浸水深 0.5～3.0m 未満
2 5 城西	城西小学校	新町 236-1	34-1335	×	○	○	○ コ	○洪水時不可	浸水深 0.5～3.0m 未満
	第二中学校	平岡町 72	32-4607	×	○	○	○ コ	○洪水時不可	浸水深 0.5～3.0m 未満
	市民体育館	五十石町 7	36-2515	×	○	○	○ コ	○洪水時不可	浸水深 0.5～3.0m 未満
	弘前工業高校	馬屋町 6 番地 2	32-6241	—	—	—	— コ	—	
2 6 西	西小学校	茜町三丁目 2-1	34-1335	×	○	○	○ コ	○洪水時不可	浸水深 0.5～3.0m 未満
2 7 大成	大成小学校	御幸町 13-1	32-2591	○	○	○	○ コ	○	岩 4、腰 4
2 8 三大	第三大成小学校	富田町 47	32-2846	○	○	○	○ コ	○	浸水深 0.5m 未満、岩 4
2 9 朝陽	朝陽小学校	在府町 36	32-3647	○	○	○	○ コ	○	岩 3、平 4、腰 4
	弘前市役所	上白銀町 1-1	35-1111	○	○	○	○ コ	○	土砂、岩 3、平 3、腰 3、後長 3
	りんごの家	清水富田字寺沢 125	36-7439	○	○	○	○	—	

学区	施設名	所在地 (弘前市大字)	連絡先 (0172-)	指定緊急避難場所				指定 避難所	備 考
				災害種別ごとの適否					
				洪水・ 浸水	土石流 崖崩れ等	地震	火山現象 /ミサイル等		
3 0 桔梗 野	桔梗野小学校	桔梗野二丁目 21	32-4078	○	○	○	○ コ	○	土砂、岩 3、平 4、腰 4
	第四中学校	樹木五丁目 2-6	32-5244	○	○	○	○ コ	○	岩 3、平 4、腰 4
	弘前高等学校	新寺町 1-1	32-0251	○	○	○	○ コ	○	岩 4
	県立弘前高等技術専門校	緑ヶ丘一丁目 9-1	32-2713	－	－	－	○ コ	－	
3 1 石川	石川小学校	石川字庄司川添 19-1	92-2110	×	○	○	○ コ	○洪水時不可	浸水深 0.5～3.0m 未満
	石川中学校	石川字庄司川添 19-1	92-2310	×	○	○	○ コ	○洪水時不可	浸水深 0.5～3.0m 未満
	石川町民会館	石川字石川 84-1	92-2743	○	○	○	○	－	土砂、平 3
	小金崎研修センター	小金崎字留岡 44-2	31-5600	×	○	○	○	－	浸水深 0.5～3.0m 未満
	乳井多目的集会施設	乳井字大清水 133-2	40-7103	○	○	○	○	－	土砂
	石川東老人福祉センター	薬師堂字熊本 51-3	92-4181	○	○	○	○	－	
	大沢町民会館	大沢字上村元 68-3	92-3685	○	○	○	○	－	土砂
3 2 岩木	岩木小学校	五代字前田 451	82-3008	○	○	○	○ コ	○	岩 4、後長 3
	津軽中学校	五代字早稲田 478	82-3004	○	○	○	○ コ	○	岩 4
	中央公民館岩木館	賀田一丁目 18-3	82-3214	○	○	○	○ コ	○	
	岩木 B & G 海洋センター	兼平字猿沢 32-11	82-5700	○	○	○	○ コ	○	土砂、岩 3、後長 3
	岩木文化センター	賀田一丁目 18-4	82-3214	○	○	○	○ コ	○	
	岩木総合支所	賀田一丁目 1-1	82-3111	○	○	○	○ コ	○	土砂、岩 3、後長 3
	龍ノ口研修館	龍ノ口字村元 256-2	82-4707	×	○	○	○	－	浸水深 0.5～3.0m 未満
	鳥井野多目的集会所	鳥井野字長田 50-8	82-2962	○	○	○	○	－	
	如来瀬コミュニティセンター	如来瀬字種本 54-3	82-5283	○	○	○	○	－	
	八幡多目的集会所	八幡字北原 43-1	82-4607	○	○	○	○	－	
	愛宕多目的集会所	愛宕字山下 42-1	82-3934	○	○	○	○	－	
	五代多目的集会所	五代字沼田 136	82-2964	○	○	○	○	－	

学区	施設名	所在地 (弘前市大字)	連絡先 (0172-)	指定緊急避難場所				指定 避難所	備 考
				災害種別ごとの適否					
				洪水・ 浸水	土石流 崖崩れ等	地震	火山現象 /ミサイル等		
3 2 岩木	宮地研修館	宮地字宮本 150-6	82-4717	○	○	○	○	-	
3 3 常盤野	岩木青少年スポーツセンター	常盤野字湯段菰 1-2	83-2338	○	○	○	○	○火山時不可	土砂
3 4 相馬	相馬小学校	黒滝字二ノ松本 2-4	84-3107	○	○	○	○ コ	○	土砂
	相馬中学校	紙漉沢字山越 48	84-2312	○	○	○	○ コ	○	
	相馬総合支所	五所字野沢 41-1	84-2111	○	○	○	○ コ	○	土砂、岩 3
	相馬ふれあい館	相馬字八反田 25	84-3474	○	○	○	○ コ	○	
	昂地区集会所	昂 5-2	35-1664	○	○	○	○	-	
	黒滝担い手センター	黒滝字一ノ川瀬 17	84-3135	○	○	○	○	-	
	藤沢活性化施設	藤沢字野田 123-1	84-2132	○	○	○	○	-	

凡例

- 指定緊急避難場所…危険が切迫した際に一時的に避難する場所
- 指定避難所…家屋などが被災した場合に被災者が避難生活を送ることができる施設
- 浸水深…洪水で浸水した場合に想定される水の高さ
- 補完…指定避難所などが不足した場合に補完する施設
- 土砂…土砂災害で警戒レベル 3（高齢者等避難）、警戒レベル 4（避難指示）を発令した際に開設予定の避難場所
- 「岩 3」、「平 3」、「腰 3」、「後長 3」、「大峰 3」… 岩木川、平川、腰巻川、後長根川、大峰川を対象に警戒レベル 3、4 を発令した際に開設予定の避難場所
- 「岩 4」、「平 4」、「腰 4」… 岩木川、平川、腰巻川を対象に警戒レベル 4 を発令した際に開設予定の避難場所
- コ…構造がコンクリート造り（弾道ミサイル等の場合、努めてコンクリート造りの建物に避難）

参考

自主避難所

自主避難所は、「指定避難所」とは異なり、台風が弘前市に上陸・接近する恐れがある場合など、市民のみなさんの問い合わせ状況を考慮したうえで、事前の避難を希望される方を対象に一時的に開設するものです。なお、食料品・日用品等の提供はいたしませんので、あらかじめ各自で食料・飲料水・着替え等の最低限の必要品を準備のうえ、避難所にお越しください。

開設予定場所 … 弘前市役所、岩木総合支所、相馬総合支所

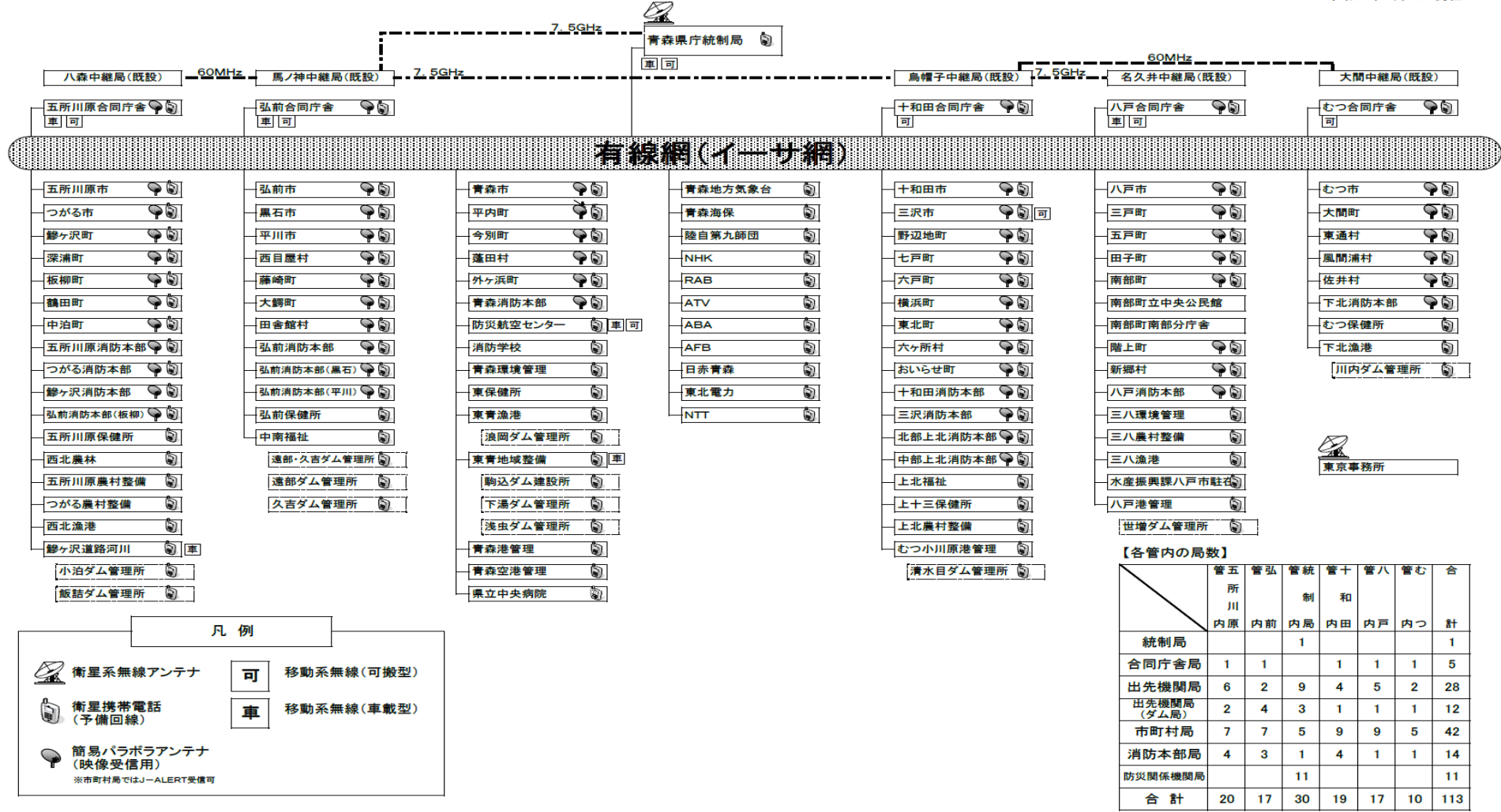
3 通 信

(1) 青森県防災情報ネットワーク回線構成図

(防災課 令和3年4月)

令和2年4月1日現在

青森県防災情報ネットワーク回線構成図



※ 「青森県地域防災計画資料編（令和3年3月）」より転記

(2) 市の通信等

(防災課 令和3年4月)

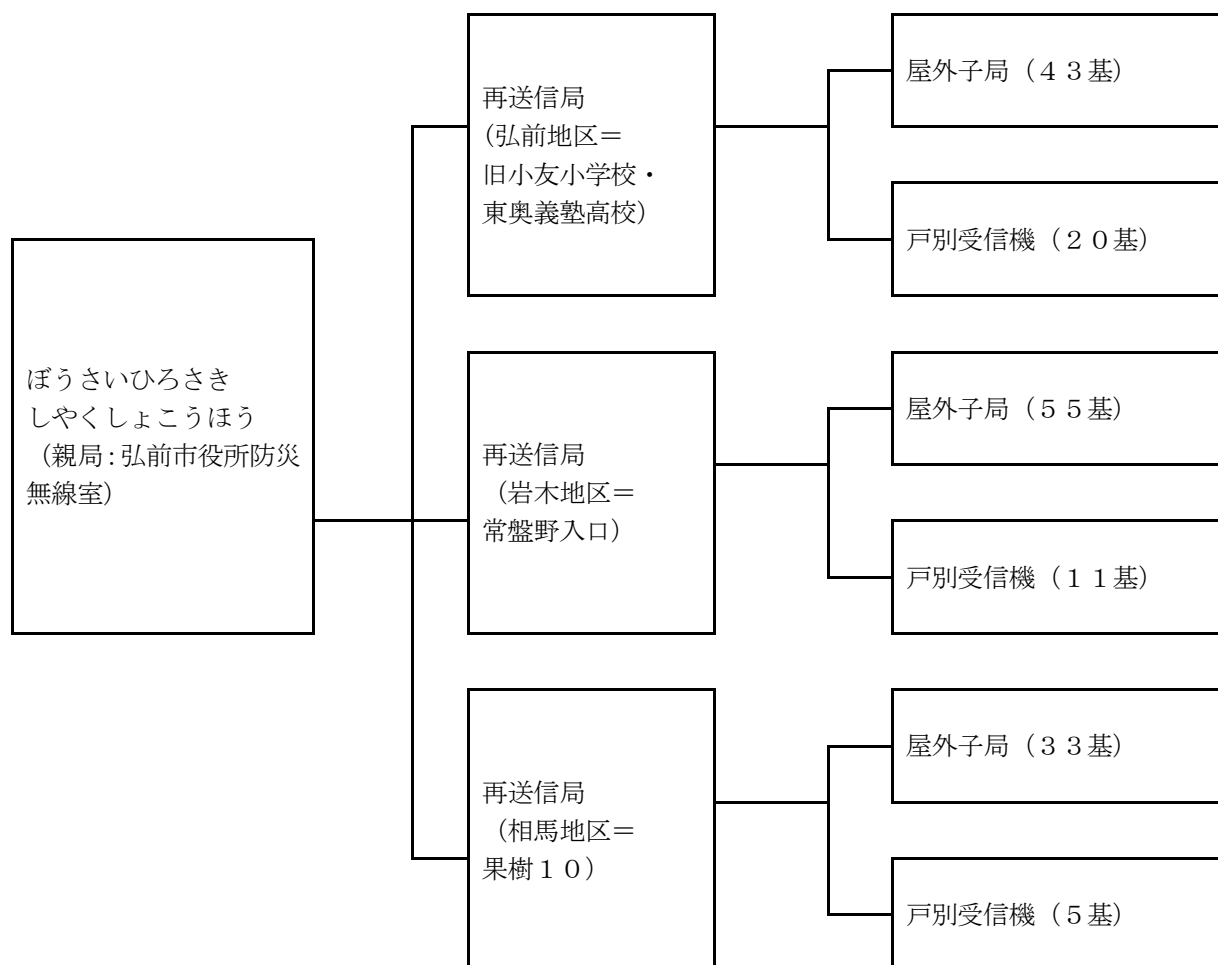
ア 防災行政無線設備

無線の種別		呼出名称（識別信号）	周波数及び空中線電力	局数
移動系	基地局	ぼうさいひろさき	272.2625 MHz 20W 272.6625 MHz 20W 272.7625 MHz 20W	1
	半固定局	ぼうさいひろさき 200～220	262.2375 MHz 5W 262.0375～262.2125 MHz 5W 262.2625～262.4125 MHz 5W 262.4375～265.2125 MHz 5W	21
	簡易中継局	ぼうさいひろさき 294・295※（裾野出張所） 296・297（岩木山総合公園） 298・299（大助） ※295は半固定局を兼ねる。	262.2375 MHz 5W 262.0375～262.2125 MHz 5W 262.2625～262.4125 MHz 5W 262.4375～265.2125 MHz 5W	3
	車載局	ぼうさいひろさき 300～345	262.2375 MHz 5W 262.0375～262.2125 MHz 5W 262.2625～262.4125 MHz 5W 262.4375～265.2125 MHz 5W	46
	携帯局	ぼうさいひろさき 400～523	262.2375 MHz 2W 262.0375～262.2125 MHz 2W 262.2625～262.4125 MHz 2W 262.4375～265.2125 MHz 2W	124
同報系	親局（固定局）	ぼうさいひろさきしやくしょうほう	59.225 MHz 10W	1
	遠隔制御局	ぼうさいひろさきしやくしょうほう	59.225MHz 1W	4
	再送信子局	ぼうさいひろさきしやくしょうほう 105、142、220、309	59.225MHz／61.925MHz 1W	4
	屋外拡声子局	ぼうさいひろさきしやくしょうほう 100～142（旧市内） 201～255（岩木地区） 301～333（相馬地区）	59.225MHz 1W	131
	戸別受信局	ぼうさいひろさきしやくしょうほう 1～36	59.225MHz 1W	36

イ 防災行政無線（同報系）

（防災課 令和3年4月）

（ア） 防災行政無線（同報系）通信系統図



（イ） 受信設備の設置場所（同報系）

a 弘前市防災無線屋外拡声子局設置場所

(a) 弘前市防災無線屋外拡声子局設置場所 【弘前地区】

No	局番	施設名	かな名	住所	備考
1	100	弘前市役所	ひろさきしやくしょう	弘前市上白銀町 1-1	直送局
2	101	旧修斉小学校	しゅうせい	弘前市十面沢字赤坂 1-1	A B
3	102	旧三和小学校	みわ	弘前市三和字川合 251-2	A B
4	103	裾野中学校	すその	弘前市十面沢字湯ヶ森 40	A B
5	104	旧草薙小学校	くさなぎ	弘前市大森字田浦 12-1	A B
6	105	旧小友小学校 (再送信局1)	おとも	弘前市小友字宇田野 1140	再送信 1
7	106	新和中学校	にいな	弘前市種市字小島 57-2	
8	107	新和小学校	にいな	弘前市青女子字桜苺 292-4	A B
9	108	自得小学校	じとく	弘前市鬼沢字菖蒲沢 109-4	A B
10	109	北辰中学校	ほくしん	弘前市高杉字五反田 191	A B
11	110	旧弥生小学校	やよい	弘前市弥生字弥生平 580	A B

No	局番	施設名	かな名	住所	備考
12	111	高杉小学校	たかすぎ	弘前市高杉字神原 7-1	
13	112	三省小学校	さんせい	弘前市中崎字野脇 142-2	
14	113	船沢小学校	ふなざわ	弘前市細越字早稲田 42	A B
15	114	城東小学校	じょうとう	弘前市大久保字西田 105-40	
16	115	致遠小学校	ちえん	弘前市浜の町北一丁目 7-1	
17	116	北小学校	きた	弘前市青山三丁目 15-1	
18	117	時敏小学校	じびん	弘前市宮園一丁目 5-1	
19	118	城西小学校	じょうせい	弘前市新町 236-1	
20	119	第一中学校	だいいち	弘前市和徳町 363-13	
21	120	福村小学校	ふくむら	弘前市福村一丁目 1-1	A B
22	121	和徳小学校	わとく	弘前市代官町 107-3	
23	122	東中学校	ひがし	弘前市末広三丁目 2-1	
24	123	東小学校	ひがし	弘前市城東中央五丁目 6-1	
25	124	西小学校	にし	弘前市茜町三丁目 2-1	
26	125	朝陽小学校	ちょうよう	弘前市在府町 36	
27	126	大成小学校	たいせい	弘前市御幸町 13-1	
28	127	豊田小学校	とよだ	弘前市豊田一丁目 4-1	
29	128	桔梗野小学校	ききょうの	弘前市桔梗野二丁目 21	
30	129	青柳小学校	あおやぎ	弘前市悪戸字村元 7-2	
31	130	東目屋小学校	ひがしめや	弘前市桜庭字清水流 39	A B
32	131	第四中学校	だいよん	弘前市樹木五丁目 2-6	
33	132	第三大成小学校	だいさんたいせい	弘前市富田町 47	
34	133	第五中学校	だいが	弘前市川先二丁目 4-1	
35	134	文京小学校	ぶんきょう	弘前市中野一丁目 1-1	
36	135	堀越小学校	ほりこし	弘前市門外一丁目 3-3	
37	136	松原小学校	まつばら	弘前市松原東二丁目 17	
38	137	小沢小学校	こざわ	弘前市大開二丁目 5-1	
39	138	千年小学校	ちとせ	弘前市小栗山字川合 119-7	A B
40	139	南中学校	みなみ	弘前市原ヶ平字山中 20-13	A B
41	140	大和沢小学校	おおわさわ	弘前市狼森字天王 12-1	A B
42	141	石川小学校	いしかわ	弘前市石川字庄司川添 19-1	A B
43	142	東奥義塾高等学校	とうおうぎじゅく	弘前市石川長者森 61-1	A B・再送信

※A Bは、アンサーバック式

(b) 弘前市防災無線屋外拡声子局設置場所 【岩木地区】

No	局番	施設名	かな名	住所	備考
1	201	岩木支所	いわきししょ	弘前市賀田一丁目 1-1	A B
2	202	杉山 1	すぎやまいち	弘前市百沢字東岩木山 141-4	
3	203	杉山 2	すぎやまに	弘前市百沢字東岩木山 2723-2	A B
4	204	平和	へいわ	弘前市百沢字東岩木山 141-1	
5	205	上弥生 2	かみやよいに	弘前市百沢字東岩木山 809-5	

No	局番	施設名	かな名	住所	備考
6	206	上弥生 1	かみやよいいち	弘前市百沢字東岩木山 876-1	
7	207	東岩木山	ひがしいわきさん	弘前市百沢字東岩木山 246-1	
8	208	枯木平 1	かれきたいいち	弘前市常盤野字黒沢 25-73	A B
9	209	枯木平 2	かれきたいに	弘前市常盤野字上黒沢 29-180	
10	210	茂上	もがみ	弘前市新岡字薬師 245-4	
11	211	瑞穂	みずほ	弘前市常盤野字上黒沢 150-1	A B
12	212	鼻和	はなわ	弘前市鼻和字平岡 22-3	
13	213	新岡 1	にいおかいち	弘前市新岡字山本 15-1	A B
14	214	新岡 2	にいおかに	弘前市新岡字片付 1-4	
15	215	新岡 3	にいおかさん	弘前市新岡字片付 42-1	
16	216	常盤野	ときわの	弘前市常盤野字湯の沢 127-4	A B
17	217	愛宕	あたご	弘前市愛宕字山下 42-1	
18	218	湯段	ゆだん	弘前市常盤野字湯段菰 13-1	A B
19	219	葛原	くずはら	弘前市葛原字大柳 179-10	
20	220	常盤野入口（再送信局 2）	ときわのいりぐち	弘前市百沢字裾野 431-2	再送信 2
21	221	高岡 1	たかおかいち	弘前市高岡字獅子沢 48-2	A B
22	222	高岡 2	たかおかに	弘前市百沢字東岩木山 1281-3	
23	223	八幡	やわた	弘前市八幡字北原 43-1	
24	224	百沢	ひゃくざわ	弘前市百沢字寺沢 88-2	A B
25	225	新法師	しんぼうし	弘前市新法師字稔 172-4	
26	226	小森山	こもりやま	弘前市百沢字東岩木山 1846-4	A B
27	227	宮地	みやじ	弘前市宮地字宮本 150-6	
28	228	地藏茶屋	じぞうちゃや	弘前市百沢字裾野 499	
29	229	小松野	こまつの	弘前市百沢字笹平 8-44	
30	230	馬子橋	ばっこはし	弘前市宮地字沢田 30-6	
31	231	高屋 1	たかやいち	弘前市高屋字安田 565-3	
32	232	高屋 2	たかやに	弘前市横町字豊田 102-1	
33	233	総合公園	そうごうこうえん	弘前市百沢字裾野 195-1	
34	234	熊嶋	くまじま	弘前市熊嶋豊田 208	
35	235	五代	ごだい	弘前市五代字沼田 41-3	
36	236	深山	しんざん	弘前市一町田字早稲田 702 先	
37	237	奥新法師 1	おくしんぼうしいち	弘前市新法師字泉 150-3	
38	238	奥新法師 2	おくしんぼうしに	弘前市新法師字泉 256	
39	239	駒越 1	こまごしいち	弘前市駒越字平田 2-8	
40	240	駒越 2	こまごしに	弘前市駒越字村元 93	
41	241	蔵王	ざおう	弘前市五代字山本 714-1	
42	242	三本柳	さんほんやなぎ	弘前市百沢字三本柳 57-3	
43	243	二本木	にほんぎ	弘前市一町田字浅井 461-1	
44	244	高館 1（中継所）	たかだていち	弘前市五代字従弟沢 1030-150	

No	局番	施設名	かな名	住所	備考
45	245	高館 2	たかだてに	弘前市五代字従弟沢 874-3	
46	246	森山	もりやま	弘前市百沢字裾野 1-1777	
47	247	兼平	かねひら	弘前市兼平字富田 72	
48	248	根の山（太陽光発電）	ねのやま	弘前市百沢字山田 17-5	
49	249	兼平山	かねひらやま	弘前市兼平字石山添 174-225	
50	250	真土	まつち	弘前市真土字苧田 59-1	
51	251	大清水	おおしみず	弘前市鳥井野字長田 167-3	
52	252	如来瀬	によらいせ	弘前市如来瀬字種本 53-4	
53	253	鳥井野	とりいの	弘前市鳥井野字長田 50-8	
54	254	龍ノ口	たつのくち	弘前市龍ノ口字村元番外地	
55	255	大久保	おおくぼ	弘前市如来瀬字大久保平 78	

※A Bは、アンサーバック式

(c) 弘前市防災無線屋外拡声子局設置場所 【相馬地区】

No	局番	施設名	かな名	住所	備考
1	301	相馬支所（五所）	そうまししょ	弘前市五所字野沢 41-1	A B
2	302	湯口	ゆぐち	弘前市湯口字二ノ安田 159	
3	303	黒滝（公民館）	くろたき	弘前市黒滝字一ノ川瀬 17	
4	304	紙漉沢 1	かみすきさわいち	弘前市紙漉沢字山越 164-2	
5	305	紙漉沢 2	かみすきさわに	弘前市紙漉沢字山越 19-1	
6	306	紙漉沢 3	かみすきさわさん	弘前市紙漉沢字山越 265-1	
7	307	果樹 8	かじゅはち	弘前市紙漉沢字山越 417-5	
8	308	水木在家（公民館）	みずきざいけ	弘前市水木在家字桜井 81-1	
9	309	果樹 10（再送信局 3）	かじゅじゅう	弘前市大助字竜ノ口 125-398	再送信 3
10	310	果樹 7	かじゅなな	弘前市坂市字坂市沢 292-3	
11	311	果樹 1	かじゅいち	弘前市湯口字一ノ下り山 156	
12	312	坂市 1（集会場）	さかいちいち	弘前市坂市字亀田 102-2 地先	
13	313	坂市 2	さかいちに	弘前市坂市字亀田 53-5	
14	314	坂市 3	さかいちさん	弘前市坂市字坂市沢 194-1	
15	315	桜井	さくらい	弘前市水木在家字桜井 161-1	
16	316	果樹 6-1	かじゅろくのいち	弘前市藤沢字野田 184-1	
17	317	果樹 6-2	かじゅろくの	弘前市藤沢字野田 204-24	
18	318	藤沢（持寄館）	ふじさわ	弘前市藤沢字野田 47-1	A B
19	319	沢田（生活改善センター）	さわだ	弘前市沢田字園村 18-2	A B
20	320	大助（公民館）	おおすけ	弘前市大助字野田 21	
21	321	相馬（公民館）	そうま	弘前市相馬字一丁木 58	
22	322	山田（集会場）	やまだ	弘前市相馬字山田 42	
23	323	前相馬	まえそうま	弘前市相馬字夏川 17 地先	
24	324	果樹 9	かじゅく	弘前市水木在家字岩浪沢 4-79	

No	局番	施設名	かな名	住所	備考
25	325	果樹 2	かじゅに	弘前市湯口字一ノ下り山 87-436	
26	326	果樹 4	かじゅよん	弘前市相馬字竜ヶ平 276-1	
27	327	果樹 5	かじゅご	弘前市相馬字竜ヶ平 214-88	
28	328	果樹 3	かじゅさん	弘前市相馬字野脇 114-586	
29	329	桐ノ木沢 1 (公民館)	きりのきさわいち	弘前市相馬字薬師堂下 34-4	
30	330	桐ノ木沢 2	きりのきさわに	弘前市相馬字羽山 36-1	A B
31	331	立石	たていし	弘前市藍内字立石 31	
32	332	藍内 1 (交流館)	あいないいち	弘前市藍内字富田 70-4	A B
33	333	藍内 2	あいないに	弘前市藍内字関ヶ平 51-1	

※A Bは、アンサーバック式

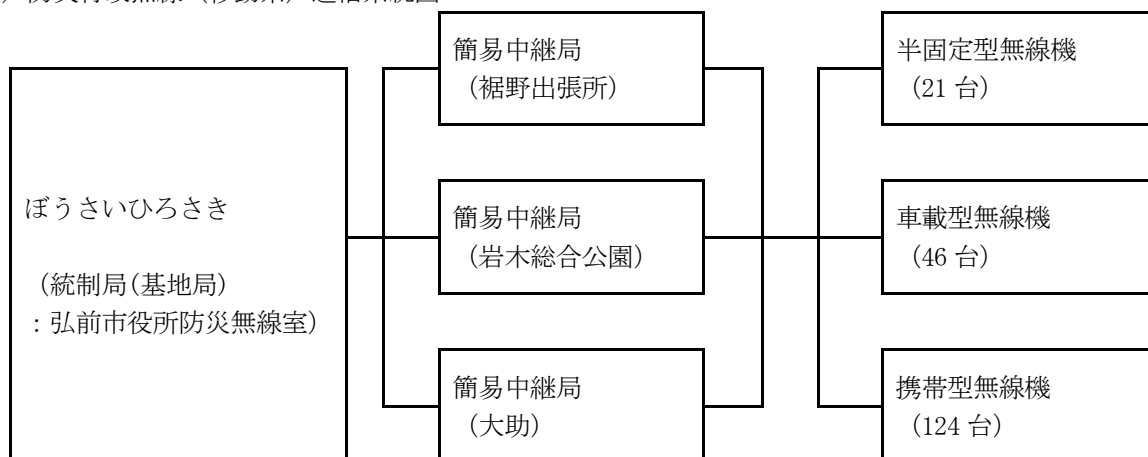
b 戸別受信機の設置場所

項	地 区	施設名	住 所	備 考
1	弘前地区	市役所 1	弘前市上白銀町 1-1	
2		東目屋出張所	弘前市中野字中豊田 37-2	
3		消防本部	弘前市本町 2-1	
4		防災行政無線アプリ	弘前市上白銀町 1-1	
5		船沢出張所	弘前市折笠字宮川 95-5	
6		アップルウェーブ	弘前市土手町 38	
7		高杉出張所	弘前市独狐字山辺 72-1	
8		裾野出張所	弘前市大森字勝山 81-1	
9		新和出張所	弘前市種市字熊谷 5-1	
10		石川出張所	弘前市石川字石川 114-1	
11		三省地区交流センター	弘前市三世寺成瀬 68-1	
12		新和地区体育文化交流センター	弘前市種市字 387	
13	岩木地区	岩木支所	弘前市賀田一丁目 1-1	
14		中央公民館岩木館	弘前市賀田一丁目 18-3	
15		保健福祉センター	弘前市賀田字大浦 4-1	
16		いわき荘	弘前市百沢字寺沢 28-29	
17		岩木山総合公園	弘前市百沢字裾野 195-1	
18		岩木 B & G 海洋センター	弘前市兼平字猿沢 32-11	
19		岩木小	弘前市五代字前田 451	
20		裾野小	弘前市十面沢字轡 293	
21		常盤野小中	弘前市常盤野字湯の沢 45-4	
22		津軽中	弘前市五代字早稲田 478	
23		岩木さんぽ館	弘前市常盤野字湯の沢 149-2	
24		農協団体 (J A つがる弘前岩木支店)	弘前市五代字前田 306-1	
25	相馬地区	相馬支所	弘前市五代字野沢 41-1	
26		ロマントピア	弘前市水木在家字桜井 113-2	
27		農協団体 (J A 相馬村)	弘前市五所字野沢 23-1	
28		相馬小	弘前市黒滝字二ノ松本 2-4	
29		相馬中	弘前市紙漣沢字山越 48	
30	土砂災害 警戒区域	十腰内	個人宅	
31		十面沢	個人宅	
32		防災課	弘前市上白銀町 1-1	
33		坂元	個人宅	
34		大沢	個人宅	
35		乳井	個人宅	
36	弘前地区	青柳小学校	弘前市悪戸字村元 7-2	

ウ 防災行政無線（移動系）

（防災課 令和3年4月）

（ア）防災行政無線（移動系）通信系統図



（イ）防災行政無線（移動系）設置（配備）場所

所 属	局種別	基数	出力	呼出名称（識別信号）		設置（配備）場所
弘 前 市	統制局 (基地局)	1 基	20 W	ぼうさいひろさき		市役所防災無線室
	半固定局	21 基	5 W	ぼうさいひろさき	200	相馬総合支所
				ぼうさいひろさき	201	農村整備課
				ぼうさいひろさき	202	環境課
				ぼうさいひろさき	203	土木課
				ぼうさいひろさき	204	福祉総務課
				ぼうさいひろさき	205	生活福祉課
				ぼうさいひろさき	206	道路維持課
				ぼうさいひろさき	207	岩木総合支所
				ぼうさいひろさき	208	防災課
				ぼうさいひろさき	209	教育総務課
				ぼうさいひろさき	210	新和出張所
				ぼうさいひろさき	211	東目屋出張所
				ぼうさいひろさき	212	石川出張所
				ぼうさいひろさき	213	船沢出張所
				ぼうさいひろさき	214	高杉出張所
				ぼうさいひろさき	215	上下水道部総務課
				ぼうさいひろさき	216	消防本部
				ぼうさいひろさき	217	市立病院
				ぼうさいひろさき	218	市民課城東分室
				ぼうさいひろさき	219	健康増進課
				ぼうさいひろさき	220	介護福祉課
	簡易中継局	6 基		ぼうさいひろさき	294	裾野出張所
				ぼうさいひろさき	295	裾野出張所
				ぼうさいひろさき	296	岩木山総合公園
				ぼうさいひろさき	297	岩木山総合公園
				ぼうさいひろさき	298	大助
				ぼうさいひろさき	299	大助

所 属	局種別	基数	出力	呼出名称（識別信号）	設置（配備）場所
弘 前 市	車載局	4 6 基	5 W	ぼうさいひろさき 3 0 0	新和出張所 ^ブ レマシー
				ぼうさいひろさき 3 0 1	管財課ハイース
				ぼうさいひろさき 3 0 2	環境事業所フォレスター
				ぼうさいひろさき 3 0 3	管財課フィット
				ぼうさいひろさき 3 0 4	管財課NBox
				ぼうさいひろさき 3 0 5	福祉総務課 ^ボ ンゴ ^ッ
				ぼうさいひろさき 3 0 6	管財課ekワゴン
				ぼうさいひろさき 3 0 7	管財課フォレスター
				ぼうさいひろさき 3 0 8	管財課フォレスター
				ぼうさいひろさき 3 0 9	管財課フォレスター
				ぼうさいひろさき 3 1 0	高杉出張所 ^{インブ} レッサ
				ぼうさいひろさき 3 1 1	管財課フォレスター
				ぼうさいひろさき 3 1 2	道路維持課 ^ブ ラト ^ッ
				ぼうさいひろさき 3 1 3	道路維持課キャンター
				ぼうさいひろさき 3 1 4	道路維持課 ^{ダブル} ルキャブ ^ッ
				ぼうさいひろさき 3 1 5	道路維持課 ^{ダブル} ルキャブ ^ッ
				ぼうさいひろさき 3 1 6	道路維持課フォレスター
				ぼうさいひろさき 3 1 7	道路維持課フォレスター
				ぼうさいひろさき 3 1 8	道路維持課ハイラックス
				ぼうさいひろさき 3 1 9	道路維持課フォレスター
				ぼうさいひろさき 3 2 0	道路維持課 ^{ラント} クルサー ^ー
				ぼうさいひろさき 3 2 1	道路維持課エルフ
				ぼうさいひろさき 3 2 2	管財課RAV4
				ぼうさいひろさき 3 2 3	管財課 ^{プロボ} ックス
				ぼうさいひろさき 3 2 4	岩木総合支所総務課CR-V
				ぼうさいひろさき 3 2 5	岩木総合支所民生課タウンエース
				ぼうさいひろさき 3 2 6	相馬総合支所総務課 ^{レガ} シー
				ぼうさいひろさき 3 2 7	相馬総合支所民生課エクストレイル
				ぼうさいひろさき 3 2 8	防災課
				ぼうさいひろさき 3 2 9	防災課 ^{ボンゴ} （消防団）
				ぼうさいひろさき 3 3 0	防災課アトラス（消防団）
				ぼうさいひろさき 3 3 1	管財課XV
				ぼうさいひろさき 3 3 2	管財課 ^デ リカ
				ぼうさいひろさき 3 3 3	サクシート ^ッ
				ぼうさいひろさき 3 3 4	船沢出張所 ^{インブ} レッサ
				ぼうさいひろさき 3 3 5	管財課 ^{プロボ} ックス
				ぼうさいひろさき 3 3 6	防災課
				ぼうさいひろさき 3 3 7	石川出張所アルト
				ぼうさいひろさき 3 3 8	防災課
				ぼうさいひろさき 3 3 9	裾野出張所アルト
				ぼうさいひろさき 3 4 0	東目屋出張所ミライース
				ぼうさいひろさき 3 4 1	防災課
				ぼうさいひろさき 3 4 2	上下水道部営業課フォレスター
				ぼうさいひろさき 3 4 3	上下水道部施設課 ^{インブ} レッサ
				ぼうさいひろさき 3 4 4	上水道施設課タウン ^ボ ックス
				ぼうさいひろさき 3 4 5	下水道施設課 ^{ラント} クルサー ^ー

所 属	局種別	基数	出力	呼出名称（識別信号）	設置（配備）場所
弘 前 市	携帯局	1 2 4 基	2 W	ぼうさいひろさき 4 0 0	防災課
				ぼうさいひろさき 4 0 1	防災課
				ぼうさいひろさき 4 0 2	防災課
				ぼうさいひろさき 4 0 3	防災課
				ぼうさいひろさき 4 0 4	防災課
				ぼうさいひろさき 4 0 5	防災課
				ぼうさいひろさき 4 0 6	防災課
				ぼうさいひろさき 4 0 7	防災課
				ぼうさいひろさき 4 0 8	防災課
				ぼうさいひろさき 4 0 9	防災課
				ぼうさいひろさき 4 1 0	防災課
				ぼうさいひろさき 4 1 1	防災課
				ぼうさいひろさき 4 1 2	防災課
				ぼうさいひろさき 4 1 3	防災課（文化財課）
				ぼうさいひろさき 4 1 4	防災課（文化財課）
				ぼうさいひろさき 4 1 5	企画課
				ぼうさいひろさき 4 1 6	秘書課
				ぼうさいひろさき 4 1 7	広聴広報課
				ぼうさいひろさき 4 1 8	財政課
				ぼうさいひろさき 4 1 9	管財課
				ぼうさいひろさき 4 2 0	情報システム課
				ぼうさいひろさき 4 2 1	市民協働課
				ぼうさいひろさき 4 2 2	福祉総務課
				ぼうさいひろさき 4 2 3	生活福祉課
				ぼうさいひろさき 4 2 4	生活福祉課
				ぼうさいひろさき 4 2 5	生活福祉課
				ぼうさいひろさき 4 2 6	生活福祉課
				ぼうさいひろさき 4 2 7	生活福祉課
				ぼうさいひろさき 4 2 8	介護福祉課
				ぼうさいひろさき 4 2 9	こども家庭課
				ぼうさいひろさき 4 3 0	健康増進課
				ぼうさいひろさき 4 3 1	健康増進課
				ぼうさいひろさき 4 3 2	農政課
				ぼうさいひろさき 4 3 3	りんご課
				ぼうさいひろさき 4 3 4	りんご課
				ぼうさいひろさき 4 3 5	農村整備課
				ぼうさいひろさき 4 3 6	農村整備課
				ぼうさいひろさき 4 3 7	農村整備課
				ぼうさいひろさき 4 3 8	商工労政課
				ぼうさいひろさき 4 3 9	土木課
				ぼうさいひろさき 4 4 0	土木課
				ぼうさいひろさき 4 4 1	土木課
				ぼうさいひろさき 4 4 2	道路維持課
				ぼうさいひろさき 4 4 3	道路維持課
				ぼうさいひろさき 4 4 4	道路維持課
				ぼうさいひろさき 4 4 5	建築指導課
				ぼうさいひろさき 4 4 6	建築指導課
				ぼうさいひろさき 4 4 7	都市計画課
				ぼうさいひろさき 4 4 8	防災課
				ぼうさいひろさき 4 4 9	公園緑地課

所 属	局種別	基数	出力	呼出名称（識別信号）	設置（配備）場所
弘 前 市	携帯局		2W	ぼうさいひろさき 4 5 0	環境課
				ぼうさいひろさき 4 5 1	環境事業所
				ぼうさいひろさき 4 5 2	市立病院事務局総務課
				ぼうさいひろさき 4 5 3	市立病院事務局総務課
				ぼうさいひろさき 4 5 4	教育総務課
				ぼうさいひろさき 4 5 5	学校整備課
				ぼうさいひろさき 4 5 6	学務健康課
				ぼうさいひろさき 4 5 7	生涯学習課
				ぼうさいひろさき 4 5 8	農業委員会
				ぼうさいひろさき 4 5 9	岩木総合支所民生課
				ぼうさいひろさき 4 6 0	相馬総合支所民生課
				ぼうさいひろさき 4 6 1	上下水道部
				ぼうさいひろさき 4 6 2	上下水道部
				ぼうさいひろさき 4 6 3	上下水道部
				ぼうさいひろさき 4 6 4	上下水道部
				ぼうさいひろさき 4 6 5	上下水道部
				ぼうさいひろさき 4 6 6	上下水道部
				ぼうさいひろさき 4 6 7	上下水道部
				ぼうさいひろさき 4 6 8	上下水道部
				ぼうさいひろさき 4 6 9	上下水道部
				ぼうさいひろさき 4 7 0	上下水道部
				ぼうさいひろさき 4 7 1	裾野小学校
				ぼうさいひろさき 4 7 2	防災課
				ぼうさいひろさき 4 7 3	裾野小学校
				ぼうさいひろさき 4 7 4	防災課
				ぼうさいひろさき 4 7 5	自得小学校
				ぼうさいひろさき 4 7 6	新和小学校
				ぼうさいひろさき 4 7 7	防災課
				ぼうさいひろさき 4 7 8	高杉小学校
				ぼうさいひろさき 4 7 9	三省小学校
				ぼうさいひろさき 4 8 0	船沢小学校
				ぼうさいひろさき 4 8 1	城東小学校
				ぼうさいひろさき 4 8 2	致遠小学校
				ぼうさいひろさき 4 8 3	北小学校
				ぼうさいひろさき 4 8 4	時敏小学校
				ぼうさいひろさき 4 8 5	東小学校
				ぼうさいひろさき 4 8 6	西小学校
				ぼうさいひろさき 4 8 7	城西小学校
				ぼうさいひろさき 4 8 8	福村小学校
				ぼうさいひろさき 4 8 9	和徳小学校
				ぼうさいひろさき 4 9 0	朝陽小学校
				ぼうさいひろさき 4 9 1	大成小学校
				ぼうさいひろさき 4 9 2	文京小学校
				ぼうさいひろさき 4 9 3	豊田小学校
				ぼうさいひろさき 4 9 4	桔梗野小学校
				ぼうさいひろさき 4 9 5	青柳小学校
				ぼうさいひろさき 4 9 6	第三大成小学校
				ぼうさいひろさき 4 9 7	堀越小学校
				ぼうさいひろさき 4 9 8	千年小学校

所 属	局種別	基数	出力	呼出名称（識別信号）	設置（配備）場所
弘 前 市	携帯局		2 W	ぼうさいひろさき 4 9 9	松原小学校
				ぼうさいひろさき 5 0 0	小沢小学校
				ぼうさいひろさき 5 0 1	石川小学校
				ぼうさいひろさき 5 0 2	大和沢小学校
				ぼうさいひろさき 5 0 3	常盤野小学校
				ぼうさいひろさき 5 0 4	防災課
				ぼうさいひろさき 5 0 5	岩木小学校
				ぼうさいひろさき 5 0 6	東目屋小学校
				ぼうさいひろさき 5 0 7	相馬小学校
				ぼうさいひろさき 5 0 8	裾野中学校
				ぼうさいひろさき 5 0 9	新和中学校
				ぼうさいひろさき 5 1 0	北辰中学校
				ぼうさいひろさき 5 1 1	船沢中学校
				ぼうさいひろさき 5 1 2	第二中学校
				ぼうさいひろさき 5 1 3	第一中学校
				ぼうさいひろさき 5 1 4	東中学校
				ぼうさいひろさき 5 1 5	第四中学校
				ぼうさいひろさき 5 1 6	第五中学校
				ぼうさいひろさき 5 1 7	第三中学校
				ぼうさいひろさき 5 1 8	南中学校
				ぼうさいひろさき 5 1 9	石川中学校
				ぼうさいひろさき 5 2 0	津軽中学校
				ぼうさいひろさき 5 2 1	常盤野中学校
				ぼうさいひろさき 5 2 2	東目屋中学校
				ぼうさいひろさき 5 2 3	相馬中学校

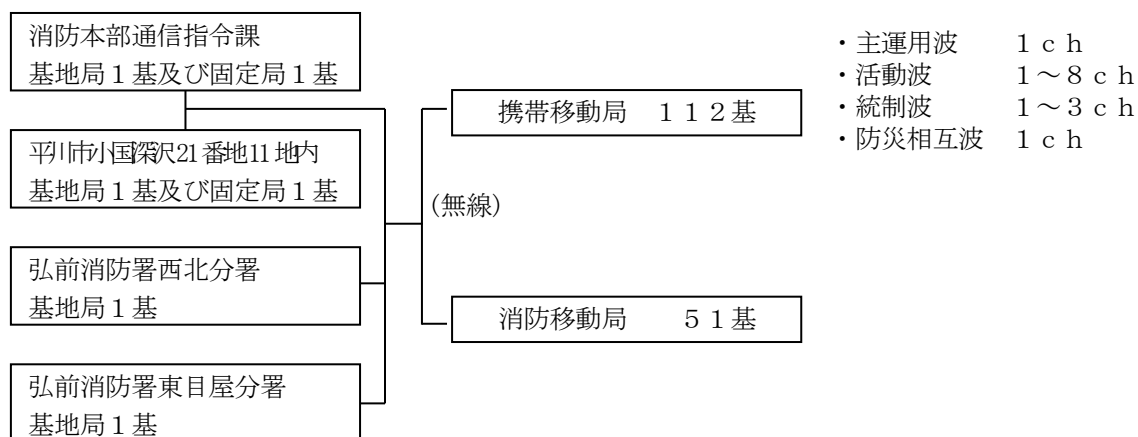
エ 消防無線

(消防本部 令和3年4月)

(7) 消防無線設備

局種別	設置基数	設置・保管場所	出 力				
			携帯移動局			消防移動局	
			1 W	2 W	5 W	5 W	1 0 W
基地局	1 基	消防本部通信指令課					
	1 基	弘前消防署西北分署					
	1 基	弘前消防署目屋分署					
	1 基	平川市小国深沢 21 番地 11 地内					
固定局	1 基	消防本部通信指令課					
	1 基	平川市小国深沢 21 番地 11 地内					
卓上型 半固定 移動局	7 基	弘前消防署				1 基	
		弘前消防署藤代分署				1 基	
		弘前消防署西北分署				1 基	
		弘前消防署西分署				1 基	
		弘前消防署目屋分署				1 基	
		東消防署				1 基	
		東消防署枅形分署				1 基	
携帯 移動局	1 6 3 基	消防本部通信指令課	1 3 基	1 5 基	6 基		2 基
		消防本部	2 基	2 基			5 基
		弘前消防署	1 0 基	6 基		1 基	8 基
		弘前消防署藤代分署	4 基	3 基		1 基	3 基
		弘前消防署西北分署	3 基	3 基		1 基	3 基
		弘前消防署西分署	4 基	3 基		1 基	4 基
		弘前消防署目屋分署	3 基	3 基		1 基	3 基
		東消防署	1 4 基	9 基	2 基	1 基	1 1 基
		東消防署枅形分署	4 基	3 基		1 基	5 基
			5 7 基	4 7 基	8 基	7 基	4 4 基

(4) 通信系統図



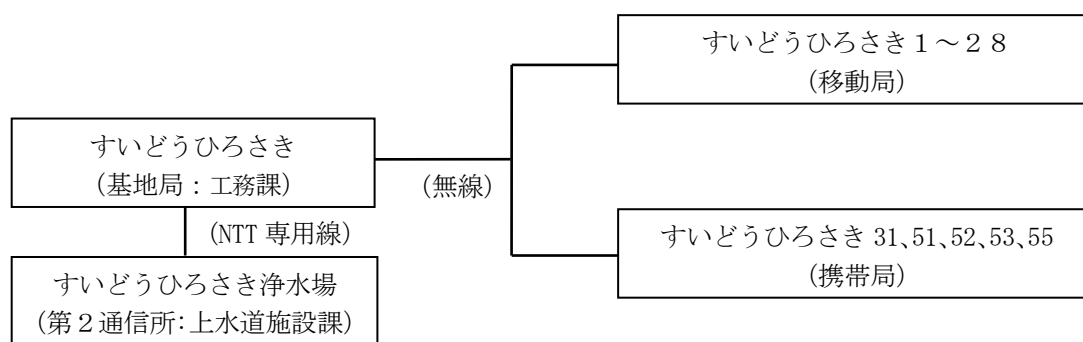
オ 水道無線

(上下水道部 令和3年4月)

(ア) 水道無線設備

局種別	設置基数	出力	呼出名称		課	搭載車両	
基地局	1基	10W	すいどうひろさき		工務課		
第2通信所		10W 有線	すいどうひろさき	浄水場	上水道施設課		
移動局	28基	10W	すいどうひろさき	1	総務課	レカシー	5613
			すいどうひろさき	2	上水道施設課	タウンボックス	4839
			すいどうひろさき	3	上水道施設課	エルフ (給水車)	2790
			すいどうひろさき	4	総務課	フォレスト	719
			すいどうひろさき	5	総務課	フォレスト	1791
			すいどうひろさき	6	上水道施設課	インプレッサ	7550
			すいどうひろさき	7	上水道施設課	キャラバン	3632
			すいどうひろさき	8	上水道施設課	セレナ	4130
			すいどうひろさき	9	総務課	タウンボックス	4837
			すいどうひろさき	10	上水道施設課	エルフ	8827
			すいどうひろさき	11	上水道施設課	エルフローター・ターンプ	7876
			すいどうひろさき	12	総務課	ムーブ	397
			すいどうひろさき	13	工務課	エクシーガ	7017
			すいどうひろさき	14	上水道施設課	エブリイ	775
			すいどうひろさき	15	営業課	ウィング・ポート	1730
			すいどうひろさき	16	上水道施設課	トラック	1348
			すいどうひろさき	17	上水道施設課	エルフ・ワーゲート車	
			すいどうひろさき	18	営業課	ステラ	8357
			すいどうひろさき	19	上水道施設課	N-VAN	
			すいどうひろさき	20	工務課	エクストレイル	4251
			すいどうひろさき	21	営業課	ハイゼットカーゴ	6738
			すいどうひろさき	22	上水道施設課	エクストレイル	286
			すいどうひろさき	23	工務課	タウンボックス	4838
			すいどうひろさき	24	上水道施設課	ステラ	8356
			すいどうひろさき	25	営業課	ウィング・ポート	3495
			すいどうひろさき	26	営業課	アルトエコ	5759
			すいどうひろさき	27	上水道施設課	RAV4	6016
			すいどうひろさき	28	営業課	タッパ (給水車)	6888
携帯局	5基	5W	すいどうひろさき	31	上水道施設課		
			すいどうひろさき	51	工務課		
			すいどうひろさき	52	工務課		
			すいどうひろさき	53	上水道施設課		
			すいどうひろさき	55	工務課		

(イ) 通信系統図



カ 有線放送施設の状況

(農政課 令和3年4月)

地区名	所在地（弘前市大字）	設置場所	管理支店	電話番号
清 水	小沢字広野 34-2	弘前農園敷地内放送室	つがる弘前農協 弘前南支店	0172- 88-1117
	下湯口字青柳 212-4	ゴールド農園冷蔵庫敷地内		
	坂元字山下	清水地区団第4分団消防屯所敷地内		
船 沢	折笠字法立堂 3-3	船沢支店	つがる弘前農協 船沢支店	0172- 96-2111
	蒔苗字福岡 67-1	蒔苗町民会館		
	弥生字弥生平 102	弥生会館敷地内放送室		
	百沢字東岩木山	上弥生地区有線放送室		
高 杉	高杉字五反田 175-1	旧高杉支店	つがる弘前農協 弘前西支店	0172- 38-7771
	独狐字松ヶ沢 20 - 6	独狐農業研修会館		
裾 野	鬼沢字後田 1-1	旧弘前北支店	つがる弘前農協 十腰内支店	0172- 73-2131
	大森字田浦 27-2	大貝消防屯所		
	十面沢字赤坂 5-4	十腰内支店	つがる弘前農協 十腰内支店	0172- 93-3321
	十腰内字猿沢	集会所兼屯所		
新 和	青女子字桜薊 296	弘前北支店	つがる弘前農協 弘前北支店	0172- 73-2131
	小友字字田野 199	新和地区団第3分団消防屯所敷地内放送室		
	三和字下池神 10-1	旧三和支店		
	笹館字市原 34-1	笹館町会集会所		
藤 代	八代町 6-24	藤代トラクター組合	つがる弘前農協 弘前西支店	0172- 38-7771
	土堂字早川 107	弘前西支店		
	大川字奈良田 26 付近	上大川放送施設（土淵堰平岡橋横）		
	大川字中桜川 12-1（畑）	下大川放送施設		
	中崎字野脇 42（宅地）	中崎地区放送室		
和 徳	撫牛子二丁目 10-6	和徳支店	つがる弘前農協 和徳支店	0172- 32-6141
	津賀野字宮崎 69（宅地）	津賀野地区放送室		
	津賀野字宮崎（畑）	百田地区放送室		
	清野袋三丁目 2-1	清野袋町民会館		
豊 田	新里字東里見 59-3	旧豊田支店（JA 葬祭センター）	つがる弘前農協 弘前中央支店	0172- 28-1118
	新里字西里見	福田子集会所		
	境関字富岳 23（畑）	境関地区放送室		
堀 越	門外四丁目 2-1	旧堀越支店	つがる弘前農協 弘前東支店	0172- 87-6300
	堀越字川合 59-28	堀越児童館		
	川合字浅田	川合町民会館		
石 川	薬師堂字岡本 79-1	薬師堂支店	つがる弘前農協 薬師堂支店	0172- 92-3211
	石川字家岸 45-3	石川支店	津軽みらい農協 石川支店	0172- 92-3311
千 年	小栗山字長田 8	弘前東支店	つがる弘前農協 弘前東支店	0172- 87-6300
	清水森字沼田 49-9	清水森地区消防コミュニティセンター		
	狼森字西元 1-5	旧千年第一支店		
	一野渡字岡本 87	旧一大支店		
東目屋	黒土字川合 136-15	旧東目屋支店	つがる弘前農協 目屋支店	0172- 86-2211
	中畑字旭岡 64-2	旧中畑支店		
	中畑字俵元 78	中畑町民会館倉庫内		
旧市内	自由ヶ丘四丁目（畑）	自由ヶ丘放送室	つがる弘前農協 弘前支店	0172- 34-3644
岩 木	五代字前田 306-1	岩木支店 ※	つがる弘前農協 岩木支店	0172- 82-5111
相 馬	五所字野沢 23-1	相馬村農協 ※	相馬村農協	0172- 84-3215

※岩木地区、相馬地区は防災行政用無線、農協：農業協同組合の略

4 物資等の備蓄及び調達

(1) 備蓄状況

(防災課 令和3年4月)

倉庫名		種市	新里	石川	一野渡	水防資材センター	岩木	相馬
倉庫所在地 (弘前市大字)		種市字高瀬 89-5	新里字東里 見 59-1	石川字石川 114-1	一野渡字岡 本 17-1	茜町二丁目 5-3	賀田一丁目 1-1	五所字野沢 41-1
規模 (㎡)		32.40	29.87	33.17	14.91	185.49	25.00	20.00
器 材	ツルハシ		3		4	32		
	スコップ /10	13	11	12	18	39	20	
	掛矢 /3	3	4	3	3	5		
	たこ槌 /1		1	1	1	7		
	唐鋏 /3	3	3	3	3	15		
	ペンチ /3	3	2	2		2		
	おの /3	3	3	1	4	6		
	のこぎり /3	2	5	1	6	6		
	かま /5	4	5	6	4	18	4	
	ハンマー		3				5	
資 材	丸太 3.5m /20	160	72	169	32	527		
	丸太 2.5m /30							
	丸太 2.0m /50							
	ビニール袋・麻袋/5,000	1,000	7,000	2,000	1,000	10,000	2,400	1,000
	ビニールシート・むしろ		20		20			
	なわ(丸) /20	26	31	16	18			
	鉄線(kg) /20	20	20	20	20	5		
	ロープ(m)						600	
	小車(台)						3	
	鉄杭	189	180	160	180	200	90	100
	吸水土のう	50	200	100	200	100		
	救助艇					3		
	船外機					1		
	救命胴衣	5	9	5	5	15	5	5
	オイルマット						50	
	塩ビパイプ 50mm	2	2	2	2			
	塩ビパイプ 30mm	4	4	4	4			
	ブルーシート	10	22	29	20	50	24	
	発電機						3	1
	サーチライト							
	照明具(個)/3	3	3	3	3	13		
資器材管理者		防災課長				道路維持課長	総務課長	総務課長
鍵 保 管 者	職 名	新和地区団 第2分団長	豊田地区団 第1分団長	石川出張所 所 長	千年地区団 第1分団長	道路維持課長	総務課長	総務課長
	電 話	防災課 40-7117	防災課 40-7117	出張所 92-2112	防災課 40-7117	道路維持課 32-8555	総務課 82-3111	総務課 84-2111
設置年 建築年		昭和50年 昭和50年	昭和44年 平成4年	昭和42年 昭和42年	昭和55年 平成元年	昭和53年 昭和53年	昭和55年 昭和55年	昭和60年 昭和60年

※凡例：品名(単位)/(県が示す備蓄基準)

土のう用土砂備蓄状況

種 類	数 量	備蓄場所	管理者
白 砂	50.0m ³	道路維持課構内	道路維持課長

(2) 調達先等

ア 米穀取扱所

(契約課 令和3年4月)

取 扱 所	所 在 地	電話番号
青森県図書教育用品株式会社	弘前市大字外崎三丁目 3-22	0172-27-8811
株式会社栄研	弘前市大字藤野一丁目 4-1	0172-31-2567
株式会社AKU	弘前市大字宮川三丁目 4-3	0172-55-0758
株式会社オヤマ・アグリサービス	弘前市大字熊嶋字亀田 107-1	0172-82-3553
株式会社工藤熊五郎商店	弘前市大字浜の町東二丁目 2-8	0172-32-9181
株式会社今野商事	弘前市大字緑ヶ丘二丁目 2-11	0172-32-6720
株式会社笹喜代二商店	弘前市大字東長町 55	0172-32-5840
株式会社サンデー 弘前安原店	弘前市大字泉野一丁目 4-2	0172-88-1121
株式会社城東食糧	弘前市大字城東中央一丁目 3-5	0172-27-7511
株式会社フクテイ	弘前市大字独狐字石田 38-1	0172-95-2039
株式会社町田アンド町田商会	弘前市大字津賀野字浅田 996	0172-31-1700

イ 製麺、一般食料品、仕出し、調味料等取扱所等

(ア) 製麺

(契約課 令和3年4月)

名 称	所在地	電話番号
株式会社アキモト製麺	弘前市大字馬屋町 22-13	0172-35-4741
株式会社栄研	弘前市大字藤野一丁目 4-1	0172-31-2567
かがや食品株式会社	弘前市大字神田三丁目 2-10	0172-35-6226
株式会社笹喜代二商店	弘前市大字東長町 55	0172-32-5840
公益社団法人弘前観光コンベンション協会	弘前市大字下白銀町 2-1	0172-35-3131
公益社団法人弘前市物産協会	弘前市大字下白銀町 2-1	0172-33-6963

(イ) 一般食料品

(契約課 令和3年4月)

名 称	所在地	電話番号
株式会社アップルクリエイションズ	弘前市大字土手町 31	0172-34-2900
栄研株式会社	弘前市大字藤野一丁目 4-1	0172-31-2567
株式会社AKU	弘前市大字宮川三丁目 4-3	0172-55-0758
株式会社かくみつ食品	弘前市大字新寺町 59	0172-82-5311
有限会社鎌田屋商店	弘前市大字和徳町 6	0172-33-8000
株式会社今野商事	弘前市大字緑ヶ丘二丁目 2-11	0172-32-6720
株式会社笹喜代二商店	弘前市大字東長町 55	0172-32-5840
株式会社サンデー 弘前安原店	弘前市大字泉野一丁目 4-2	0172-88-1121
株式会社城東食糧	弘前市大字城東中央一丁目 3-5	0172-27-7511
清野商店	弘前市大字外崎一丁目-2-8	0172-27-1929
東北アルフレッサ株式会社 弘前支店	弘前市大字城東中央三丁目 7-1	0172-27-5221
成田商店	弘前市大字五所字野沢 44-4	0172-84-2012
萩原乳業株式会社	弘前市大字大久保字西田 364	0172-32-1451
公益社団法人弘前観光コンベンション協会	弘前市大字下白銀町 2-1	0172-35-3131
公益社団法人弘前市物産協会	弘前市大字下白銀町 2-1	0172-33-6963
株式会社フクテイ	弘前市大字独狐字石田 38-1	0172-95-2039
前田酒類食品販売株式会社	弘前市大字野田一丁目 7-4	0172-35-6655

(ウ) 仕出し

(防災課 令和3年4月)

名 称	所在地	電話番号
弘前仕出し商組合	弘前市大字和徳町 142	0172-32-6156

(エ) 調味料等取扱所

(契約課 令和3年4月)

品名	取 扱 所	所 在 地	電話番号
調味料等	株式会社栄研	弘前市大字藤野一丁目 4-1	0172-31-2567
	かがや食品株式会社	弘前市大字神田三丁目 2-10	0172-35-6226
	カネショウ株式会社	弘前市大字蔵主町 15-23	0172-57-2121
	有限会社鎌田屋商店	弘前市大字和徳町 6	0172-33-8000
	株式会社笹喜代二商店	弘前市大字東長町 55	0172-32-5840
	清野商店	弘前市大字外崎一丁目 2-8	0172-27-1929
	東邦薬品株式会社 弘前営業所	弘前市大字扇町一丁目 1-11	0172-27-8341
	成田商店	弘前市大字五所字野沢 44-4	0172-84-2012
	公益社団法人弘前観光コンベンション協会	弘前市大字下白銀町 2-1	0172-35-3131
	公益社団法人弘前市物産協会	弘前市大字下白銀町 2-1	0172-33-6963
牛乳、乳製品、ジュース	青森県図書教育用品株式会社	弘前市大字外崎三丁目 3-22	0172-27-8811
	青森ヤクルト販売株式会社 弘前営業所	弘前市大字堅田二丁目 4-4	0172-33-8960
	株式会社アップルクリエイションズ	弘前市大字土手町 31	0172-34-2900
	株式会社栄研	弘前市大字藤野一丁目 4-1	0172-31-2567
	有限会社鎌田屋商店	弘前市大字和徳町 6	0172-33-8000
	株式会社菊池商店	弘前市大字新里字東里見 113-1	0172-29-4229
	株式会社菊池薬店	弘前市大字土手町 18	0172-32-7586
	株式会社笹喜代二商店	弘前市大字東長町 55	0172-32-5840
	株式会社青研	弘前市大字五代字白山堂 213	0172-82-4637
	清野商店	弘前市大字外崎一丁目 2-8	0172-27-1929
	有限会社ダスキン弘前	弘前市大字城東一丁目 2-10	0172-27-4500
	成田商店	弘前市大字五所字野沢 44-4	0172-84-2012
	萩原乳業株式会社	弘前市大字大久保字西田 364	0172-32-1451
	株式会社弘果物流	弘前市大字末広一丁目 2-1	0172-27-1800
	公益社団法人弘前観光コンベンション協会	弘前市大字下白銀町 2-1	0172-35-3131
	公益社団法人弘前市物産協会	弘前市大字下白銀町 2-1	0172-33-6963
	株式会社フクテイ	弘前市大字独狐字石田 38-1	0172-95-2039

ウ 寝具、百貨店、作業衣、日用雑貨、石油製品

(契約課、令和3年4月)

品名	調 達 先	所 在 地	電話番号
寝具	青森県図書教育用品株式会社	弘前市大字外崎三丁目 3-22	0172-27-8811
	株式会社かさい	弘前市大字高田三丁目 6-12	0172-28-1301
	共立寝具株式会社	弘前市大字門外四丁目 3-47	0172-32-6926
	株式会社クリンテック	弘前市大字大久保字西田 369	0172-33-7241
	株式会社サイキ	弘前市大字城東中央三丁目 6-6	0172-27-2311
	株式会社サンデー 弘前安原店	弘前市大字泉野一丁目 4-2	0172-88-1121
	株式会社高橋寝具店	弘前市大字富田二丁目 1-4	0172-32-7181
	株式会社つるや	弘前市大字野田二丁目 5-5	0172-35-0033
	花楯産業株式会社 弘前営業所	弘前市大字末広四丁目 1-2	0172-27-3044
	株式会社弘前事務機器商会	弘前市大字城東中央三丁目 5-10	0172-27-7111
	株式会社弘前ドライクリーニング工場	弘前市大字門外四丁目 3-47	0172-26-1515

品名	調 達 先	所 在 地	電話番号
	株式会社弘前山上医科	弘前市大字稲田一丁目 3-11	0172-28-1811
	株式会社弘商	弘前市大字田園四丁目 1-1	0172-26-3332
百貨店	株式会社さくら野百貨店 弘前店	弘前市大字城東北三丁目 10-1	0172-26-1120
	株式会社中三 弘前店	弘前市大字土手町 49-1	0172-34-3131
作業衣	株式会社ヴィクトリアネクススカンパニー タケダスポーツ 弘前店	弘前市大字城東北四丁目 5-5	0172-28-1533
	株式会社オフィスマーケット	弘前市大字代官町 49-2	0172-68-0718
	小山ユニホーム店	弘前市大字東和徳町 3-3	0172-32-0605
	葛西源助商店	弘前市大字土手町 211-4	0172-32-1021
	株式会社金竹成家 弘前営業所	弘前市大字神田二丁目 3-7	0172-33-7171
	共立寝具株式会社	弘前市大字門外四丁目 3-47	0172-32-6926
	有限会社工藤ポンプ	弘前市大字高崎一丁目 6-6	0172-26-0281
	株式会社クリンテック	弘前市大字大久保字西田 369	0172-33-7241
	株式会社小林紙工	弘前市大字和徳町 52	0172-36-5311
	株式会社サイキ	弘前市大字城東中央三丁目 6-6	0172-27-2311
	笹消防資材	弘前市大字早稲田二丁目 3-15	0172-27-6119
	株式会社サンデー 弘前安原店	弘前市大字泉野一丁目 4-2	0172-88-1121
	株式会社ジョイスports	弘前市大字小比内四丁目 5-6	0172-27-2770
	有限会社城栄産業	弘前市大字神田五丁目 5-1	0172-35-2321
	スポーツショップMIURA	弘前市大字松原西二丁目 6-24	0172-87-0833
	株式会社青工 弘前支店	弘前市大字境関字亥の宮 36	0172-28-0127
	株式会社装美舎	弘前市大字神田四丁目 6-6	0172-36-5520
	株式会社第一事務機	弘前市大字宮川三丁目 16-1	0172-35-8868
	株式会社タクト 弘前営業所	弘前市大字外崎二丁目 7-2	0172-29-1371
	DCM株式会社 DCMホームマック弘前城 東店	弘前市大字早稲田四丁目 2-1	0172-29-1547
	株式会社東酸 弘前事業所	弘前市大字神田四丁目 2-11	0172-36-7711
	株式会社東北企業服	弘前市大字宮川二丁目 3-7	0172-35-5311
	花楯産業株式会社 弘前営業所	弘前市大字末広四丁目 1-2	0172-27-3044
	有限会社東日本環境保全工業	弘前市大字向外瀬字豊田 358-1	0172-37-3888
	株式会社弘前事務機器商会	弘前市大字城東中央三丁目 5-10	0172-27-7111
	株式会社弘商	弘前市大字田園四丁目 1-1	0172-26-3332
日用 雑貨	有限会社みちのく安全	弘前市大字撫牛子二丁目 9-3	0172-37-3555
	株式会社アトラスプランニング	弘前市大字泉野三丁目 7-8	0172-55-9371
	株式会社LGN	弘前市大字広野一丁目 14-12	080-1671-4540
	株式会社角弘 弘前支店	弘前市大字神田三丁目 2-3	0172-32-2481
	葛西源助商店	弘前市大字土手町 211-4	0172-32-1021

品名	調 達 先	所 在 地	電話番号
	株式会社金竹成家 弘前営業所	弘前市大字神田二丁目 3-7	0172-33-7171
	株式会社菊池薬店	弘前市大字土手町 18	0172-32-7586
	有限会社教進社	弘前市大字安原三丁目 9-5	0172-87-6625
	株式会社くどう教材社	弘前市大字新町 207	0172-35-3562
	株式会社クリーンサービス青森 弘前支店	弘前市大字狼森字西元 3-24	0172-87-1216
	株式会社クロベ	弘前市大字神田五丁目 3-3	0172-39-2600
	株式会社小林紙工	弘前市大字和徳町 52	0172-36-5311
	株式会社サイキ	弘前市大字城東中央三丁目 6-6	0172-27-2311
	三幸株式会社	弘前市大字城東四丁目 5-11	0172-27-0085
	株式会社サンデー 弘前安原店	弘前市大字泉野一丁目 4-2	0172-88-1121
	有限会社じんま薬店	弘前市大字品川町 45	0172-32-4937
	株式会社装美舎	弘前市大字神田四丁目 6-6	0172-36-5520
	株式会社タクト 弘前営業所	弘前市大字外崎二丁目 7-2	0172-29-1371
	有限会社ダスキン弘前	弘前市大字城東一丁目 2-10	0172-27-4500
	株式会社津軽事務機	弘前市大字向外瀬字豊田 357-1	0172-32-1919
	株式会社つるや	弘前市大字野田二丁目 5-5	0172-35-0033
	D C M株式会社 D C Mホームマック弘前城東店	弘前市大字早稲田四丁目 2-1	0172-29-1547
	有限会社中田教材社	弘前市大字川先二丁目 7-9	0172-27-3545
	成田商店	弘前市大字五所字野沢 44-4	0172-84-2012
	ノースステージ	弘前市大字南大町一丁目 9-32	0172-36-6646
	羽賀音商店	弘前市大字松森町 47	0172-32-5720
	有限会社羽賀忠商店	弘前市大字和徳町 77	0172-32-1718
	花楯産業株式会社 弘前営業所	弘前市大字末広四丁目 1-2	0172-27-3044
	公益社団法人弘前観光コンベンション協会	弘前市大字下白銀町 2-1	0172-35-3131
	株式会社弘前事務機器商会	弘前市大字城東中央三丁目 5-10	0172-27-7111
	株式会社弘商	弘前市大字田園四丁目 1-1	0172-26-3332
	株式会社不銹鋼業	弘前市大字高屋字本宮 530-1	0172-55-9227
	平成ビル管理有限会社	弘前市大字城西二丁目 7-10	0172-32-7571
	株式会社レンゴウ事務機	弘前市大字浜の町西三丁目 4-3	0172-36-6060
石油製品	青森県石油商業協同組合	青森市柳川一丁目 4-1	017-722-1400

エ 応急住宅関係各種団体一覧表

(防災課 令和3年4月)

団 体 名	住 所	電話番号	備 考
青森県建築士会 弘前支部	弘前市大字富田町 102	0172-32-9997	
弘前建設業協会	弘前市大字上白銀町 1-9	0172-34-2757	土木・建築
青森県板金工業組合 津軽支部	弘前市大字松ヶ枝三丁目 12-3	0172-28-1885	
弘前地区電気工事業協同組合	弘前市大字神田四丁目 6-3	0172-37-1011	
弘前塗装工業会	弘前市大字在府町 35	0172-37-2275	葛西塗装興業所
弘前管工事業協同組合	弘前市大字茜町三丁目 6-1	0172-32-7309	
弘前建築組合	弘前市大字駅前二丁目 12-7	0172-33-2995	
弘前地区溶接協会	弘前市大字神田四丁目 2-11	0172-36-7711	
弘前左官業組合	弘前市大字品川町 97	0172-32-6890	

5 消防施設の概要等

(1) 消防施設の概要

(消防本部、防災課 令和3年4月)

	消防吏員・団員数	普通消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付水槽車	はしご車	救助工作車	救急車	化学車	小型動力ポンプ付積載車	指揮車・警備車	司令車	広報連絡車	資材搬送車	重機・重機搬送車	人員輸送車
	人	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
弘前消防本部	60										1	4			
弘前消防署	45		1		1	1	2			1		1			
藤代分署	21		1				1					1			1
西北分署	12		1				1					1			
西分署	20	1	2				1								
目屋分署	12		1				1					1			
東消防署	50			1	1	1	2	1		1			2	1	-
杵形分署	20		2				1					1			
小 計	240	1	8	1	2	2	9	1	0	2	1	9	2	1	1
弘前市消防団															
団 本 部	40										1		2		
東 地区団	48								2	1					
西 地区団	55	1							1	2					
南 地区団	71	1							3	1					
北 地区団	50	2								2					
清水地区団	65								4						
和徳地区団	88	1							5						
豊田地区団	53	1							2						
堀越地区団	67	1							3	1					
千年地区団	134	4							3	1					
石川地区団	76	1							4						
藤代地区団	122	2							7						
東目屋地区団	52	1							3						
船沢地区団	134	2							7						
高杉地区団	96	1							5						
裾野地区団	113	1							6						
新和地区団	110	1							6						
岩木南地区団	99	2							3						
岩木東地区団	108								5						
岩木西地区団	129	6							2						
相馬地区団	113	1							3						
小 計	1,823	29	0	0	0	0	0	0	74	8	1	0	2	0	0
合 計	2,063	30	8	1	2	2	9	1	74	10	2	9	4	1	1

2) 応急給水用資機材

(防災課、上下水道部 令和3年4月)

	給水車	給水タンク	携行缶	給水袋	連絡先
弘前市	2t×2 4kL	1m ³ ×16 16kL	20L× 80 10L× 40 2kL	5L× 8,276 41,380L	上下水道部 総務課 0172-55-9660
黒石市		1m ³ ×4	20L×100 10L× 81	10L× 496 6L× 1,443	上下水道課 総務係 0172-52-2111
平川市		1.5m ³ ×1 1m ³ ×1	20L× 39	6L× 960	上下水道課 0172-44-1111
西目屋村					
藤崎町		1.5m ³ ×2 1m ³ ×1	20L× 30	10L× 950	上下水道課 0172-75-6025
大鰐町					
田舎館村		1m ³ ×2	20L× 50		建設課 0172-58-2111
板柳町		1m ³ ×2		6L× 317	上下水道課 0172-73-3428
津軽広域 水道企業団		1m ³ ×3	20L×220	6L× 3,000	0172-52-6033
久吉ダム 水道企業団		1m ³ ×1			0172-48-2229

※ 「青森県国民保護計画資料編（平成30年3月）」より転記

(3) 救助器具

(消防本部 令和3年4月)

区分	一般救助器具							重量物排除用器具				切断用器具					
	かぎ付きはしご	三連はしご	金属製折りたたみはしご	空気式救助マット	救命索発射銃	救命用縛帯	平担架	油圧ジャッキ	油圧スプレッダー	可搬ウインチ	マット型空気ジャッキ	油圧切断機	エンジンカッター	ガス溶断機	チェンソー	鉄線カッター	空気鋸
数量	37	35	9	4	5	35	9	6	8	13	6	5	22	4	28	35	6

区分	破壊用器具				測定用器具				隊員保護用器具				
	万能斧	ハンマー	削岩機	ハンマドリル	可燃性ガス測定器	有毒ガス測定器	酸素濃度測定器	放射線測定器	耐電手袋	耐電衣	耐電ズボン	耐電長靴	耐熱服
数量	52	33	4	6	23	16	8	12	41	10	10	10	15

区分	水難救護用器具							呼吸保護用器具				山岳救助		その他の救助用器具					
	潜水器具	救命胴衣	水中投光器	救命浮環	浮標	救命ボート	船外機	空気呼吸器	酸素呼吸器	簡易呼吸器	送排風機	登山器具	バスケット型担架	投光器	携帯拡声器	携帯無線機	応急処置用セット	緩降機	ロープ登降機
数量	14	183	15	53	11	6	3	146	15	14	8	15	24	18	60	136	17	5	8

6 輸 送

(1) 青森県防災ヘリコプター飛行場外離着陸場一覧表

(防災課 令和3年4月)

市町村	名 称	離着陸場所	所 在 地	緯度経度 (世界測地系 WGS84)
弘前市	弘前・岩木川野球場	野球場外野 (土&芝地)	弘前市大字悪戸字鳴瀬 69 番地先 河川敷第一野球場	N40°35'50" E140°25'38"
	弘前市運動公園	陸上競技場 (芝地)	弘前市大字豊田二丁目 3	N40°35'26" E140°30'18"
	弘前第一養護学校	グラウンド (芝地)	弘前市大字中別所字平山 140-8	N40°39'41" E140°22'45"
	裾野小学校	グラウンド (土)	弘前市大字十面沢字轡 293	N40°43'02" E140°21'28"
	岩木山百沢スキー場	駐車場 (アスファルト舗装)	弘前市大字百沢字東岩木山地内	N40°37'36" E140°19'51"
	相馬小学校	グラウンド (芝地&土)	弘前市大字黒滝字二ノ松本 2-4	N40°35'01" E140°24'03"
西目屋村	西目屋・田代	学校グラウンド (芝地&土)	中津軽郡西目屋村大字田代字稲元地内	N40°34'31" E140°17'48"
藤崎町	藤崎・平川河川敷	陸上競技場 (土)	南津軽郡藤崎町大字藤崎字下川原地内	N40°38'47" E140°29'46"
	常盤小学校	グラウンド (土)	南津軽郡藤崎町大字常盤字三西田 23	N40°40'21" E140°32'27"
大鰐町	大鰐・あじゃら山	ラグビー場 (芝地)	南津軽郡大鰐町大字大鰐字出張沢 11	N40°30'23" E140°34'33"
平川市	柏木農業高校	陸上競技場 (草地)	平川市荒田上駒田 130	N40°36'07" E140°34'23"
	平賀西中学校	グラウンド (芝地)	平川市大光寺白山 13-2	N40°35'12" E140°33'07"
	平川・大坊	平川河川広場 (芝地)	平川市大坊地内 (平川河川敷内)	N40°33'39" E140°32'18"
	平川・松崎	陸上競技場 (芝地)	平川市松崎地内 (平川河川敷内)	N40°35'44" E140°31'39"
黒石市	黒石市運動公園	陸上競技場 (芝地)	黒石市緑ヶ丘 136	N40°40'10" E140°35'38"
	黒石・浅瀬石橋	浅瀬石川河川敷 (草地)	黒石市追子野木一丁目 562 地先	N40°38'06" E140°36'04"
田舎館村	田舎館中学校	グラウンド (芝地)	南津軽郡田舎館村畑中字観妙寺 40-1	N40°38'18" E140°33'04"
板柳町	板柳中学校	校庭 (陸上競技場)	北津軽郡板柳町三千石字五十嵐 103	N40°42'45" E140°28'03"
鶴田町	鶴田・岩木川河川敷	河川敷内グラウンド (芝地)	北津軽郡鶴田町鶴田字早瀬	N40°45'29" E140°25'39"

※ 「青森県地域防災計画資料編 (令和3年3月)」より転記

(2) 輸送力の状況

ア 鉄 道

(防災課 令和3年4月)

路 線 名	区 間	編成・本数 (両) (本)	輸送力 (人/本)	付記 (運行)	所要時間 (分)
J R 北海道新幹線	新青森 ～ 新函館北斗	10×1	700	概ね1時間に1本	57～62
J R 東北新幹線	盛岡 ～ 新青森	10×1	700	概ね1時間に1本	70
J R 奥羽線	大館 ～ 碓ヶ関	2×1	200	データイムに2本	25
	碓ヶ関 ～ 弘前	2×1	200	データイムに2本	25
	弘前 ～ 川部	3×1	300	概ね1～2時間に1本	10
	川部 ～ 青森	3×1	300	概ね1～2時間に1本	40
J R 大湊線	野辺地 ～ 大湊	2×1	200	概ね2時間に1本	65
J R 五能線	岩館 ～ 深浦	2×1	100	データイムに1本	60
	深浦 ～ 鰺ヶ沢	2×1	100	データイムに1本	60
	鰺ヶ沢 ～ 川部	2×1	100	概ね2～3時間に1本	65
J R 津軽線	青森 ～ 蟹田	2×1	200	概ね2時間に1本	40
	蟹田 ～ 三厩	2×1	200	データイムに2本	40
J R 八戸線	八戸 ～ 鮫	2×1	200		25
	鮫 ～ 久慈	2×1	200	概ね2時間に1本	85
青い森鉄道線	目時 ～ 八戸	2×1	200	概ね1～2時間に1本	25
	三戸 ～ 八戸	2×1	270	概ね3時間に1本	20
	八戸 ～ 野辺地	2×1	180	概ね3時間に1本	45
	八戸 ～ 青森	2×1	270	概ね1時間に1本	90
	野辺地 ～ 青森	1×1	90	1日に1本	45
津軽鉄道	津軽五所川原～津軽中里	1×1	120	概ね1～2時間に1本	40
弘南鉄道 弘南線	弘前 ～ 黒石	2×1	280	概ね1時間に1～2本	30
弘南鉄道 大鰐線	大鰐 ～ 中央弘前	2×1	280	概ね1時間に1本	30

※1 平日データイム（10～16時台）の1時間の状況

※2 輸送力（人／本）は平均値

※ 「青森県国民保護計画資料編（平成30年3月）」より転記

イ バス

(防災課 令和3年4月)

団 体 名	乗 合 車両数	貸切車両数				住 所	電話番号 (上段) FAX 番号 (下段)
		大型	中型	小型	計		
弘南バス株式会社	229	26	27	3	56	弘前市大字藤野二丁目 3-6	0172-32-2241 0172-32-3558
株式会社前田観光タクシー		3		2	5	弘前市大字賀田二丁目 11-2	0178-82-4150 0172-82-4888
北星交通株式会社			3	2	5	弘前市大字本町 64-3	0172-32-0272 0172-33-3636
白神観光バス有限会社		4	1	1	6	弘前市大字黒土字山下 41	0172-86-2016 0172-86-2017
株式会社ビッグ・ウィング		7	4	1	12	弘前市大字末広二丁目 6-7	0172-26-2455 0172-26-2456
グリーン交通株式会社			1	3	4	弘前市大字高田一丁目 5-22	0172-28-0201 0172-28-0203
株式会社さくら観光		6	2	3	11	北津軽郡板柳町大字太田字西上林 31-3	0172-72-1119 0172-73-4460
十和田観光電鉄株式会社	105	43	4	1	48	十和田市稲生町 17-2	0176-23-3131 0176-24-1100
青森市企業局交通部	141					青森市大字野内字菊川 47-1	017-726-5441 017-726-5475
八戸市交通部	118					八戸市大字新井田字小久保頭 4-1	0178-25-5141 0178-25-5146
下北交通株式会社	38	27	6	11	44	むつ市金曲一丁目 8-12	0175-23-3111 0175-23-4682
ジェイアールバス東北株式会社	37	8	1		9	仙台市青葉区五橋 1 丁目 1-1	022-266-9642 022-222-9476
岩手県北自動車株式会社	135	9	2	2	13	盛岡市厨川一丁目 17-18	019-641-7711 019-641-7700

※ 「青森県地域防災計画資料編（令和3年3月）」より転記

ウ 貨物自動車（営業用トラック）

（防災課 令和 3 年 4 月）

事業所名	所 在 地	電 話 (F A X)	事業内容	
			一般 積合せ	一般 その他
弘前運送株式会社	弘前市大字神田四丁目 5-1	0172-36-0424 (36-0452)		○
有限会社弘前貨物	弘前市大字末広二丁目 1-1	0172-27-7005 (27-1900)		○
有限会社中央貨物	弘前市大字東城北一丁目 2-2	0172-32-6509 (34-8573)		○
マルワ小型運送有限会社	弘前市大字取上一丁目 12-2	0172-34-8961 (34-8962)		○
有限会社小笠原乳品運送	弘前市大字大久保字宮本 265-3	0172-34-8988 (35-6196)		○
有限会社衛生便利社	弘前市大字相良町 30-1	0172-32-0910 (34-1556)		霊
株式会社グローバル	弘前市大字青樹町 15-7	0172-89-1733 (89-2261)		○
株式会社弘南運輸	弘前市大字藤野二丁目 8-4	0172-38-2990 (38-2995)		○
有限会社神健運送	弘前市大字神田三丁目 3-16	0172-35-8077 (32-1123)		○
有限会社赤石貨物	弘前市大字野田一丁目 12-5	0172-33-1131 (33-1132)		○
有限会社高橋運送	弘前市大字川合字下川原 41-1	0172-27-5353 (27-5383)		○
株式会社寺崎	弘前市大字藤野二丁目 7-3	0172-38-0202 (38-0204)		○
株式会社小栗山運送	弘前市大字小栗山字小松ヶ沢 127	0172-87-3661 (87-4878)		○
有限会社ヤマト運送	弘前市大字新里字東平岡 80-2	0172-27-1311 (27-1312)		○
有限会社丸佐運送	西目屋村大字田代字神田 53-1	0172-86-2981 (86-2981)		○
有限会社丸仁運輸	弘前市大字福田一丁目 3-7	0172-27-0045 (27-0044)		○
有限会社弘永興業	弘前市大字撫牛子二丁目 4-4	0172-39-7707 (39-7708)		○
有限会社弘西運輸	弘前市大字小沢字大開 45-55	0172-88-1300 (87-5325)		○
有限会社柘形運送	弘前市大字高田三丁目 6-10	0172-27-3211 (27-3212)		○
城東運送有限会社	弘前市大字石渡一丁目 18-15	0172-33-8811 (33-8813)		○
有限会社桜庭運送	弘前市大字金属町 5-2	0172-88-0021 (87-3110)		○
有限会社津軽運輸	弘前市大字向外瀬字豊田 230-3	0172-37-6282 (37-6288)		○
日興運輸株式会社	弘前市大字石川字泉田 31-1	0172-92-2211 (92-2020)		○
有限会社サクラ配送サービス	弘前市大字小沢字大開 75-3	0172-88-0077		○
有限会社弘和運輸	弘前市大字浜の町西一丁目 3-14	0172-34-3074 (32-5877)		○

事業所名	所 在 地	電 話 (F A X)	事業内容	
			一般 積合せ	一般 その他
有限会社みちのく運輸	板柳町大字赤田字松下 37-1	0172-73-5121 (73-5121)		特
東北名鉄運輸株式会社 弘前支店	弘前市大字堀越字柳田 245-1	0172-28-5050 (28-5055)	○	
ワールド運輸株式会社	弘前市大字小比内字福田菰 62-3	0172-28-3110 (27-6243)		○
株式会社丸祐運送	弘前市大字高田三丁目 6-11	0172-27-2697 (27-4762)	○	
有限会社カネハル運輸	弘前市大字撫牛子四丁目 4-7	0172-32-8827 (37-8686)		○
日通弘前運輸株式会社	田舎館村大字川部字上船橋 50-10	0172-58-4300 (58-4302)		○
中越テック株式会社 青森営業所	弘前市大字高田三丁目 5-5	0172-27-3034 (27-9396)		○
株式会社富士興業 弘前営業所	弘前市大字神田四丁目 5-2	0172-32-4195 (32-8013)		○
株式会社高谷萬花堂	弘前市大字百石町 32	0172-33-6006 (37-0043)		霊
株式会社青部急行	弘前市大字中別所字電 42-1	0172-33-5205 (35-3027)		○
有限会社日栄運輸興業	弘前市大字船水一丁目 1-1	0172-33-9595 (32-3600)		○
有限会社東北トランスポート	弘前市大字船水二丁目 2-4	0172-33-0404 (33-0641)		霊
青森ロイヤル運輸有限会社	藤崎町大字藤崎字村井 45-1	0172-75-6564 (75-6337)		○
有限会社青森流通センター	板柳町大字深味字西西田 20-1	0172-72-1741 (72-0608)		○
有限会社平和運輸	弘前市大字兼平字猿沢 26-1	0172-82-2241 (82-2141)		○
丸武興業株式会社	弘前市大字一町田字早稲田 780-5	0172-82-5513 (82-5514)		○
有限会社ウイングトランスポート	弘前市大字小比内字福田菰 143	0172-27-4001 (27-4010)		○
株式会社弘前市場サービス	弘前市大字末広一丁目 6-8	0172-26-1400 (26-0039)		○
東北マルハ運輸株式会社 青森営業所	弘前市大字城東五丁目 23-1	0172-27-8601 (28-3352)		○
新潟運輸株式会社 弘前支店	藤崎町大字藤崎字中豊田 6-2	0172-75-5511 (75-4911)	○	
株式会社青南エクスプレス	弘前市大字神田五丁目 4-5	0172-35-1416 (35-1415)		○
株式会社鈴木組	弘前市大字堀越字川合 50-5	0172-28-1011 (28-1013)		○
有限会社サンコウ運輸	弘前市大字西城北一丁目 2-1	0172-32-0051 (36-3050)		○
株式会社弘前公益社	弘前市大字松森町 16	0172-34-5180 (36-6120)		霊
有限会社弘前典礼	弘前市大字茂森新町三丁目 7-3	0172-34-0167 (34-0778)		霊
有限会社丸菱商事	弘前市大字下湯口字青柳 185-1	0172-33-8840 (33-8845)		○
有限会社茜運輸	弘前市大字茜町一丁目 3-11	0172-35-3853 (35-4188)		○
有限会社旭興産	弘前市大字大久保字若松 327-10	0172-36-0842 (36-0843)		○
有限会社大勝運輸	弘前市大字境関一丁目 2-10	0172-29-6161 (29-6165)		○
ワーク物流株式会社	弘前市大字石川字中川原 33-1	0172-92-2222 (92-4444)		○

事業所名	所 在 地	電 話 (F A X)	事業内容	
			一般 積合せ	一般 その他
有限会社佐藤建材	弘前市大字樹木二丁目 3-5	0172-33-3384 (33-3384)		○
有限会社弘前総合物流	黒石市大字八甲 79	0172-53-9300 (53-9302)		○
有限会社東健運輸	弘前市大字中崎字川原田 7-11	0172-95-2779 (95-3642)		○
エイトウイング株式会社	弘前市大字豊田一丁目 4-65	0172-29-4880 (29-4884)		○
弘伸自動車有限会社	弘前市大字大開一丁目 2-1	0172-88-2125 (88-2142)		○
弘前倉庫株式会社	弘前市大字豊田三丁目 5-1	0172-27-2121 (27-2123)		○
有限会社たんぼぼ運送	弘前市大字浜の町東三丁目 13-7	0172-35-0663 (35-0663)		○
有限会社田中や葬祭	弘前市大字茂森町 166	0172-32-6004 (32-6108)		霊
三栄急送株式会社	黒石市大字浅瀬石字稲村 34-5	0172-59-1818 (59-1820)		○
有限会社弘前博善社	弘前市大字富田二丁目 5-12	0172-32-4717 (34-9030)		霊

備考 表のなかで「事業内容」の

「一般・積合せ」欄に○印がある事業所は、一般貨物運送事業及び特別積合運送事業者

「一般・その他」欄に○印がある事業所は、一般貨物運送事業者

「一般・その他」欄に「霊」が記載されている事業所は、霊柩車運送事業者

「一般・その他」欄に「特」が記載されている事業所は、特定貨物運送事業者

※ 「青森県地域防災計画資料編（令和３年３月）」より転記

エ 廃棄物収集運搬車両

(ア) ごみ収集車

(環境課 令和3年4月)

調 達 先	所 在 地	電話番号	台数
弘前市（環境課町田事業所）	弘前市大字町田字筒井 6-2	0172-32-1952	1
弘前環境管理協同組合	弘前市大字和徳町 223	0172-33-0467	48
株式会社東北クリーン	弘前市大字土堂字早川 276-1	0172-33-1919	27
有限会社東北環境開発	弘前市大字撫牛子五丁目 6-5	0172-27-8644	10
マルワ小型運送有限公司	弘前市大字取上一丁目 12-2	0172-34-8961	4
有限会社東洋美装	弘前市大字清水三丁目 1-5	0172-34-3011	5
弘前清掃株式会社	弘前市大字樹木三丁目 6	0172-34-6471	9
株式会社津軽衛生公社	弘前市大字向外瀬字豊田 357-1	0172-37-3338	12
株式会社弘南運輸	弘前市大字藤野二丁目 8-4	0172-38-2990	5
株式会社第一ビル管理センター	弘前市大字撫牛子字宮本 728-4	0172-28-3206	8
有限会社青森クリーンチーム	弘前市大字植田町 47	0172-38-1414	3
株式会社大同紙業	弘前市大字川先四丁目 10-1	0172-27-5425	3
株式会社伸和産業	弘前市大字堅田一丁目 4-2	0172-35-5255	6
株式会社産交	弘前市大字藤野二丁目 9-3	0172-36-5165	5
有限会社さくらクリーン	弘前市大字西城北一丁目 7-1	0172-36-0678	6
有限会社エコ・ネット	弘前市大字清水森字清水野 2	0172-87-0188	11
有限会社リサイクル・システムズ	弘前市大字堅田一丁目 4-1	0172-88-7452	2
A I A環境科学有限公司	弘前市大字小沢字広野 179	0172-89-1414	4
有限会社弘前重機	弘前市大字品川町 170-4	0172-27-4001	7
有限会社リスメント	弘前市大字清水森字野田 11-4	050-8881-1275	1
北彩クリーン有限公司	弘前市大字松木平字富永 50-3	0172-89-1200	5
有限会社岩木浄化センター	弘前市大字五代字早稲田 456-2	0172-82-2012	4
有限会社T・N・C	弘前市大字川合字下川原 2-2	0172-55-5169	4
吉田べんりサービス	弘前市大字千年四丁目 5-19	0172-88-3739	3
株式会社兼建興業	弘前市大字兼平字猿沢 26-1	0172-82-2145	16
有限会社平和運輸	弘前市大字兼平字猿沢 26-1	0172-82-2241	39
有限会社小笠原紙業	弘前市大字土堂字早川 276-5	0172-36-2193	3
ライヴズ	弘前市大字常盤坂一丁目 5-1	0172-38-3315	1
青山便利サービス	弘前市大字城西三丁目 13-1	0172-32-7519	5
便利屋かねきゅう	弘前市大字高田二丁目 2-3	090-6680-2171	1
赤帽佐藤運送	弘前市大字石渡四丁目 3-1	0172-33-7618	3
有限会社桂田美掃	西目屋村大字大秋字鶴住 91	0172-85-2788	3
株式会社H C S ホームケアサービス	弘前市大字和泉二丁目 20-1	0172-26-9988	4
株式会社ライフイン	弘前市大字撫牛子二丁目 9-23	0172-37-7571	3
株式会社合祥	弘前市大字小沢字広野 108	0172-88-6021	2
株式会社設備技研イワキ	弘前市大字土堂字長瀬 252-2	0172-38-4111	4
赤帽アラヤ運送	弘前市大字松原東三丁目 12-35	0172-87-5341	4
株式会社千葉商会	弘前市大字小栗山字小松ヶ沢 245	0172-87-2917	1
有限会社成田建材	弘前市大字真土字大川 22-5	0172-82-2051	4

(イ) バキューム車（環境課）

（環境課 令和3年4月）

調 達 先	所 在 地	電話番号	台数
中弘衛生企業組合	弘前市大字松ヶ枝三丁目 7-1	0172-55-8661	2
株式会社津軽衛生公社	弘前市大字向外瀬字豊田 357-1	0172-37-3338	4
弘前衛生企業組合	弘前市大字神田三丁目 3-18	0172-32-2903	2
岩木中央衛生社	弘前市大字駒越字高田 65-6	0172-33-3780	1
株式会社東奥浄化センター	弘前市大字樹木二丁目 26-1	0172-34-0525	4
株式会社環境管理センター	弘前市大字金属町 5-11	0172-88-2224	4
有限会社環和浄化サービスセンター	弘前市大字清水森字下川原 2-128	0172-87-4303	2
有限会社東日本環境保全工業	弘前市大字向外瀬字豊田 358-1	0172-37-3888	3
有限会社岩木浄化センター	弘前市大字五代字早稲田 456-2	0172-82-2012	3
株式会社弘前浄化槽センター	弘前市大字境関字亥ノ宮 35-4	0172-27-1188	3
弘前環境整備事業協同組合	弘前市大字境関字亥ノ宮 35-4	0172-28-4755	1

(3) 道 路

ア 緊急輸送道路ネットワーク

(7) 緊急輸送道路の機能区分

(防災課 令和3年4月)

【第1次緊急輸送道路】

- ・広域的な輸送に必要な道路であり、県庁舎等の1次防災拠点施設間を連絡する道路を設定する。

【第2次緊急輸送道路】

- ・各市町村の庁舎等の2次防災拠点施設間を連絡する道路を設定する。

緊急輸送道路ネットワーク内訳表

第1次緊急輸送道路路線別指定距離 (H29.10)

区画区分	道 路 種 別	路 線 名	路線延長 (km)
第1次	高速自動車国道	東北縦貫自動車道八戸線	43.1
	高速自動車国道	東北縦貫自動車道弘前線	56.3
	高速自動車国道	津軽自動車道	22.9
	高速自動車国道	八戸久慈自動車道 (八戸南環状道路)	8.6
	高速自動車国道	八戸久慈自動車道 (八戸南道路)	8.7
	高速自動車国道	上北自動車道 上北道路 (国道45号)	7.8
	高速自動車国道	百石道路	6.1
	地域高規格道路	下北半島縦貫道路 (国道279号)	19.5
	その他有料道路 (公団/公社等)	みちのく有料道路	21.5
	その他有料道路 (公団/公社等)	第二みちのく有料道路	9.7
	その他有料道路 (公団/公社等)	青森空港有料道路	1.7
	一般国道 (指定区間)	国道4号	116.7
	一般国道 (指定区間)	国道7号	83.9
	一般国道 (指定区間)	国道45号	46.2
	一般国道 (指定区間)	国道104号	18.3
	一般国道 (指定区間)	国道101号	34.5
	一般国道 (指定区間)	国道102号	61.1
	一般国道 (指定区間)	国道103号	44.0
	一般国道 (指定区間)	国道279号	102.8
	一般国道 (指定区間)	国道280号	25.8
	一般国道 (指定区間)	国道282号	6.9
	一般国道 (指定区間)	国道338号	116.2
	一般国道 (指定区間)	国道339号	43.3
	一般国道 (指定区間)	国道340号	3.8
	一般国道 (指定区間)	国道394号	24.6
	一般国道 (指定区間)	国道454号	1.5
	主要地方道	3 弘前岳鱒ヶ沢線	1.6
	主要地方道	8 八戸野辺地線	39.5
	主要地方道	10 三沢十和田線	27.4
	主要地方道	11 八戸大野線	0.6
	主要地方道	12 鱒ヶ沢蟹田線	23.4
	主要地方道	13 大鰐浪岡線	21.9
	主要地方道	16 青森停車場線	1.2
	主要地方道	17 弘前停車場線	0.5
	主要地方道	18 青森港線	0.3
	主要地方道	19 八戸百石線	15.8
	主要地方道	20 八戸三沢線	1.7
	主要地方道	27 青森浪岡線	17.3
	主要地方道	29 八戸環状線	14.3

区画区分	道 路 種 別	路 線 名	路線延長 (km)
第 1 次	主要地方道	3 1 弘前鰺ヶ沢線	0.9
	主要地方道	3 8 五所川原黒石線	0.5
	主要地方道	4 0 青森田代十和田線	13.7
	主要地方道	4 1 弘前環状線	1.4
	主要地方道	4 2 名川階上線	1.5
	主要地方道	4 4 青森環状野内線	1.8
	主要地方道	4 5 十和田三戸線	0.8
	主要地方道	4 7 青森東インター線	0.9
	一般県道	1 0 9 弘前平賀線	1.9
	一般県道	1 2 0 荒川青森 (T) 線	4.4
	一般県道	1 2 3 清水川滝沢野内線	2.3
	一般県道	1 3 8 島守八戸線	0.5
	一般県道	1 6 5 上野十和田線	0.3
	一般県道	1 7 6 赤川下北 (T) 線	4.6
	一般県道	1 7 7 海老川新町線	1.5
	一般県道	1 8 0 尾駸有戸 (T) 線	1.4
	一般県道	2 1 1 折茂上北町停車場線	3.8
	一般県道	2 4 2 後平青森線	5.3
	一般県道	2 5 1 妙売市線	0.3
	一般県道	2 5 4 大町三沢線	1.6
	一般県道	2 5 9 久栗坂造道線	0.6
	一般県道	2 6 0 石川百田線	9.1
	一般県道	2 7 2 下北 (T) 線	1.3
	一般県道	2 8 2 小国本町線	0.8
	一般県道	2 8 5 浪岡藤崎線	1.2
	市町村道	青森市道	3.3
	市町村道	弘前市道	4.5
	市町村道	八戸市道	5.8
	市町村道	五所川原市道	1.7
	市町村道	十和田市道	0.9
	市町村道	三沢市道	2.7
	市町村道	むつ市道	0.1
	市町村道	外ヶ浜町道	0.8
	市町村道	七戸町道	0.6
	市町村道	東北町道	2.8
	市町村道	六ヶ所村道	5.3
	市町村道	野辺地町道	2.7
	その他道路 (緊急用河川敷道路等)	臨港道路 臨港道路本港線 (青森市)	0.7
	その他道路 (緊急用河川敷道路等)	臨港道路 臨港道路 2 号線	0.4
	その他道路 (緊急用河川敷道路等)	臨港道路 フェリー臨港道路 1 号線	1.6
	その他道路 (緊急用河川敷道路等)	臨港道路 白銀北沼線	0.8
	その他道路 (緊急用河川敷道路等)	臨港道路 八太郎 1 号埠頭線 (八戸市)	0.2
	その他道路 (緊急用河川敷道路等)	臨港道路 八太郎 3 号埠頭線 (八戸市)	0.5
	その他道路 (緊急用河川敷道路等)	臨港道路 改修臨港道路 (鰺ヶ沢町)	0.9
	その他道路 (緊急用河川敷道路等)	臨港道路 道路 (新納屋) (六ヶ所村)	1.8
	その他道路 (緊急用河川敷道路等)	臨港道路 根田内 1 号臨港道路 (大間町)	0.4
	その他道路 (緊急用河川敷道路等)	臨港道路 真砂町臨港道路 (むつ市)	1.1
			合計 1203.0

第2次緊急輸送道路路線別指定距離 (H29.10)

区画区分	道 路 種 別	路 線 名	路線延長 (km)
第2次	一般国道	国道101号	80.9
	一般国道	国道102号	43.7
	一般国道	国道103号	9.0
	一般国道	国道104号	32.7
	一般国道	国道280号	57.7
	一般国道	国道338号	109.8
	一般国道	国道339号	44.8
	一般国道	国道340号	14.7
	一般国道	国道394号	53.9
	一般国道	国道454号	55.0
	主要地方道	1 八戸階上線	17.5
	主要地方道	2 屏風山内真部線	28.3
	主要地方道	3 弘前鰺ヶ沢線	46.5
	主要地方道	4 むつ恐山公園大畑線	11.5
	主要地方道	5 野辺地六ヶ所線	18.4
	主要地方道	6 むつ尻屋崎線	4.5
	主要地方道	7 むつ東通線	9.6
	主要地方道	8 八戸野辺地線	5.7
	主要地方道	9 夏泊公園線	30.5
	主要地方道	11 八戸大野線	13.3
	主要地方道	12 鰺ヶ沢蟹田線	35.6
	主要地方道	13 大鰐浪岡線	0.7
	主要地方道	14 今別蟹田線	16.1
	主要地方道	15 橋向五戸線	15.5
	主要地方道	20 八戸三沢線	14.7
	主要地方道	22 三沢七戸線	3.2
	主要地方道	23 本八戸(T)線	0.7
	主要地方道	24 横浜六ヶ所線	11.4
	主要地方道	25 東北横浜線	19.4
	主要地方道	26 青森五所川原線	26.9
	主要地方道	28 岩崎西目屋弘前線	85.0
	主要地方道	31 弘前鰺ヶ沢線	45.9
	主要地方道	32 二戸田子線	5.5
	主要地方道	33 軽米名川線	4.8
	主要地方道	34 五所川原浪岡線	10.8
	主要地方道	35 五所川原岩木線	26.6
	主要地方道	36 五所川原金木線	15.1
	主要地方道	37 弘前柏線	8.8
	主要地方道	38 五所川原黒石線	2.9
	主要地方道	40 青森田代十和田線	21.3
	主要地方道	41 弘前環状線	1.4
	主要地方道	42 名川階上線	33.4
	主要地方道	43 五所川原車力線	21.6
	主要地方道	44 青森環状野内線	21.3
	主要地方道	45 十和田三戸線	18.0
	主要地方道	46 川内佐井線	41.0
	一般県道	103 津軽中里停車場線	2.8

区画区分	道 路 種 別	路 線 名	路線延長 (km)
第2次	一般県道	1 0 5 平賀停車場本町線	0.2
	一般県道	1 0 6 尾上停車場線	0.6
	一般県道	1 0 8 野辺地港線	0.2
	一般県道	1 0 9 弘前平賀線	5.2
	一般県道	1 1 4 菰鉦木造線	6.8
	一般県道	1 1 7 尾上日沼線	4.5
	一般県道	1 1 8 七戸十和田湖線	14.0
	一般県道	1 2 1 七戸上北町(T)線	8.0
	一般県道	1 2 5 小友板柳 (T) 線	3.5
	一般県道	1 2 6 久渡寺新寺町線	4.0
	一般県道	1 2 7 石川土手町線	8.4
	一般県道	1 2 9 関ヶ平五代線	4.6
	一般県道	1 3 4 櫛引上名久井三戸線	12.2
	一般県道	1 4 3 南部田子線	12.5
	一般県道	1 4 5 戸来十和田線	1.0
	一般県道	1 4 6 浪岡北中野黒石線	0.8
	一般県道	1 5 0 持子沢鶴田線	0.9
	一般県道	1 5 2 三戸停車場線	0.2
	一般県道	1 5 3 山田鶴田線	0.5
	一般県道	1 6 1 豊川館岡線	5.3
	一般県道	1 7 0 天ヶ森三沢線	18.8
	一般県道	1 7 2 尻労襲部線	3.0
	一般県道	1 7 8 野辺地停車場線	0.4
	一般県道	1 7 9 泊陸奥横浜(T)線	17.3
	一般県道	1 8 0 尾駁有戸(T)線	5.1
	一般県道	1 9 8 大鰐(T)線	1.4
	一般県道	2 0 1 蔵館大鰐線	1.4
	一般県道	2 0 4 相馬常盤野線	8.0
	一般県道	2 0 5 町居平賀停車場線	0.6
	一般県道	2 1 1 折茂上北町(T)線	0.1
	一般県道	2 1 5 小湊停車場線	0.4
	一般県道	2 1 9 水喰上北町(T)線	0.5
	一般県道	2 3 4 津軽新城停車場油川線	0.4
	一般県道	2 3 5 浪岡停車場線	0.7
	一般県道	2 3 8 蟹田停車場線	0.1
	一般県道	2 4 1 木造停車場線	3.3
	一般県道	2 4 3 馬門野辺地線	3.6
	一般県道	2 4 5 稲盛千代町山田線	0.6
	一般県道	2 4 7 鶴ヶ坂千刈線	12.0
	一般県道	2 4 8 尻労小田野沢線	14.1
	一般県道	2 4 9 鶴泊停車場胡桃館線	0.1
	一般県道	2 5 1 妙売市線	0.9
	一般県道	2 5 3 長後川内線	12.7
	一般県道	2 5 8 三戸南部線	4.7
	一般県道	2 5 9 久栗坂造道線	1.0
	一般県道	2 6 0 石川百田線	4.8
	一般県道	2 6 3 鱈ヶ沢停車場線	0.1
	一般県道	2 6 8 弘前田舎館黒石線	4.6

区画区分	道 路 種 別	路 線 名	路線延長 (km)
第2次	一般県道	276 大俵板柳停車場線	0.2
	一般県道	282 小国本町線	0.2
	一般県道	284 薬研佐井線	23.5
	市町村道	青森市道	12.7
	市町村道	弘前市道	9.2
	市町村道	八戸市道	11.5
	市町村道	黒石市道	1.2
	市町村道	五所川原市道	3.5
	市町村道	むつ市道	0.9
	市町村道	十和田市道	3.9
	市町村道	三沢市道	1.6
	市町村道	つがる市道	1.6
	市町村道	平川市道	0.1
	市町村道	平内町道	1.3
	市町村道	今別町道	0.2
	市町村道	外ヶ浜町道	1.7
	市町村道	深浦町道	0.4
	市町村道	藤崎町道	0.1
	市町村道	大鰐町道	0.4
	市町村道	板柳町道	0.8
	市町村道	鶴田町道	0.3
	市町村道	中泊町道	0.8
	市町村道	鱒ヶ沢町道	0.8
	市町村道	野辺地町道	3.4
	市町村道	七戸町道	0.3
	市町村道	六戸町道	1.7
	市町村道	横浜町道	1.3
	市町村道	おいらせ町道	1.9
	市町村道	大間町道	0.3
	市町村道	東通村道	2.9
	市町村道	風間浦村道	0.1
	市町村道	佐井村道	0.1
	市町村道	三戸町道	0.8
	市町村道	五戸町道	1.0
	市町村道	田子町道	0.1
	市町村道	南部町道	1.3
	その他道路（緊急用河川敷道路等）	公衆用道路（中泊町）	0.5
	その他道路（緊急用河川敷道路等）	三沢漁港臨港道路（三沢市）	0.3
	その他道路（緊急用河川敷道路等）	白銀東1号線（八戸市）	0.3
	その他道路（緊急用河川敷道路等）	糠森臨港線（佐井村）	0.8
	その他道路（緊急用河川敷道路等）	2～4号臨港道路（むつ市）	0.3
			合計 1506.65

※ 路線名(T)のTは停車場を表す。

※ 「青森県地域防災計画資料編（令和3年3月）」より転記

イ 冬期閉鎖路線（青森県）

(防災課 令和3年4月)

区 分		路線 番号	名 称	閉 鎖 区 間 (起点 ～ 終点)	閉鎖予定期間 (年度で変更あり)
国 道	一般国道	102	国道102号	平川市温川～平川市滝ノ沢	11/25 ～ 4/1
		102	国道102号	平川市滝ノ沢～十和田市惣辺	11/25 ～ 4/25
		102	国道102号	十和田市青櫛山～十和田市子ノ口	11/25 ～ 4/25
		103	国道103号	青森市酸ヶ湯～十和田市谷地	11/25 ～ 4/1
		103	国道103号	十和田市宇樽部～十和田市休屋	11/25 ～ 4/25
		338	国道338号	佐井村野平～むつ市脇野沢源藤城	11/25 ～ 4/25
		339	国道339号	中泊町小泊～中泊町小泊山国有林	11/15 ～ 4/1
		339	国道339号	中泊町小泊山国有林～外ヶ浜町三厩龍浜	11/15 ～ 4/25
		394	国道394号	七戸町山館～青森市田代十文字	11/25 ～ 4/25
		454	国道454号	新郷村二ノ倉～秋田県境	11/25 ～ 4/1
		454	国道454号	秋田県境～十和田市宇樽部	11/25 ～ 4/25
		454	国道454号	秋田県境～平川市滝ノ沢	11/25 ～ 4/1
県 道	主要地方道	2	屏風山内真部線	五所川原市金木喜良市～青森市清水	11/25 ～ 4/1
		4	むつ恐山公園大畑線	むつ市二又～むつ市恐山	11/25 ～ 4/20
		4	むつ恐山公園大畑線	むつ市恐山～むつ市大畑町薬研	11/25 ～ 4/25
		21	田子十和田湖線	田子町栴山～新郷村迷ヶ平	11/25 ～ 4/25
		26	青森五所川原線	青森市天田内～五所川原市飯詰	11/25 ～ 4/25
		28	岩崎西目屋弘前線	深浦町西岩崎山～西目屋村津軽峠	11/15 ～ 5/30
		28	岩崎西目屋弘前線	西目屋村津軽峠～西目屋村暗門	11/15 ～ 5/30
		28	岩崎西目屋弘前線	西目屋村暗門～西目屋村砂子瀬	11/25 ～ 4/25
		30	岩木山環状線	鱒ヶ沢町芦荻町～鱒ヶ沢町長平町	11/29 ～ 4/20
		40	青森田代十和田線	青森市嘉瀬子内～青森市駒込	11/25 ～ 4/1
		40	青森田代十和田線	青森市田代十文字～十和田市増沢	11/25 ～ 4/25
		45	十和田三戸線	新郷村田茂代～新郷村石無坂	11/25 ～ 4/25
		45	十和田三戸線	新郷村川代～新郷村小坂	11/25 ～ 4/25
		46	川内佐井線	むつ市川内町湯ノ川～佐井村川目	11/25 ～ 4/25
	一般県道	122	酸ヶ湯高田線	青森市酸ヶ湯～青森市荒川(下湯ダム)	11/25 ～ 5/30
		123	清水川滝沢野内線	平内町外童子(大和山)～青森市滝沢	11/25 ～ 5/30
		158	胡桃館鶴田線	鶴田町山道	11/25 ～ 4/1
		159	大泉姥滝線	五所川原市姥滝	11/25 ～ 4/1
		174	長坂大湊線	むつ市二又～むつ市落野沢	11/29 ～ 4/25
		179	泊陸奥横浜停車場線	六ヶ所村泊～横浜町太郎須田	11/25 ～ 5/30
		190	松代町陸奥赤石停車場線	鱒ヶ沢町松代町～鱒ヶ沢町深谷町黒森	11/29 ～ 4/20
		190	松代町陸奥赤石停車場線	鱒ヶ沢町深谷町黒森～鱒ヶ沢町小森町	11/29 ～ 4/20
		191	種里町柳田線	鱒ヶ沢町一ツ森～深浦町石動	11/29 ～ 5/25
		192	岩崎深浦線	深浦町岩崎～深浦町深浦	11/29 ～ 4/10
		204	相馬常盤野線	弘前市沢田～西目屋村田代	11/29 ～ 5/15
		216	戸来岳貝守線	新郷村空沼～三戸町大平	11/25 ～ 5/15
		226	酸ヶ湯黒石線	黒石市大川平～黒石市高館	11/29 ～ 5/30
		227	名久井岳公園線	三戸町泉山～南部町法光寺	11/25 ～ 4/25
		242	後平青森線	七戸町天間館～七戸町中天間館	11/25 ～ 5/30
		242	後平青森線	七戸町中天間館～青森市田代	11/25 ～ 5/30
		269	増田浅虫線	平内町増田～青森市浅虫	11/25 ～ 5/30
		280	十二湖公園線	深浦町松神	11/29 ～ 4/1
		281	三厩停車場竜飛崎線	外ヶ浜町三厩算用師～外ヶ浜町三厩振柳	11/25 ～ 4/25
		284	薬研佐井線	むつ市大畑町赤滝山～佐井村古佐井川目	11/25 ～ 5/15
		286	三厩小泊線	外ヶ浜町三厩増川山～中泊町小泊	11/15 ～ 5/30
		317	西目屋二ツ井線	西目屋村砂子瀬～秋田県境	11/25 ～ 5/30

備考 「令和2年度青森県除雪計画」による。

(4) 市の保有車両等

ア 緊急通行車両

(防災課 令和3年4月)

車 種 課 名	普通自動車	小型乗用ワゴン車	広報車	普通貨物車	中型バス
管財課	11	7	3	2	
道路維持課	9	1		3	
相馬総合支所総務課		1			
上下水道部総務課	2				
学務健康課(給食センター)				10	
議会事務局					1

※ 事前届出済の緊急通行車両のうち、用途が輸送（人、物資）の車両

イ 障害物除去に要する機械、器具等の状況

(防災課 令和3年4月)

車 種 課 名	ブルドーザ	タイヤドーザ	ホイールローダ	シヨベルローダ	モーターグレーダ	トラック	ダンプトラック	バックホウ	自走式シュレッダ	備 考
環境課	1		2					2		
りんご課								1		
道路維持課		11	1	1	5		9	1		
公園緑地課							6			
下水道施設課						1				

ウ 弘前市役所車両台数一覧表

(防災課 令和3年4月)

車 種 課 名	課 合 計																									
	普通自動車	小型乗用ワゴン車	軽自動車	広報車	普通乗合	中型バス	普通貨物車	小型貨物車	大型特殊車	普通・小型特殊	塵芥車	道路清掃車	散水車	タイヤドーザ	ショベルローダ	ブルドーザ	グレーダ	凍結抑制剤散布車	ロータリ除雪車	スノーモービル	バックホウ	コンパクタ	シュレッダ	フォークリフト	ホイールローダ	
管財課	15	7	39	4																						65
市民課(出張所)	3		2																							5
環境課	2		1				2	2			1					1					2				2	13
福祉総務課		1																								1
障がい福祉課	1	1			2					1																5
こども家庭課	1		1																							2
国保年金課			1																							1
健康増進課			4					2																		6
りんご課																					1					1
観光課		1				3		1																		5
道路維持課	9	1					3		9					11	1		5				1				1	41
都市計画課	1																									1
公園緑地課	1		4					5		1	5								1					1		18
岩木総合支所総務課	1																									1
岩木総合支所民生課		1																								1
相馬総合支所総務課		2																								2
上下水道部総務課	2		1																							3
上下水道部営業課		3	6							1																10
上下水道部工務課	3	1	1																							5
上下水道部上水道課	3		3					4		1																11
上下水道部下水道課	2		2					1		2																7
学校整備課	1																									1
学務健康課(給食センター含む)	1						26																			27
学校指導課		1																								1
生涯学習課			1																							1
中央公民館(岩木館含む)	1		1																							2
文化財課		1	1					1																		3
市立病院	1																									1
議会事務局						1																				1
車 両 合 計	48	20	68	4	2	4	31	16	9	6	6	0	0	11	1	1	5	0	1	0	4	0	0	1	3	241

※リース車両を含む。

(5) 航空機

(防災課 令和3年4月)

ア 就航路線

路 線	事業者名	便 数	主な運航機種
青森～東京(羽田)	日本航空	1日12便(6往復)	B737-800
青森～大阪(伊丹)	日本航空、全日本空輸	1日12便(6往復) (JAL×3、ANA×3)	E-190、DHC8-Q400
青森～札幌(新千歳)	日本航空、全日本空輸	1日10便(5往復) (JAL×3、ANA×2)	E-170、DHC8-Q400
青森～名古屋(小牧)	フジドリームエアラインズ	1日8便(4往復)	E-170/175
青森～神戸	フジドリームエアラインズ	1日2便(1往復)	E-170/175
三沢～東京(羽田)	日本航空	1日6便(3往復)	B737-800
三沢～大阪(伊丹)	日本航空	1日2便(1往復)	B737-800
三沢～札幌(丘珠)	北海道エアシステム	1日2便(1往復)	SAAB340B

イ 機種別乗客数等

機 種	乗客数(人)
B737-800	165
E-190	95
E-170	76
E-175	84
DHC8-Q400	74
SAAB340B	36

※ 「青森県国民保護計画資料編(平成30年3月)」より転記

7 医療機関等

(1) 主要医療機関

(防災課 令和3年4月)

病 院 名	開 設 者	所 在 地	電話	診療科目	一般	療養	精神	感染症	計	救急 告示	救急 医療 用病 床数	医師	看護 師
青森県立中央病院 (※基幹)	青森県	青森市東造道二丁目 1-1	017-726-8315	内、精、神内、小、外、整、脳外、皮、ひ、心外、呼、循内、産婦、眼、耳、放、歯、歯口、リハ、麻、消外、病診	689			5	694	○	6	175	778
弘前大学医学部附属病院 (※基幹)	国立大学法人弘前大学	弘前市大字本町 53	0172-33-5111	内（消、血、膠、循、呼、腎）内分泌、糖尿病代謝、感染症、脳内、腫瘍、神、精、小、呼外、心外、消外、乳外、甲外、整、皮、泌、眼、耳、放治、放診、産婦、麻、脳外、形成、小外、歯口、病理診断、救急、リハ	597		41	6	644	○	29	362	580
弘前市立病院 (※地域)	弘前市	弘前市大字大町三丁目 8-1	0172-34-3211	内、小、外、整、眼、産婦、耳、放、リハ、麻、皮	250				250	○	7	23	144
黒石市国保黒石病院 (※地域)	黒石市	黒石市北美町一丁目 70	0172-52-2121	内、小、外、整、眼、産婦、耳、放、リハ、泌、脳外、麻、神内、糖内、分内	271				271	○	8	25	160
独立行政法人国立病院機構弘前病院	独立行政法人国立病院機構	弘前市大字富野町 1	0172-32-4311	内、呼、消、小、外、整、脳外、皮、泌、産婦、眼、耳、放、歯、麻、神内、循内、乳外、消血	342				342	○	4	55	192
一般財団法人愛成会弘前愛成会病院	一般財団法人愛成会	弘前市大字北園一丁目 6-2	0172-34-7111	精、神、内			328		328			9	62
弘前中央病院	一般財団法人医療と育成のための研究所 清明会	弘前市大字吉野町 3-1	0172-36-7111	内、外、リハ、呼内、放、呼外、心外	154				154	○	15	14	60
鳴海病院	一般財団法人医療と育成のための研究所 清明会	弘前市大字品川町 19	0172-32-5211	内、リハ、放、呼内、消内外、循、外、胃	118				118	○	7	5	32
公益財団法人鷹揚郷腎研究所弘前病院	公益財団法人鷹揚郷	弘前市大字小沢字山崎 90	0172-87-1221	泌、内、外、歯、リハ	109				109			11	112

医療法人社団聖康会 聖康会病院	医療法人社団聖康会	弘前市大字和泉 二丁目 17-1	0172- 27-4121	精、神、内、心内、消内			88		88			1	16
医療法人弘愛会 弘愛会病院	医療法人弘愛会	弘前市大字宮川 三丁目 1-4	0172- 33-2871	内、外、整、皮、呼、形成、リハ、麻	54	30			84	○	8	5	27
弘前記念病院	医療法人整友会	弘前市大字境関 字西田 59-1	0172- 28-1211	整、内、麻、リハ	171				171			12	74
津軽保健生活協同組 合健生病院	津軽保健生活協同組合	弘前市大字扇町 一丁目 2-2	0172- 32-1171	精、神内、内、外、整、小、呼内、循 内、産婦、放、麻、消内外、リハ、ア レ、救	282				282	○	29	45	240
津軽保健生活協同組 合藤代健生病院	津軽保健生活協同組合	弘前市大字藤代 二丁目 12-1	0172- 36-5181	精、内、放、リハ			244		244			11	76
弘前メディカルセン ター	医療法人康和会北桜会	弘前市大字大町 二丁目 1-9	0172- 35-1511	外、内、整、脳、消、リハ	97	40			137	○	6	3	17
医療法人元秀会 弘前小野病院	医療法人元秀会	弘前市大字和泉 一丁目 19-1	0172- 27-1431	内、循、呼、消、神内、外、呼外、整、 肛、放、リハ	46	47			93	○	6	3	15
弘前脳卒中・リハビ リテーションセンタ ー	一般財団法人黎明郷	弘前市大字扇町 一丁目 2-1	0172- 28-8220	内、リハ、神内、脳外、放、歯、脳・ 血内、循内	248				248	○	12	16	157
国保板柳中央病院	板柳町	板柳町大字灰沼 字岩井 74-2	0172- 73-3231	内、外、眼、整、耳	55	32			87	○	4	9	40
大鰐町立大鰐病院	大鰐町	大鰐町大字蔵館 字川原田 40-4	0172- 48-2211	内、外、眼、耳、小	60				60	○	10	6	35
一般財団法人双仁会 厚生病院	一般財団法人双仁会	黒石市大字黒石 字建石 9-1	0172- 52-4121	内、外、放、小、心血外、婦、麻	99	114			213			8	62
医療法人社団来蘇圓 会黒石あけぼの病院	医療法人社団来蘇圓会	黒石市あけぼの 町 52	0172- 52-2877	内、精、神、心療内	15		178		193			5	66
ときわ会病院	医療法人ときわ会	藤崎町大字榊字 亀田 2-1	0172- 65-3771	内、外、整、リハ、リウ、神内、麻、消外、 消・肝内、漢内、緩和ケア、糖内	107	42			149	○	7	10	71
須藤病院	医療法人みらい会	平川市柏木町藤 山 37-5	0172- 44-3100	内、整、リハ		60			60			4	6

凡例：（※基幹）は「青森県保健医療計画」に示す基幹災害拠点病院を、（※地域）は地域災害拠点病院を示す。

※ 「青森県国民保護計画資料編（平成３０年３月）」より転記

(2) 医薬品等及び防疫用薬剤の主な調達先

ア 医薬品等

(市立病院総務課 令和3年4月)

品 名	調 達 先	所 在 地	電話番号
医 薬	株式会社菊池薬店	弘前市大字土手町 18	0172-32-7586
〃	株式会社東酸 弘前事業所	弘前市大字神田四丁目 2-11	0172-36-7711
〃	株式会社富士商会	弘前市大字高田五丁目 12-2	0172-27-4228
〃	株式会社工藤酸素店	弘前市大字金属町 3-3	0172-88-3221
医療品	株式会社ケービジョン	弘前市大字徳田町 23-6	0172-37-1360
〃	有限会社佐藤器械	弘前市大字安原三丁目 8-1	0172-87-1171
〃	株式会社シバタ医理科	弘前市大字高田三丁目 7-1	0172-27-2221
〃	株式会社白石医療器	弘前市大字神田五丁目 8-5	0172-34-3500
〃	有限会社タック医療	弘前市大字小比内五丁目 13-6	0172-26-4506
〃	東北化学薬品株式会社	弘前市大字神田一丁目 3-1	0172-33-8131
〃	株式会社弘前山上医科	弘前市大字稲田一丁目 3-11	0172-28-1811
〃	フクダライフテック北東北株式会社 弘前営業所	弘前市大字高田二丁目 3-1	0172-26-2204
〃	株式会社フラワー・メディカル	弘前市大字田園二丁目 2-11	0172-27-0227
〃	樋口ホスピタルサプライ株式会社 弘前営業所	弘前市大字城東四丁目 5-1	0172-28-5555
〃	株式会社八甲メディカル	青森市大字自由ヶ丘二丁目 20-40	017-743-0052

イ 防疫用薬剤

(契約課 令和3年4月)

品 名	調 達 先	所 在 地	電話番号
石鹼・洗剤類	株式会社栄研	弘前市大字藤野一丁目 4-1	0172-31-2567
石鹼・洗剤類	A I A環境科学有限会社	弘前市大字小沢字広野 179	0172-89-1414
石鹼・洗剤類	株式会社L G N	弘前市大字広野一丁目 14-12	080-1671-4540
石鹼・洗剤類	葛西源助商店	弘前市大字土手町 211-4	0172-32-1021
石鹼・洗剤類	株式会社金竹成家 弘前営業所	弘前市大字神田二丁目 3-7	0172-33-7171
石鹼・洗剤類	株式会社菊池薬店	弘前市大字土手町 18	0172-32-7586
石鹼・洗剤類	北沢産業株式会社 弘前営業所	弘前市大字豊田三丁目 1-2	0172-27-6644
石鹼・洗剤類	有限会社教進社	弘前市大字安原三丁目 9-5	0172-87-6625
石鹼・洗剤類	共立医科器械株式会社 弘前営業所	弘前市大字青山四丁目 20-3	0172-55-5081
石鹼・洗剤類	株式会社くどう教材社	弘前市大字新町 207	0172-35-3562
石鹼・洗剤類	株式会社工藤酸素店	弘前市大字金属町 3-3	0172-88-3221
石鹼・洗剤類	株式会社クリーンサービス青森 弘前支店	弘前市大字狼森字西元 3-24	0172-87-1216
石鹼・洗剤類	株式会社クリンテック	弘前市大字大久保字西田 369	0172-33-7241
石鹼・洗剤類	株式会社クロベ	弘前市大字神田五丁目 3-3	0172-39-2600
石鹼・洗剤類	広陽ビルサービス有限会社 弘 前営業所	弘前市大字樋の口二丁目 10-4	0172-55-0539
石鹼・洗剤類	株式会社小林紙工	弘前市大字和徳町 52	0172-36-5311
石鹼・洗剤類	三幸株式会社	弘前市大字城東四丁目 5-11	0172-27-0085
石鹼・洗剤類	株式会社サン・コーポレーショ ン 弘前営業所	弘前市大字北園二丁目 9-20	0172-88-7337
石鹼・洗剤類	株式会社サンデー 弘前安原店	弘前市大字泉野一丁目 4-2	0172-88-1121
石鹼・洗剤類	有限会社じんま薬店	弘前市大字品川町 45	0172-32-4937
石鹼・洗剤類	株式会社装美舎	弘前市大字神田四丁目 6-6	0172-36-5520
石鹼・洗剤類	株式会社タクト 弘前営業所	弘前市大字外崎二丁目 7-2	0172-29-1371
石鹼・洗剤類	有限会社ダスキン弘前	弘前市大字城東 1 丁目 2-10	0172-27-4500
石鹼・洗剤類	D C M株式会社 D C Mホーム ック弘前城東店	弘前市大字早稲田 4 丁目 2-1	0172-29-1547
石鹼・洗剤類	東邦薬品株式会社 弘前営業所	弘前市大字扇町一丁目 1-11	0172-27-8341
石鹼・洗剤類	東洋建物管理株式会社 弘前支 社	弘前市大字富田一丁目 2-5	0172-34-6566
石鹼・洗剤類	有限会社東洋美装	弘前市大字清水三丁目 1-5	0172-34-3011
石鹼・洗剤類	有限会社中田教材社	弘前市大字川先二丁目 7-9	0172-27-3545
石鹼・洗剤類	成商ビル管理株式会社	弘前市大字北瓦ヶ町 13-1	0172-89-1350
石鹼・洗剤類	成田商店	弘前市大字五所字野沢 44-4	0172-84-2012

品 名	調 達 先	所 在 地	電話番号
石鹼・洗剤類	羽賀音商店	弘前市大字松森町 47	0172-32-5720
石鹼・洗剤類	有限会社羽賀忠商店	弘前市大字和徳町 77	0172-32-1718
石鹼・洗剤類	花楯産業株式会社 弘前営業所	弘前市大字末広四丁目 1-2	0172-27-3044
石鹼・洗剤類	有限会社ビルアート	弘前市大字末広五丁目 8-3	0172-27-8552
石鹼・洗剤類	公益社団法人弘前観光コンベンション協会	弘前市大字下白銀町 2-1	0172-35-3131
石鹼・洗剤類	株式会社弘前事務機器商会	弘前市大字城東中央三丁目 5-10	0172-27-7111
石鹼・洗剤類	株式会社弘前ドライクリーニング工場	弘前市大字門外四丁目 3-47	0172-26-1515
石鹼・洗剤類	株式会社弘商	弘前市大字田園四丁目 1-1	0172-26-3332
石鹼・洗剤類	平成ビル管理有限会社	弘前市大字城西二丁目 7-10	0172-32-7571
石鹼・洗剤類	北都ビル総合管理有限会社	弘前市大字城東北三丁目 5-1	0172-27-2555
石鹼・洗剤類	ホシザキ東北株式会社 弘前営業所	弘前市大字城東二丁目 3-1 猪股ビル	0172-27-3591
石鹼・洗剤類	有限会社ユウアイ建物サービス	弘前市大字新寺町 145	0172-34-2044
石鹼・洗剤類	株式会社レンゴウ事務機	弘前市大字浜の町西三丁目 4-3	0172-36-6060

(3) 赤十字奉仕団、ボランティア団体等

(市民協働課、生涯学習課、福祉総務課 令和3年4月)

団 体 名	所 在 地	電話番号	活 動 内 容
弘前市町会連合会	弘前市大字上白銀町1-1	0172-35-1111 (内346)	町会等との情報交換及び行政機関等との協力
弘前市連合婦人会	弘前市大字湯口字一ノ安田75-1	0172-84-3053	地域関係事業への協力・参加
弘前市民生委員児童委員協議会	弘前市大字上白銀町1-1	0172-40-7037	民生委員・児童委員の研修及び情報交換活動等
弘前市社会福祉協議会	弘前市大字宮園2丁目8-1	0172-33-1161	地域の福祉増進活動
弘前市赤十字奉仕団	弘前市大字宮園2丁目8-1	0172-33-1161	各種赤十字活動への協力

8 生活関連等施設

(1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(抄)

(防災課 令和3年4月)

平成16年 6月18日法律第112号

最終改正 平成30年6月27日法律第67号

(生活関連等施設の安全確保)

第百二条 都道府県知事は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、次の各号のいずれかに該当する施設で政令で定めるもの（以下この条において「生活関連等施設」という。）のうち当該都道府県の区域内に所在するものの安全の確保が特に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、当該生活関連等施設の管理者に対し、当該生活関連等施設の安全の確保のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。

一 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの

二 その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設

2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、生活関連等施設の安全の確保が緊急に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、自ら前項の規定による要請を行うことができる。この場合において、当該要請を行ったときは、直ちに、その旨を当該生活関連等施設の所在する都道府県の知事に通知しなければならない。

3 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長等は、武力攻撃事態等においては、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、生活関連等施設のうちその管理に係るものについて、警備の強化その他当該生活関連等施設の安全の確保に関し必要な措置を講じなければならない。

4 第一項若しくは第二項の規定による要請に応じて必要な措置を講じようとする生活関連等施設の管理者又は前項の規定により必要な措置を講じようとする指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長若しくは地方公共団体の長等は、都道府県警察、消防機関（消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条各号に掲げる機関をいう。第百十九条第三項及び第四項において同じ。）その他の行政機関に対し、その管理に係る生活関連等施設の安全の確保のため必要な支援を求めることができる。

5 都道府県公安委員会又は海上保安部長等は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、都道府県知事から要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域のうち、当該生活関連等施設の安全を確保するため立入りを制限する必要があるものを、立入制限区域として指定することができる。

6 都道府県公安委員会及び海上保安部長等は、前項の立入制限区域を指定したときは、速やかに、その旨を生活関連等施設の管理者に通知するとともに、その立入制限区域の範囲、立入りを制限する期間その他必要な事項を公示しなければならない。

7 警察官又は海上保安官は、第五項の立入制限区域が指定されたときは、特に生活関連等施設の管理者の許可を得た者以外の者に対し、当該立入制限区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該立入制限区域からの退去を命ずることができる。

8 内閣総理大臣は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、生活関連等施設及びその周辺の地域の安全の確保が特に必要であると認めるときは、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮し、危険の防除、周辺住民の避難その他当該生活関連等施設の安全の確保に関し必要な措置を講じさせることができる。この場合において、国家公安委員会は、関係都道府県公安委員会に対し、第五項の規定による立入制限区域の指定について必要な指示をすることができる。

(危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止)

第百三条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で政令で定めるもの（以下この条及び第一百七条において「危険物質等」という。）に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、この法律其他法令の規定に基づき、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、危険物質等の占有者、所有者、管理者その他の危険物質等を取り扱う者（次項及び第四項において「危険物質等の取扱者」という。）に対し、危険物質等の取扱所の警備の強化を求めることができる。

3 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定める区分に応じ、危険物質等の取扱者に対し、次に掲げる措置のうち政令で定めるものを講ずべきことを命ずることができる。

- 一 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
 - 二 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
 - 三 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄
- 4 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、前項の措置を講ずべきことを命ずるため必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、危険物質等の管理の状況について報告を求めることができる。
- 5 前各項の規定は、危険物質等に係る武力攻撃災害が発生した場合において、これを防除し、及び軽減するときについて準用する。

(2) 生活関連等施設の安全確保の留意点

目 次

1. 総務省関係	75
2. 総務省消防庁関係	76
3. 文部科学省関係	78
4. 厚生労働省関係	79
5. 農林水産省関係	85
6. 経済産業省関係	87
7. 国土交通省関係	93
8. 原子力規制庁関係	97

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成27年4月

総務省

1. 施設の種類

電気通信事業者がその事業の用に供する交換設備（国民保護法施行令第27条第5号）

2. 施設の特性

当該施設が被害を受けると、そのサービス提供地域に係る通信が途絶する等の影響を及ぼすおそれがある。当該施設が中継交換設備に係るものにあつては、その影響が広範囲に及ぶおそれがある。

3. 安全確保の留意点

- ・ 平素から都道府県警察、総務省等関係機関との緊密な連携の下、必要に応じて施設（当該交換設備が設置される建物等を含む。以下同じ。）の巡回を実施する等、自主警戒の強化に努めること。
- ・ 関係機関との連絡網の構築に努めること。
- ・ 施設への出入り管理に当たっては、身分確認等に留意すること。
- ・ 施設（特に、交換設備を設置する通信機械室）への侵入を阻止するための施錠等の措置を講ずること。
- ・ 自動火災報知設備及び消火設備を適切に備え付けること。
- ・ 予備電源の備え付け、複数系統での受電等の措置を講ずること。
- ・ 予備機器、応急復旧機材等の資機材を備え付けること。
- ・ 機器の故障等を検知、通報する機能を備え付けること。
- ・ その他、情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（昭和62年郵政省告示第73号）に定める対策の実施に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課安全・信頼性対策室

電話 03-5253-5862

FAX 03-5253-5863

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成27年4月

総務省

1. 施設の種類

国内放送を行う放送局の無線設備（国民保護法施行令第27条第6号）

2. 施設の特性

当該施設が被害を受けると、当該施設を利用する放送事業者のサービス提供地域全域に係る放送が途絶する等の影響を及ぼすおそれがある。複数の放送事業者が同一の施設を利用している場合、その影響が拡大するおそれがある。

3. 安全確保の留意点

- ・ 事案発生時に施設の警備等を実施する関係機関（都道府県警察等）との緊密な連絡の下、施設の巡回その他の自主警戒の強化に努めること。
- ・ 事案発生時に迅速な対応が可能となるよう、上記の関係機関（都道府県警察等）との連絡体制を確立すること。
- ・ 施設への出入り管理に当たっては、身分確認等に留意すること。
- ・ 施設への侵入を阻止するための施錠等の措置を講ずること。
- ・ 自動火災報知設備及び消火設備を適切に備え付けること。
- ・ 予備電源の備付け、複数系統での受電等の措置を講ずること。
- ・ 予備機器、応急復旧機材等の資機材を備え付けること。
- ・ 機器の故障等を検知、通報する機能を備え付けること。
- ・ 同一の施設を複数の放送事業者で利用している場合には、上記の各措置について、放送事業者間で緊密な連絡をとること。

4. 所管省庁の連絡先

総務省情報流通行政局地上放送課

電話 03-5253-5793

FAX 03-5253-5794

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成27年4月

総務省消防庁

1. 施設の種類

危険物の取扱所等（製造所、貯蔵所及び取扱所）

（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第1号）

2. 施設の特性

（1）危険物の規制に関する政令第8条の2の3第3項の特定屋外タンク貯蔵所

- ・ 施設が大規模かつ屋外に設置されているため、武力攻撃等の内容によっては防御措置を講ずることが難しい場合がある。また、火災等が生じた際の影響が大きい。
- ・ 石油等の燃料を備蓄している例が多く、国民生活に多大な影響を与える恐れがある。

（2）消防法第12条の7に基づき危険物保安統括管理者を定めなければならない事業所の指定施設

- ・ 大量の危険物を取り扱う施設である。

（3）その他（（1）、（2）を除く）の危険物施設

- ・ 火災危険性が高い物品を貯蔵し、又は取り扱っている。

3. 安全確保の留意点

（1）平素からの備え

【都道府県知事】

- ・ 施設への入構管理に当たっては、身分確認、携行品の確認等により不審者の侵入に注意するよう管理者へ要請すること。
- ・ 都道府県警察、海上保安庁、消防本部との緊密な連絡体制を確保すること。
- ・ 避難経路の確認を行うよう管理者へ要請すること。
- ・ 武力攻撃事態等が生じた際にとるべき措置（施設の運転緊急停止等）が的確に講じられるよう管理者へ要請すること。
- ・ 市町村の担当部局との連絡体制を整備し、武力攻撃事態等に際して、県内に所在する危険物施設について円滑に把握できる体制をとること。

【事業者】

- ・ 施設への入構管理に当たっては、身分確認、携行品の確認等により、不審者

の侵入に注意すること。

- ・ 都道府県警察、海上保安庁、消防本部との緊密な連絡体制を確保すること。
- ・ 避難経路の確認を行うこと。
- ・ 武力攻撃事態等が生じた際にとるべき措置（施設の運転緊急停止等）が的確に講じられるよう確認し、従業員へ周知すること。

（２）武力攻撃事態等における留意点

【都道府県知事】

- ・ 特に、２（１）及び（２）の施設については危険性の高さに鑑み、留意点の周知の徹底を図る。
- ・ 都道府県警察等との緊密な連絡の下、事業所及び事業所敷地周辺部の巡回を強化するよう、管理者へ要請すること。
- ・ 都道府県公安委員会又は海上保安部長等に対し、速やかに立ち入り制限区域の指定を要請すること。
- ・ 消防法第１２条の３にもとづき、危険物施設の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限を命ずることを検討すること（市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う）。
- ・ 国民保護法第１０３条第３項第２号にもとづき、危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動又は消費の一時禁止又は制限を命ずることを検討すること（市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う）。
- ・ 消防法第１６条の３第３項にもとづき、製造所等について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急措置を命ずることを検討すること（市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う）。

【事業者】

- ・ 都道府県警察等との緊密な連絡の下、事業所及び事業所敷地周辺部の巡回を強化すること。
- ・ 消防法第１６条の３第１項にもとづき、製造所等について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急措置を講ずること。

- ・ 消防法第１６条の３第２項にもとづき、製造所等について、危険物の流出その他の事故を発見した者は、直ちにその旨を消防署、市町村長の指定した場所、警察署又は海上警備救難機関に通報すること。

４．所管省庁の連絡先

消防庁危険物保安室

電話 ０３－５２５３－７５２４

FAX ０３－３５８１－７５３４

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成27年4月

文部科学省

1. 施設の種類

細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素の取扱施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第27条第10号、第28条第10号）

2. 施設の特性

（1）細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素（以下、生物剤等）を保有している施設。

（2）対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので文部科学省・文化庁国民保護計画別表に示すものとする。

3. 安全確保の留意点

（1）生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類（以下「BSL」という。）等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること（病原体等のBSL及びBSLに応じた措置については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程に準拠すること。）。

（2）施設を有する機関の長は、生物剤等の管理責任者を任命し、その責任の所在を明確化して以下の事項を遵守させること。また、施設を有する機関の長は、生物剤等の管理について知見を有する者等からなる安全管理委員会を設置し、意見を聴くこと。

- ① 施設された冷蔵庫、冷凍庫等により適切に生物剤等を保管すること。
- ② 保管場所へのアクセス制限等による盗難・紛失等の防犯対策を行うこと。
- ③ 生物剤等の使用・管理を常に記録・保存するとともに、管理責任者が定期的に確認を行うこと。
- ④ 生物剤等の譲渡に当たっては、譲渡先において適切な管理体制が整備されていることを事前に確認するとともに、管理責任者による承認手続き等を経ること。
- ⑤ 生物剤等の譲受に当たっては、管理責任者による承認手続き等を経るとと

もに適切な管理を行うこと。

- ⑥ 生物剤等の廃棄に当たっては、適切な方法（オートクレーブ処理、薬剤による消毒等）により確実に不活化すること。
- ⑦ 紛失、事故、災害等がおこった場合の警察、消防、海上保安部署（臨海部に限る）等への通報体制を整備すること。
- ⑧ 都道府県警察、文部科学省等関係機関の求めに応じて情報提供を行うとともに、右関係機関と連携して自主警戒の強化に努めること。
- ⑨ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

文部科学省ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室

電話 03-6734-4113

FAX 03-6734-4114

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成27年4月

厚生労働省

1. 施設の種類

水道事業、水道用水供給事業の用に供する取水、貯水、浄水のための施設又は配水池（国民保護法施行令第27条第3号）

2. 施設の特徴

- ・ 国民が直接口にする飲料水を供給する。
- ・ 水道施設は取水施設から給水末端まで広範囲にわたる。

3. 安全確保の留意点

- ・ 関係機関と緊密な連携を図るとともに、自主警戒、自主警備の強化に努めること。
- ・ 水源の監視を強化すること。
- ・ 水道施設の防護対策を確認すること。
- ・ バイオアッセイ等による水質管理を徹底すること。
- ・ 当該施設への来訪者、出入業者の管理を徹底すること。
- ・ 備品、薬品等の管理を徹底すること。
- ・ 施設関係図面等の管理を徹底すること。
- ・ 一般住民からの連絡窓口を設定し、それにより得た関係情報の施設内での周知、情報の共有を図るとともに、必要に応じて更なる情報収集に努めること。
- ・ 緊急時における関係者に対する連絡体制を確認すること。
- ・ 給水停止措置等や緊急対応の指揮命令系統を確認すること。
- ・ 応急復旧体制や応急給水体制を含めた緊急事態への対応体制を確認すること。

4. 所管官庁の連絡先

厚生労働省健康局水道課

電話 03-3595-2368

FAX 03-3503-7963

生活関連等施設の安全確保の留意点（毒物劇物を取扱う施設）

平成27年4月

厚生労働省

1. 施設の種類

毒物劇物取扱施設（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第2号）

2. 施設の特徴

毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は業務上取扱者が所持し、毒物又は劇物を保有する施設。なお、毒物又は劇物は、人や動物が飲んだり、触れたり、吸い込んだりした場合、生理的機能に急性的な危害を与える。

※ 施設のうち、毒物においては20トン程度、劇物においては200トン程度貯蔵している施設は特に安全確保に留意すべき生活関連等施設に該当すると考える。また、住宅街の中心にある施設や特に毒性が強い毒物を取り扱う等の行為を行う施設において、当該施設が破壊され毒物劇物が漏洩したときに大多数の周辺住民等への被害が懸念される場合は、貯蔵量の多寡にかかわらず、特に安全確保に留意すべきと考える。

3. 安全確保の留意点

武力攻撃事態における的確かつ迅速に安全を確保するために、平素より安全確保の措置等を準備するにあたって留意すべき事項を下記に定める。なお、準備にあたっては、まず、今ある毒物劇物の保管又は取り扱う設備や危害防止規定のマニュアルを見直し、施設の破壊等を目的とした人物の不法侵入を防ぐ措置や複数の設備等が同時に破損する事態などの武力攻撃事態や武力攻撃災害を念頭に、現在の設備やマニュアルに不足がないか検討し、順次、必要な事項の追加や修正を行うことを推奨する

○ 武力攻撃事態や武力攻撃災害を念頭においた設備に関する事項

- ・ 毒物劇物の保管又は取り扱う設備を敷地境界線から離れたところに配置する。
- ※ 漏洩時になるべく事業場外に漏れないように配慮
- ※ 不審者に容易に見つけられ、盗取等されないよう配慮
- ・ 毒物劇物の保管又は取扱う設備には施錠及び柵を設ける等を行い不審な人物が侵入できないようにする。
- ・ 複数の保管設備等が同時に破損する等、大量に漏洩した場合に事業場外

へ流出しないよう措置を講ずる。

※ 漏洩した毒物劇物を収容する設備（防液堤や排液処理設備）などの設置

- ・ 複数の保管設備等が同時に破損する等、大量に漏洩した場合、応急措置を行うために必要な中和剤及び措置を行う者のための保護具等を準備する。

※ 保護具は、複数の設備が破損した場合を想定し、十分な数を準備

※ 中和剤は、必要に応じ関係他社と協力体制を構築し、緊急時に十分な量を確保できる手段を整備

※ 土嚢（漏出のせき止め）、ビニールカバー（飛散を防ぐため）や空容器（漏洩した毒物劇物を回収するため）等災害の拡大を防止するための部材等を準備

※ 反応副生成物による被害が想定される場合においては、反応副生成物に対する保護具等の準備

- ・ 上記の諸措置の実施計画を立て、実施する。

○ 武力攻撃事態における毒物劇物を取扱う設備等の管理体制に関する事項

- ・ 毒物劇物の保管又は取扱う設備への出入りや鍵の管理体制を整備する。
- ・ 施設内の毒物劇物の種類と保有量について把握体制を整備する。

※ 管理台帳、又は事業計画等での日単位の物量管理などからの把握方法や体制の整備

※ 夜間や休日など現場担当者がいない場合でもどの設備にどの毒物劇物があるか確認ができるよう現場事務所以外の守衛所等にも情報提供

※ 毒物劇物の種類と大まかな量について、消防機関、都道府県警察や自治体（県庁担当部局や保健所等）にも情報提供

- ・ 毒物劇物を取扱う設備の安全装置等が非常時に適切に機能するよう点検の実施体制を整備する。

- ・ 武力攻撃災害を回避するための毒物劇物を取扱う設備の緊急停止、毒物劇物の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備する。

- ・ 毒物劇物の輸送時における武力攻撃災害を回避するため、搬送経路が武力攻撃の危機にさらされている場合に当該経路の毒物劇物の輸送を最小限にな

るよう体制を検討する。

- ・ 海上輸送の場合においては、毒物劇物輸送船が被害を受けないようにするため、安全な港への避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。

- ・ 施設全体の警備体制を整備する。

※ 施設への出入りに身分や携帯物の確認や毒物劇物施設の重点的な巡回の実施に関するマニュアルを整備。必要に応じ、防犯カメラ等の設備について検討

※ 平素から自治体（県庁担当部局や保健所等）、都道府県警察等との緊密な連携の下、自主警戒体制の強化に努める

- ・ 上記の諸措置に関して、必要に応じ、訓練・教育計画を立て、実施する。

※ 訓練計画は、消防機関、都道府県警察や自治体（県庁担当部局や保健所等）と相談して作成するとともに、訓練を実施するに当たっては、消防機関、都道府県警察や自治体（県庁担当部局や保健所等）と相談しつつ、周辺住民への参加も呼びかけて実施

- ・ 上記の諸措置に関する整備計画を立て、実施する。なお、武力攻撃事態に限らず、平素より実施可能なものは、現行の危害防止規定に当該規定を盛り込み、平素より実施する。

○ 武力攻撃災害時の応急措置体制に関する事項

- ・ 通報体制を整備する

※ 消防機関、都道府県警察、海上保安部等注1（臨海部に限る。）、自治体（県庁担当部局や保健所等）、事務所内関係者や周辺住民等への通報体制及び連絡先一覧の作成

注1：海上保安部等とは海上保安部、海上保安航空基地、海上保安署をいう。以下同じ

※ 災害現場に立ち会ったものが速やかに連絡できるよう、連絡先一覧を関係者に周知するとともに、事業場の見やすいところに掲げる。特に、拡散しやすい毒物劇物など（ガス状のものや揮発性の高いもの、あるいは水と反応し有毒ガスを発生するものなど）、災害時に処置を行う間もなく周辺住民への危害が及ぶ恐れのある毒物劇物を保有している施設については、災害と同時に消防機関、都道府県警察、海上保安部等（臨海

部に限る。）、自治体（県庁担当部局や保健所等）に連絡を取る体制やマニュアル等を整備

※ 消防機関、都道府県警察、海上保安部等（臨海部に限る。）、自治体（県庁担当部局や保健所等）に連絡する場合に、災害を受けた施設の毒物劇物が何であるか、毒性の程度、応急措置に必要な装備や被害者の応急措置等が説明できるようMSDS等を連絡先一覧とセットで用意しておく。同時に被災者の応急措置や被災物質等に関する問い合わせに対応できる者の連絡先を登録できるよう、関係者の連絡先一覧を準備

※ 災害現場が混乱して通報ができない場合も想定し、災害現場以外の、例えば守衛所等からでも通報ができるよう必要な情報を共有

- ・ 応急措置体制を整備する。

※ 毒物劇物の保管又は取扱う施設からの毒物劇物の流出時における応急措置体制と方法

- ・ 避難体制を整備する。

※ 関係者及び関係者以外の避難体制、避難経路、避難場所の設定をマニュアルに定める

- ・ 被害の拡大防止体制を整備する。

※ 周辺住民の避難・対応方法等をマニュアルに定める。なお、当該マニュアルは消防機関や自治体（県庁担当部局や保健所等）と相談の上作成するとともに、周辺住民への周知に努める。

- ・ 上記の諸措置に関する整備計画及び訓練・教育計画を立て、実施する。

○ その他の留意事項

- ・ 上記の留意点は、緊急処理事態についても準用する。

4. 所管省庁の連絡先

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室

電話 03-3595-2298

FAX 03-3593-8913

生活関連等施設の安全確保の留意点（毒劇薬を取り扱う施設）

平成27年4月

厚生労働省

1. 施設の種類

薬局、医薬品の販売業の店舗、医薬品の製造所、及び医薬品の製造販売の事務所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第8号）

2. 施設の特性

- ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）第44条第1項に規定する毒薬又は同条第2項に規定する劇薬を貯蔵又は陳列している。なお、毒薬又は劇薬は、これが摂取され、吸収され、又は外用された場合に、極量が致死量に近い場合、蓄積作用が強いため、又は薬理作用が激しいため、人又は動物の機能に危害を与え、又は危害を与えるおそれがある医薬品である。
- ・ 取扱品目は多いが、取扱量は少ない。

3. 安全確保の留意点

○ 武力攻撃事態等の管理体制に関する事項

（法令に規定されている事項）

- ・ 毒薬又は劇薬を取り扱う者は、これを他の物と区別して、貯蔵し、又は陳列しなければならない。（法第48条第1項）
- ・ 毒薬を貯蔵し、又は陳列する場所には、かぎを施さなければならない。（法第48条第2項）

（その他留意すべき事項）

- ・ 毒薬および劇薬の適正な保管管理等を行うための体制を確立し、維持すること。その際、実際に毒薬および劇薬の保管、受払い等の業務に従事する者の責任、権限等を明らかにしておくこと。（平成13年4月23日医薬局長通知 医薬発第418号）
- ・ 毒薬の数量の管理方法について検討し、これを実施すること。また、毒薬の受払い簿等を作成し、帳簿と在庫現品の間で齟齬がないよう定期的に点検するなど、適正に保管管理すること。（同上）
- ・ 劇薬の受払いを明確化し在庫管理を適切に行うなど、劇薬の盗難・紛失および不正使用の防止のために必要な措置を講ずること。（同上）

- ・ 平素から厚生労働省、都道府県警察等関係機関との緊密な連携の下、自主警戒体制の強化に努める。

- ・ 事案発生時の連絡通報体制を確立する。

- ・ 武力攻撃災害等を回避するため、毒劇薬を取り扱う施設の停止、毒劇薬の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備する。

○ 武力攻撃事態等の応急措置体制に関する事項

- ・ 揮発性が高いなど、拡散しやすい薬剤については、流出時に速やかに自治体（保健所等）、消防及び警察、海保（臨海部に限る）に連絡するとともに、周辺住民等に対して避難を行うよう周知する。
- ・ 摂取・吸入等による中毒症状については、応急措置・病院搬送などの対処方法を示すとともに、必要に応じてあらかじめ解毒剤を準備するなどの措置を講じること。

- ・ 盗難・流出等を防ぐための措置を可能な限り講じるとともに、大量に取り扱う場合は水系への混入等による被害拡大のおそれについても考慮すること

○ その他留意事項

- ・ 毒物又は劇物を取扱う製造所等においては、毒劇物の安全確保の留意点を参考にすること。また、毒素又は生物剤を取扱う製造所等においては、毒素又は生物剤の安全確保の留意点を参考にすること。
- ・ 毒劇薬の海上輸送に当たっては、輸送船が被害を受けないようにするため、安全な港への避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。
- ・ 上記の留意点は、緊急対処事態について準用する。

4. 所管省庁の連絡先

厚生労働省医薬食品局総務課

電話 03-5253-1111（2712）

FAX 03-3591-9044

厚生労働省医薬食品局審査管理課

電話 03-5253-1111（2739）

FAX 03-3597-9535

厚生労働省医薬食品局安全対策課

電話 03-5253-1111（2756）

FAX 03-3508-4364

生活関連等施設の安全確保の留意点（生物剤・毒素等を取扱う施設）

平成27年4月

厚生労働省

1. 施設の種類

細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素を取扱う施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第27条第10号、第28条第10号）。

2. 施設の特性

（1）細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素（以下「生物剤等」という。）を保有している施設。

（2）対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので厚生労働省国民保護計画別添に示すものとする。

3. 安全確保の留意点

（1）生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類（以下「BSL」という。）等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること（厚生労働省国民保護計画別添に掲げる病原体等のBSL及びBSLに応じた措置については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程に準拠すること）。

（2）生物剤等を保有している施設の管理者は、平素から巡回等により施設の自主的な警備に努めるとともに、生物剤等の管理責任者を任命し、その責任の所在を明確化して以下の事項を遵守させること。また、生物剤等の管理について知見を有する者等からなる安全管理委員会を設置し、意見を聴くこと。

- ① 施設された冷蔵庫、冷凍庫等により適切に生物剤等を保管すること。
- ② 保管場所へのアクセス制限等による盗難・紛失等の防犯対策を行うこと。
- ③ 生物剤等の使用・管理を常に記録・保存するとともに、管理責任者が定期的に確認を行うこと。
- ④ 生物剤等の譲渡に当たっては、譲渡先において適切な管理体制が整備されていることを事前に確認するとともに、管理責任者による承認手続き等を経ること。
- ⑤ 生物剤等の譲受に当たっては、管理責任者による承認手続き等を経るとも

に適切な管理を行うこと。

⑥ 生物剤等の廃棄に当たっては、適切な方法（オートクレーブ処理、薬剤による消毒等）により確実に不活化すること。

⑦ 紛失、事故、災害等がおこった場合の警察、消防、海上保安部署（臨海部に限る）等への通報体制を整備すること。

⑧ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

【国立感染症研究所に於ける連絡先】

厚生労働省大臣官房厚生科学課

電話 03-3595-2171

FAX 03-3503-0183

【診療所に於ける連絡先】

厚生労働省医政局総務課

電話 03-3595-2189

FAX 03-3501-2048

【病院に於ける連絡先】

厚生労働省医政局地域医療計画課

電話 03-3595-2194

FAX 03-3503-8562

【医薬品産業に於ける連絡先】

厚生労働省医政局経済課

電話 03-3595-2421

FAX 03-3507-9041

【衛生検査所に関する連絡先】

厚生労働省医政局地域医療計画課医療関連サービス室

電話 03-3595-2194

FAX 03-3507-9041

【保健所・地方衛生研究所に関する連絡先】

厚生労働省健康局がん対策・健康増進課地域保健室

電話 03-3595-2190

FAX 03-3502-3099

【ワクチン・抗毒素に関する連絡先】

厚生労働省健康局結核感染症課

電話 03-3595-2257

FAX 03-3581-6251

【医薬品製造所に関する連絡先】

厚生労働省医薬食品局審査管理課

電話 03-3595-2431

FAX 03-3507-9535

生活関連等施設の安全確保の留意点（毒薬及び劇薬を取り扱う施設）

平成27年4月

農林水産省

1. 施設の種類

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第1項に規定する毒薬又は同条第2項に規定する劇薬の取扱施設（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第8号）

2. 施設の特性

- ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第1項に規定する毒薬又は同条第2項に規定する劇薬を貯蔵又は陳列している。

3. 安全確保の留意点

○ 武力攻撃事態等の管理体制に関する事項

（法令に規定されている事項）

- ・ 毒薬又は劇薬を取り扱う者は、これを他の物と区別して、貯蔵し、又は陳列しなければならない。（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第48条第1項）
- ・ 毒薬を貯蔵し、又は陳列する場所には、かぎを施さなければならない。（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第48条第2項）

（その他留意すべき事項）

- ・ 毒薬及び劇薬の適正な保管管理等を行うための体制を確立し、維持すること。その際、実際に毒薬及び劇薬の保管、受払い等の業務に従事する者の責任、権限等を明らかにしておくこと。
- ・ 毒薬の数量の管理方法について検討し、これを実施すること。また、毒薬の受払簿等を作成し、帳簿と在庫現品の間で齟齬がないよう定期的に点検するなど、適正に保管管理すること。
- ・ 劇薬の受払いを明確化し在庫管理を適切に行うなど、劇薬の盗難・紛失及び不正使用の防止のために必要な措置を講ずること。
- ・ 平素から農林水産省、都道府県警察等関係機関との緊密な連携の下、自主警戒

態勢の強化に努めること。

- ・ 事案発生時の連絡通報体制を確立すること。
- ・ 武力攻撃災害等を回避するための、毒薬及び劇薬を取り扱う施設の停止、毒薬及び劇薬の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備すること。

○ 武力攻撃事態等の応急措置体制に関する事項

- ・ 揮発性が高いなど、拡散しやすい薬剤については、流出時に速やかに自治体（保健所等）、消防、警察及び海上保安部署（臨海部に限る）に連絡するとともに、周辺住民等に対して避難を行うよう周知すること。
- ・ 摂取・吸入等による中毒症状については、応急措置・病院搬送など対処方法を示すとともに、必要に応じてあらかじめ解毒剤を準備するなどの措置を講じること。
- ・ 可能な限り、盗難・流出等を防ぐための措置を講じるとともに、大量に取り扱う場合は水系への混入等による被害拡大のおそれについても考慮すること。

○ その他留意点

- ・ 毒物又は劇物を取り扱う製造所等においては、毒物劇物の安全確保の留意点を参考にすること。また、生物剤又は毒素を取り扱う製造所等においては、生物剤又は毒素の安全確保の留意点を参考にすること。
- ・ 毒薬及び劇薬の海上輸送に当たっては、輸送船が被害を受けないようにするため、安全な港への避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。
- ・ 上記の留意点は、緊急対処事態について準用する。

4. 所管省庁の連絡先

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課

電話 03-3502-8701

FAX 03-3502-8275

生活関連等施設の安全確保の留意点（生物剤及び毒素を取り扱う施設）

平成27年4月

農林水産省

1. 施設の種類

細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素の取扱施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第27条第10号、第28条第10号）

2. 施設の特性

- （1）細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素（以下「生物剤等」という。）を保有している施設。
- （2）対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので農林水産省・林野庁・水産省国民保護計画別紙1に示すものとする。

3. 安全確保の留意点

- （1）生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類（以下「BSL」という。）等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること（農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画別紙1に掲げる病原体等のBSL及びBSLに応じた措置については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程に準拠すること。）。
- （2）生物剤等を保有している施設の管理者は、生物剤等の管理責任者を任命し、その責任の所在を明確化して以下の事項を遵守させること。また、生物剤等の管理について安全管理委員会を設置し、意見を聴くこと。
 - ① 施錠された冷蔵庫、冷凍庫等により適切に生物剤等を保管すること。
 - ② 保管場所へのアクセス制限等による盗難・紛失等の防犯対策を行うこと。
 - ③ 生物剤等の使用・管理を常に記録・保存するとともに、管理責任者が定期的に確認を行うこと。
 - ④ 平素から自主的な巡回の実施等、施設の警備に努めること。
 - ⑤ 生物剤等の譲渡に当たっては、譲渡先において適切な管理体制が整備されていることを事前に確認するとともに、管理責任者による承認手続き等を経ること。
 - ⑥ 生物剤等の譲受に当たっては、管理責任者による承認手続き等を経るととも

に適切な管理を行うこと。

- ⑦ 生物剤等の廃棄に当たっては、適切な方法（オートクレープ処理による滅菌、薬剤処理等）により確実に不活化すること。
- ⑧ 紛失、事故、災害等がおこった場合の警察、消防、海上保安部署（臨海部に限る）等への通報体制を整備すること。
- ⑨ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

農林水産省消費・安全局消費・安全政策課

電話 03-3502-2319

FAX 03-3597-0329

生活関連等施設の安全確保の留意点（発電所及び変電所）

平成27年4月

経済産業省

1. 施設の種類

- ・ 発電所（最大出力5万キロワット以上）
- ・ 変電所（使用電圧10万ボルト以上）

（国民保護法施行令第27条第1号）

2. 施設の特性

- ・ 発電所：電気を発生している電力供給の根幹施設。一般に、火力発電所は海岸に立地していることが多く、水力発電所は山中に立地していることが多い。
- ・ 変電所：発電所と消費者間の中継点であり、電圧を調整している電力供給ネットワークの要の施設。

3. 安全確保の留意点

- ・ 施設及び設備の監視を徹底すること。
- ・ 施設内への作業、見学者等の入出者の管理を徹底すること。
- ・ 施設内への侵入に対する監視装置、防止柵、施錠等の管理を徹底すること。
- ・ 施設の巡視点検等の入念な実施、特に不審者、不審物等への注意を徹底すること。万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業者等に周知すること。
- ・ 業務車両、制服等の盗難防止を徹底すること。また、万が一、盗難が発生した場合、速やかに警察へ通報すること。
- ・ 施設及び設備に関する不法行為並びにその関連情報及び不審情報に関する社内連絡及び警察への通報を徹底すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課

電話 03-3501-1746 FAX 03-3501-3675

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課

電話 03-3501-1742 FAX 03-3580-8486

生活関連等施設の安全確保の留意点（ガス工作物）

平成27年4月

経済産業省

1. 施設の種類

ガス発生設備、ガス精製設備、ガスホルダー（国民保護法施行令第27条第2号）

2. 施設の特性

- ・ 可燃性である都市ガスまたは都市ガスの原料を取り扱っている。
- ・ ガスホルダーは市街地に設置されていることが多い。

3. 安全確保の留意点

- ・ 施設がある事業所には、構内に公衆がみだりに立ち入らないよう、柵、塀、有刺鉄線又は生け垣等を設け、かつ、構内のガス工作物に近づくことを禁止する旨の表示をする等、施設の管理を徹底すること。
- ・ ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成12年通商産業省令第111号）第6条に定める離隔距離を有すること。
- ・ 施設の規模に応じて、適切な防火設備を適切な箇所に設けること。
- ・ 施設の付近に設置する電気設備は、その設置場所の状況及び当該施設の扱うガスの種類に応じた防爆性能を有すること。
- ・ 施設の外面から火気を取り扱う設備に対して適切な距離を有すること。
- ・ 施設の管理者は、施設の維持・運用のために、定期的に巡視、点検を行うこと。
- ・ 遠隔操作弁を設ける等、必要に応じてガスを安全に遮断及び放出ができるよう措置を講ずること。
- ・ 施設に対する不法行為並びにその関連情報及び不審情報に関する社内連絡及び警察への通報手順・体制を整備しておくこと。
- ・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課

電話 03-3501-1746 FAX 03-3501-3675

経済産業省商務流通保安グループガス安全室

電話 03-3501-4032 FAX 03-3501-1856

生活関連等施設の安全確保の留意点（高圧ガス製造所）

平成27年4月

経済産業省

1. 施設の種類

高圧ガスの製造所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第4号）

2. 施設の特性

- ・ 爆発性又は毒性を有する高圧ガスを製造している。

3. 安全確保の留意点

- ・ 高圧ガスの製造作業を行う建築物は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。
- ・ 施設の周囲には、境界柵等を設置して境界線を明示すること。
- ・ 施設内への作業者・見学者等の入出者を管理すること、外部からの侵入に対する監視装置・施錠等を管理すること等により、管理を徹底すること。
- ・ 不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 可燃性ガス及び毒性ガスの製造を行う大規模施設の設備には、保安上重要な箇所に、適正な手順以外の手順による操作が行われることを防止するための設備を設ける等の措置を講じること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業者等に周知すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省商務流通保安グループ高圧ガス保安室

電話 03-3501-1706

FAX 03-3501-2357

生活関連等施設の安全確保の留意点（高圧ガス貯蔵所）

平成27年4月

経済産業省

1. 施設の種類

高圧ガス貯蔵所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第4号）

2. 施設の特性

- ・ 爆発性又は毒性を有する高圧ガスを貯蔵している。

3. 安全確保の留意点

- ・ 高圧ガスの貯蔵を行う建築物は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。
- ・ 施設の周囲には、境界柵等を設置して境界線を明示すること。
- ・ 施設内への作業者・見学者等の入出者を管理すること、外部からの侵入に対する監視装置・施錠等を管理すること等により、施設の管理を徹底すること。
- ・ 不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業者等に周知すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省商務流通保安グループ高圧ガス保安室

電話 03-3501-1706

FAX 03-3501-2357

生活関連等施設の安全確保の留意点（火薬庫）

平成27年4月

経済産業省

1. 施設の種類

火薬庫（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第3号）

2. 施設の特性

- ・ 爆発性を有する火薬類を貯蔵している。

3. 安全確保の留意点

- ・ 火薬庫は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。
- ・ 火薬庫の周囲は土堤等で囲むこと。
- ・ 貯蔵施設内への作業・見学者等の入出者を管理すること、外部からの侵入に対する監視装置・施錠等を管理すること等により、施設の管理を徹底すること。
- ・ 不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 火薬類の盗難防止、数量管理等を徹底すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業者等に周知すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省商務流通保安グループ鉱山・火薬類監理官付

電話 03-3501-1870

FAX 03-3501-6565

生活関連等施設の安全確保の留意点（火薬類製造所）

平成27年4月

経済産業省

1. 施設の種類

火薬類の製造所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第3号）

2. 施設の特性

- ・ 爆発性を有する火薬類を製造している。

3. 安全確保の留意点

- ・ 火薬類の製造作業を行う建築物は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。
- ・ 施設及び設備の監視を徹底すること。
- ・ 火薬類の製造を行う区域の周囲には、関係者以外が立ち入ることができないよう、境界柵を設置すること。
- ・ 施設内への作業・見学者等の入出者の管理を徹底すること。
- ・ 外部から施設内への侵入に対する監視装置、施錠等の管理を強化、徹底すること。
- ・ 不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 製造作業終了後、火薬類の製造作業を行う建築物内に、火薬類をやむを得ず存置する場合には、見張りを置く等の措置を講じること。
- ・ 火薬類の盗難防止、数量管理等を徹底すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業者等に周知すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省商務流通保安グループ鉱山・火薬類監理官付

電話 03-3501-1870

FAX 03-3501-6565

生活関連等施設の安全確保の留意点（高圧ガス取扱所）

平成27年4月

経済産業省

1. 施設の種類

高圧ガスを使用する事業用電気工作物の取扱所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第9号）

2. 施設の特性

- ・ LNGタンク、発電機の水素冷却用のタンクには可燃性ガスが、脱硝用のアンモニアタンクには刺激性ガスが高圧ガスの状態で貯蔵されており、設備の損壊等において周囲に多大な損害を与える可能性がある。

3. 安全確保の留意点

- ・ 施設及び設備の監視を徹底すること。
- ・ 施設内への作業員、見学者等の入出者の管理を徹底すること。
- ・ 外部から施設内への侵入に対する監視装置、防止柵、施錠等の管理を徹底すること。
- ・ 施設の巡視点検等の入念な実施、特に不審者、不審物等への注意を徹底すること。万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 業務車両、制服等の盗難防止を徹底すること。また、万が一、盗難が発生した場合、速やかに警察へ通報すること。
- ・ 施設及び設備に関する不法行為並びにその関連情報及び不審情報に関する社内連絡及び警察への通報を徹底すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。
- ・ 国民保護法第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課

電話 03-3501-1746

FAX 03-3501-3675

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課

電話 03-3501-1742

FAX 03-3580-8486

生活関連等施設の安全確保の留意点（生物剤及び毒素取扱施設）

平成27年4月

経済産業省

1. 施設の種類

生物剤及び毒素取扱施設（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第10号）

2. 施設の特性

- ・ 危険度の高い生物剤及び毒素（経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁国民保護計画別表参照）を保有している。
- ・ 公的研究機関や企業の研究所等、生物剤及び毒素を用いた研究を実施する機関である。

3. 安全確保の留意点

- ・ 国立感染症研究所病原体等安全管理規程における病原体等のレベル分類に準じた安全設備を整備するとともに、同規程に基づいた運営の実施を図ること。
- ・ 安全管理委員会の設置及び生物剤等の管理責任者等の選任等により、責任の所在を明確化すること。
- ・ 保有する生物剤等については、施錠された冷蔵庫、冷凍庫等において適切に管理すること。あわせて、台帳等により適切に記録を管理し、保有状況を日常的に把握しておくこと。
- ・ 生物剤等の譲渡・譲受の際の台帳管理、所内における所定の承認手続の実施、身元確認の徹底等を図ること。
- ・ 生物剤等の廃棄にあたっては、適切な方法（オートクレーブ処理、薬剤による消毒等）により確実に不活化すること。
- ・ 紛失、事故、災害等が発生した場合の警察、消防等への通報体制を整備すること。
- ・ 防犯設備の設置や構内・施設内パトロールの実施等により、防犯対策を徹底すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。
- ・ 国民保護法第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省製造産業局生物化学産業課

電話 03-3501-8625

FAX 03-3501-0197

生活関連等施設の安全確保の留意点（毒性物質取扱所）

平成 27 年 4 月

経済産業省

1. 施設の種類

毒性物質取扱所（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 11 号）

2. 施設の特性

- ・ 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成 7 年法律第 65 号）に定める毒性物質（特定物質、第一種指定物質、第二種指定物質の 3 種に分類される）を取り扱っている。
- ・ このうち、第二種指定物質の取扱施設は、主に、化学工場であって臨海部に立地している。

3. 安全確保の留意点

- ・ 化学兵器禁止法で規定されている措置を徹底すること。
- ・ 施設内に除害のための中和剤等を備え付けること。
- ・ 緊急時にプラント停止が直ちにできるよう、手順・体制を整備しておくこと。
- ・ 緊急時の連絡体制を確保すること。
- ・ 施設及び設備の監視を徹底すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。
- ・ 国民保護法第 103 条第 3 項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省化学兵器・麻薬原料等規制対策室

電話 03-3580-0937

FAX 03-3580-7319

生活関連等施設の安全確保の留意点（鉄道施設、軌道施設）

平成27年4月

国土交通省

1. 施設の種類

鉄道施設、軌道施設（国民保護法施行令第27条第4号）

2. 施設の特性

- ・ 多数の者が利用しており、破壊された場合には、人的被害が多大なものになるおそれがある。
- ・ 人流の重要な拠点であり、破壊された場合には、国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3. 安全確保の留意点

（共通事項）

- ・ 関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。
- ・ 平素から都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方運輸局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。

（平素からの備え）

① 事案発生時の連絡通報体制の確立

- ・ 都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方運輸局等関係機関との緊急連絡体制の確認、各事業者内での連絡・指示体制の確認を行うこと。また、適宜、連絡訓練を行うこと。

② 避難経路の確認

- ・ 利用者等の避難経路の確認を行うこと。また、適宜、避難訓練を行うこと。

（武力攻撃事態等における留意点）

① 自主警戒の強化

- ・ 都道府県警察等との緊密な連絡の下、駅係員・ガードマン等による巡回警備や防犯カメラによる監視体制の強化を行うこと。特に新幹線の駅については、重点的に巡回警備等の実施を行うこと。
- ・ ごみ箱の集約・撤去を行うこと。

② 利用者等への協力要請

- ・ 利用者等に対し、電子掲示板・放送等により、不審物・不審者発見に係る注意喚起・協力要請を行うこと。

③ 施設の適切な管理

- ・ 武力攻撃事態等の状況を勘案し、必要に応じ、施設の利用停止などの措置を講ずること。

※ なお、上記の「3. 安全確保の留意点」は、緊急処理事態に準用する。

4. 連絡先

国土交通省鉄道局総務課危機管理室

電話（代表）03-5253-8111（内線40182、40183）

（直通）03-4416-5119

FAX 03-5253-1634

生活関連等施設の安全確保の留意点（水域施設、係留施設）

平成27年4月

国土交通省

1. 施設の種類

水域施設、係留施設（国民保護法施行令第27条第7号）

2. 施設の特徴

- ・ 多数の者が利用しており、破壊された場合には、人的被害が多大なものとなるおそれがある。
- ・ 人流、物流の重要な拠点であり、使用ができなくなると国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3. 安全確保の留意点

（共通事項）

- ・ 係留施設及び係留施設と一体的に利用される荷さばきの用に供する施設、旅客の乗下船の用に供する施設を含めて安全確保に留意すること。
- ・ 関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。
- ・ 平素からの都道府県警察、消防機関、管区海上保安本部、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。

（平素からの備え）

① 事案発生時の連絡通報体制の確立

- ・ 都道府県警察、消防機関、管区海上保安本部、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との連絡体制の確認を行うこと。

② 自主警備の強化に関する備え

- ・ 定期点検等により、埠頭施設内の通信設備、照明設備等の機能が武力攻撃事態等において適正に使用できることを確認しておくこと。

③ 施設の管理に関する備え

- ・ 蔵置された貨物等のうち、危険物については管理責任者及び内容と蔵置場所を把握しておくこと。
- ・ 水域施設については、船舶の利用に支障がでないよう必要な水深及び幅員を確保しておくこと。

- ・ 利用者等の避難経路の確認を行うこと。
- ・ 常時防災備蓄倉庫等に救命胴衣、拡声器等武力攻撃事態等において必要な資機材を利用可能な状態にしておくこと。

（武力攻撃事態等における留意点）

① 自主警戒の強化、出入口の管理の徹底

- ・ 避難住民や緊急物資の運搬拠点として適正に機能することを確保するため、不審な船舶、不審な貨物、不審者及び不審車両が水域施設及び係留施設に紛れ込まないよう巡視・監視又は出入り管理をするとともに貨物の適正な管理をするなど必要な措置を講ずること。

② 利用者への協力要請

- ・ 不要不急の船舶の航行の自粛要請を行うこと。

③ その他

- ・ 船舶や港湾施設利用者との間の連絡手段を確保すること。

※ なお、上記の「3. 安全確保の留意点」は、緊急処理事態に準用する。

4. 連絡先

国土交通省港湾局海岸・防災課危機管理室

電話（代表）03-5253-8111（内線46283）

（直通）03-5253-8070

FAX 03-5253-1654

生活関連等施設の安全確保の留意点
(滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設)

平成27年4月
国土交通省

1. 施設の種類

滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設（国民保護法施行令第27条第8号）

2. 施設の特性

- ・ 多数の者が利用しており、破壊された場合には、人的被害が多大なものになるおそれがある。
- ・ 人流、物流の重要な拠点であり、破壊された場合には、国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3. 安全確保の留意点

(共通事項)

- ・ 安全確保にあたっては、各管理者および関係機関と密接な連携のもと、生活関連等施設を含めた空港の一体的な安全確保に留意すること。
- ・ 関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。
- ・ 平素から都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方航空局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。

(平素からの備え)

① 事案発生時の連絡通報体制の確立

- ・ 都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方航空局等関係機関との連絡体制の確認を行うこと（海域に面している空港については、管区海上保安本部との連絡体制の確認も行うこと。）。

② 施設の管理に関する備え

- ・ 利用者等の避難経路の確認を行うこと。
- ・ 常時、当該空港に乗り入れる航空機材に対応した消火・救難体制を整備すること。

(武力攻撃事態等における留意点)

① 自主警戒の強化、出入口の管理の徹底

- ・ 空港の敷地内においては、職員等による巡回警備を徹底し、センサー等による監視体制を強化すること（必要に応じて、敷地周辺を含めた監視体制の強化を行うこと。）。
- ・ 航空保安対策基準等に従い、保安検査など航空保安対策を適切に講じること。
- ・ 制限区域への出入り口については可能な限り限定し、職員等による監視を行うとともに不審者については、身分確認、携行品の確認を行うこと。また、ゲート付近では夜間の照明を行うこと。
- ・ ごみ箱の集約・撤去を行うこと。

② 住民等への協力要請

- ・ 旅客や空港周辺の住民等に対する不審者・不審物発見に係る注意喚起・協力要請を行うこと。

③ 施設の適切な管理

- ・ 武力攻撃事態等の状況を勘案し、必要に応じ、施設の供用停止などの措置を講ずること。

※ なお、上記の「3. 安全確保の留意点」は、緊急対処事態に準用する。

4. 連絡先

国土交通省航空局

(滑走路等、旅客ターミナル施設)

安全部安全企画課

電話（代表）03-5253-8111（内線48179）

（直通）03-5253-8696

FAX 03-3580-5233

(航空保安施設)

交通管制部交通管制企画課

電話（代表）03-5253-8111（内線51123）

（直通）03-5253-8739

FAX 03-5253-1663

生活関連等施設の安全確保の留意点（ダム）

平成27年4月

国土交通省

1. 施設の種類

ダム（国民保護法施行令第27条第9号）

2. 施設の特性

- ・ 大量の水を蓄えており、破壊された場合には、下流に及ぼす被害が多
大となるおそれがある。
- ・ 生活用水等を貯えているダムが破壊された場合には、国民生活に著し
い支障を及ぼすおそれがある。

3. 安全確保の留意点

（共通事項）

- ・ 関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民
の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。
- ・ 平素から都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地
方整備局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主
警戒体制の強化に努めること。

（平素からの備え）

- ・ 市町村等の協力による幅広い情報収集体制の確保
- ・ 警察署及び消防署と連携した不審物の早期発見・処理、挙動不審者の
発見
- ・ 点検・巡視時における不審物等への特段の注意
- ・ ダム管理庁舎及び堤体監査廊等の出入口における施錠及び入退室のチ
ェック体制の強化
- ・ 危機管理上重要となるダム放流設備等の入念な点検及び監視カメラに
よる監視の強化
- ・ 関係機関と連携した水質事故対策実施体制の強化
- ・ その他各施設等の特性に応じた対策の実施

（武力攻撃事態等における留意点）

- ・ 関係機関への緊急情報の連絡
- ・ 関係機関と連携した不審物の処理

- ・ 関係機関への挙動不審者の迅速な通報
- ・ 関係機関への協力要請
- ・ ダム下流への警報及び緊急的な貯水位の低下の実施（時間的な余裕が
ある場合に限る）

※ なお、上記の「3. 安全確保の留意点」は、緊急対処事態に準用する。

4. 連絡先

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水管理室ダム管理係

電話（代表）03-5253-8111（内線35494）

（直通）03-5253-8449

FAX 03-5253-1603

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成27年4月

原子力規制庁

1. 施設の種類

放射性同位元素の許可届出使用事業者等（国民保護法施行令第28条第7項）

2. 施設の特性

- 放射性同位元素又は放射性同位元素に汚染された物を取り扱っている。放射性同位元素等は、ダーティボム※の材料として悪用されたり、遮へいを破壊することにより放射線障害を引き起こすなどの危険性が想定される。
- 事業所毎に取り扱う放射性同位元素等の種類、量、使用目的、使用方法等が多様である。
- 医療機関等、不特定多数の者が利用する施設が存在する。

（※ダーティボム（汚い爆弾）：通常の爆弾に放射性物質を合体させて爆発させ、放射性物質を飛散させる爆弾）

3. 安全確保の留意点

（1）放射線障害防止法に定める許可使用者（特定許可使用者を除く）

- 放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。
 - ① 施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底
 - ② 放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底
 - ③ 管理区域に出入りする場合の管理の徹底
 - ④ 管理区域に出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底
 - ⑤ 事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底
 - ⑥ 事故・トラブル等が発生した場合の原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認

- 実施可能な範囲で防護柵、防犯カメラ又は防犯センサ等による物理的な防護もしくは守衛又は職員等による施設の巡回及び監視等による人的な防護を組み合わせるなど、放射性同位元素等への不審者のアクセスの防止に努めること。

- 放射性同位元素等の存在位置やアクセス手段等のセキュリティに関連する情報については、やむを得ない場合を除き対外的に非公開とするなど、情報管理に留意すること。

- 平素から原子力規制庁及び治安当局等の関係機関との緊密な連繫の下、自主警戒の強化に努めること。

（2）放射線障害防止法に定める特定許可使用者及び許可廃棄業者

- 放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。

- ① 施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底
- ② 放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底
- ③ 管理区域に出入りする場合の管理の徹底
- ④ 管理区域に出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底
- ⑤ 事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底
- ⑥ 事故・トラブル等が発生した場合の原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認

- 実施可能な範囲で防護柵、防犯カメラ又は防犯センサ等による物理的な防護もしくは守衛又は職員等による施設の巡回及び監視等による人的な防護を組み合わせるなど、放射性同位元素等への不審者のアクセスの防止に努めること。

- 放射性同位元素等の存在位置やアクセス手段等のセキュリティに関連する情報については、やむを得ない場合を除き対外的に非公開とし、機微情報の漏洩を防止するために情報の取扱ルールを定めるなど、情報管理に留意すること。

- ・ 関係者に対する放射性同位元素等の防護に係る教育・訓練の実施に留意すること。
- ・ 平素から原子力規制庁及び治安当局等の関係機関との緊密な連繋の下、自主警戒の強化に努めること。

(3) 放射線障害防止法に定める届出使用者

- ・ 放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。
 - ① 施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底
 - ② 放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底
 - ③ 管理区域に出入りする場合の管理の徹底
 - ④ 管理区域に出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底
 - ⑤ 事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底
 - ⑥ 事故・トラブル等が発生した場合の原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認
- ・ 平素から原子力規制庁及び治安当局等の関係機関との緊密な連繋の下、自主警戒の強化に努めること。

(4) 放射線障害防止法に定める表示付認証機器使用者並びに許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者から運搬を委託された者

- ・ 放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。
 - ① 事故・トラブル等が発生した場合の原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認

4. 所管省庁の連絡先

原子力規制庁放射線対策・保障措置課

電話 03-5114-2155 FAX 03-5114-2128

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成27年4月

原子力規制庁

1. 施設の種類

製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、核燃料物質及び核原料物質の使用施設等、事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第5号及び第6号）

2. 施設の特性

- ・ 核原料物質、核燃料物質、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物を取り扱っている。
- ・ 原子力施設で防護対象特定核燃料物質を取り扱う場合には、原子炉等規制法（注）において、施設内の核物質の盗取等の不法移転や施設内の重要機器等の妨害破壊行為による放射性物質の外部放出に対する防護のために核物質防護規定を定めることとされ、必要な防護措置（防護区域等の設定、出入管理、監視装置の設置、見張り人の巡視等）等を講ずべきことが義務付けられている。

（注）核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）

3. 安全確保の留意点

- （1）事業者等及び受託貯蔵者は、原子炉等規制法に基づく危険時の措置等を遵守するとともに、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所、原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制を整備・確認すること。
- （2）原子炉等規制法に基づく防護対象特定核燃料物質を取り扱う事業者においては、（1）に加え、核物質防護規定に基づく核物質防護を確実に行うとともに、特に以下の点について徹底すること。
 - ① 原子力規制庁及び治安当局等の関係機関との平素からの緊密な情報交換
 - ② 武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所内、原子力規制庁

及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の再確認

- ③ 防護区域等の巡視及び監視の実施
- ④ 防護区域等への人の出入管理
- ⑤ 核物質防護設備の点検及び整備
- ⑥ 特定核燃料物質の管理
- ⑦ その他不法行為が生じた場合の対応体制の点検及び整備

（3）訓練等を通じ、平時から有事へスムーズに対応が移行できることを確認すること。

（4）施設及び設備の監視を徹底すること。

（5）平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。

（6）国民保護法第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

（7）事業者等から運搬を委託された者は、危険時の措置、原子炉等規制法に基づく技術上の基準を順守すること。特に、核燃料物質等の盗取や妨害破壊行為を防止する観点から、特に以下の点に留意すること。

- ① 武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所内、原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の再確認

4. 所管省庁の連絡先

原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課

電話 03-5114-2121

FAX 03-5114-2183

原子力規制庁原子力規制企画課

電話 03-5114-2109

FAX 03-5114-2177

9 火葬場

(防災課 令和3年4月)

名 称	住 所	電話番号
弘前市斎場	弘前市大字常盤坂二丁目 20-1	0172-32-0643
黒石市姥懷霊園火葬場	黒石市大字石名坂字姥懷 73-1	0172-52-2944
平川市やすらぎ聖苑	平川市新屋町田川 204-1	0172-43-5052
平川市碓ヶ関斎場	平川市碓ヶ関白沢 241	0172-45-2856
藤崎町斎場	南津軽郡藤崎町大字藤崎字唐糸 27	0172-75-2189
大鰐町斎場鶯郷苑	南津軽郡大鰐町大字大鰐字北山 44	0172-48-3411
板柳町斎場	北津軽郡板柳町大字柏木字鴨泊 172-1	0172-77-2226
青森市斎場	青森市大字新町野字菅谷 138-1	017-738-3206
青森市浪岡斎園	青森市浪岡大字杉沢字山元 434	0172-62-1130
平内町斎場つきのき聖苑	東津軽郡平内町大字小湊字小沢 43 番地	017-755-2969
今別地区斎場 (てんしょう苑)	東津軽郡今別町大字浜名字二ツ石 7	0174-31-5540
蟹田地区斎場	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田姥ヶ沢 18	0174-22-3040
五所川原市葬斎苑	五所川原市大字金山字千代鶴 27	0173-29-3620
五所川原市金木斎場	五所川原市金木町芦野 200-101	0173-52-4142
五所川原市市浦露草斎苑	五所川原市相内岩井 81-400	0173-62-2110
つがる市斎場	つがる市木造下福原篠原 116-9	0173-42-6199
車力斎場	つがる市牛潟町鷺野沢 29-709	0173-56-2892
鰺ヶ沢町斎場	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字西阿部野 134-38	0173-72-7622
ふかうら斎苑	西津軽郡深浦町深浦尾上山 205-2	0173-74-3742
大戸瀬斎場	西津軽郡深浦町北金ヶ沢榊原上野 32	0173-76-2978
岩崎斎場福寿苑	西津軽郡深浦町大字岩崎字寺沢 42-5	0173-77-2990
鶴田町火葬場	北津軽郡鶴田町大字中野字花岡 149	0173-22-4674
中泊町中里斎場	北津軽郡中泊町大字中里字亀山 254-25	0173-57-2676
中泊町小泊斎場	北津軽郡中泊町大字小泊字砂山 1157-1	0173-64-2937

※ 「青森県国民保護計画資料編（平成30年3月）」より転記

10 弘前市町名別人口・世帯数

(市民課 令和3年4月)

町 名	世帯数	人 口	町 名	世帯数	人 口
本町(ホチヨウ)	177	263	宮川一丁目(ミヤカワ)	85	189
元長町(モトナガマチ)	17	28	宮川二丁目(ミヤカワ)	175	346
元大工町(モトダイクマチ)	70	107	宮川三丁目(ミヤカワ)	200	348
上白銀町(カシロガネチヨウ)	1	5	堅田一丁目(カタタニ)	32	65
塩分町(シオワケマチ)	42	69	堅田二丁目(カタタニ)	185	386
森町(モリチヨウ)	54	75	堅田三丁目(カタタニ)	281	557
覚仙町(カケンチヨウ)	49	84	堅田四丁目(カタタニ)	192	418
在府町(サエフチヨウ)	246	407	堅田五丁目(カタタニ)	251	581
相良町(サカライチヨウ)	25	31	3区 計	3,484	6,847
茂森町(シゲモリマチ)	210	373	親方町(オヤカタマチ)	45	63
新寺町(シンテラマチ)	412	768	一番町(イチバンチヨウ)	45	68
新寺町新割町(シンテラマチシンワリチヨウ)	13	18	百石町(ヒヤクコクマチ)	99	162
北新寺町(キタシンテラマチ)	41	62	百石町小路(ヒヤクコクマチコウジ)	21	37
西茂森一丁目(ニシシゲモリ)	58	156	鉄砲町(テッポウマチ)	82	113
西茂森二丁目(ニシシゲモリ)	167	379	上鞆師町(カミヤシマチ)	79	129
茂森新町一丁目(シゲモリシンチヨウ)	287	506	下鞆師町(シモヤシマチ)	23	35
茂森新町二丁目(シゲモリシンチヨウ)	156	288	元寺町(モテラマチ)	63	127
茂森新町三丁目(シゲモリシンチヨウ)	134	304	元寺町小路(モテラマチコウジ)	22	48
茂森新町四丁目(シゲモリシンチヨウ)	275	613	下白銀町(シモシロガネチヨウ)	146	236
南塘町(ナントウチヨウ)	90	129	東長町(ヒガシナガマチ)	72	132
1区 計	2,524	4,665	大浦町(オウラマチ)	15	34
鍛冶町(カシヅマチ)	13	22	蔵主町(クラヌチヨウ)	79	132
新鍛冶町(シンカシヅマチ)	33	61	長坂町(ナガサカチヨウ)	105	196
桶屋町(オケヤマチ)	99	169	笹森町(ササモリチヨウ)	157	301
銅屋町(ドウヤマチ)	132	210	田茂木町(タモギマチ)	113	222
南川端町(ミナカワハタチヨウ)	112	153	禰宜町(ネイマチ)	112	219
北川端町(キタカワハタチヨウ)	35	58	亀甲町(カメコウマチ)	205	406
土手町(ドテマチ)	269	482	若党町(ワカトウチヨウ)	212	396
山道町(ヤマミチチヨウ)	59	84	小人町(コヒトチヨウ)	145	297
住吉町(スミヨシチヨウ)	79	117	馬喰町(バクチヨウ)	36	64
松森町(マツモリマチ)	263	405	春日町(カスガチヨウ)	131	276
椿町(ツバキマチ)	58	97	栄町一丁目(サカエマチ)	134	269
2区 計	1,152	1,858	栄町二丁目(サカエマチ)	102	220
和徳町(ワトクマチ)	497	946	栄町三丁目(サカエマチ)	161	325
代官町(ダイカンチヨウ)	145	264	栄町四丁目(サカエマチ)	169	361
植田町(ウエダチヨウ)	109	196	西城北一丁目(ニシジョウホク)	220	461
緑町(キナンドチヨウ)	17	44	西城北二丁目(ニシジョウホク)	132	245
萱町(カヤチヨウ)	39	80	東城北一丁目(ヒガシジョウホク)	194	433
上瓦ヶ町(カミカワケチヨウ)	13	22	東城北二丁目(ヒガシジョウホク)	185	390
中瓦ヶ町(ナカワケチヨウ)	4	7	東城北三丁目(ヒガシジョウホク)	149	317
南瓦ヶ町(ミナカワケチヨウ)	16	20	宮園一丁目(ミヤヅノ)	86	189
北瓦ヶ町(キタワケチヨウ)	13	26	宮園二丁目(ミヤヅノ)	63	140
坂本町(サカモトチヨウ)	28	50	宮園三丁目(ミヤヅノ)	155	349
山下町(ヤマシタチヨウ)	7	16	宮園四丁目(ミヤヅノ)	441	946
徒町(カチマチ)	81	129	宮園五丁目(ミヤヅノ)	248	525
田代町(タシロチヨウ)	26	42	田町一丁目(タマチ)	120	208
西川岸町(ニシカワギシチヨウ)	8	9	田町二丁目(タマチ)	46	103
徒町川端町(カチマチカワハタチヨウ)	29	42	田町三丁目(タマチ)	39	95
徳田町(トクダチヨウ)	79	143	田町四丁目(タマチ)	239	490
南柳町(ミナヤナギチヨウ)	42	71	田町五丁目(タマチ)	100	184
北柳町(キタヤナギチヨウ)	29	56	八幡町一丁目(ハチマンチヨウ)	98	200
南横町(ミナヨコチヨウ)	116	219	八幡町二丁目(ハチマンチヨウ)	146	277
北横町(キタヨコチヨウ)	110	221	八幡町三丁目(ハチマンチヨウ)	76	165
茶畑町(チャハタケチヨウ)	71	149	山王町(サンノウチヨウ)	249	441
堅田(カタタニ)	97	298	4区 計	5,559	11,026
野田一丁目(ノダ)	207	367	馬屋町(ウマヤチヨウ)	101	190
野田二丁目(ノダ)	75	142	鷹匠町(タカジヨウマチ)	113	221
神田一丁目(カンダ)	106	179	新町(アラマチ)	305	618
神田二丁目(カンダ)	7	14	南袋町(ミナブクロマチ)	57	112
神田三丁目(カンダ)	1	1	駒越町(コマコシマチ)	96	193
神田四丁目(カンダ)	73	105	平岡町(ヒラオカマチ)	150	352
神田五丁目(カンダ)	38	99	西大工町(ニシダイクマチ)	161	331
			袋町(フクロマチ)	104	255

町 名	世帯数	人 口	町 名	世帯数	人 口
五十石町(ゴシツヨクマチ)	125	240	品川町(シナカワチ)	293	575
紺屋町(コンヤチ)	362	738	御幸町(ミキチヨウ)	348	620
城西一丁目(シヨウエイ)	170	334	大富町(オホトチヨウ)	264	465
城西二丁目(シヨウエイ)	308	566	富野町(トミノチヨウ)	298	421
城西三丁目(シヨウエイ)	280	574	文京町(ブンキョウチヨウ)	325	496
城西四丁目(シヨウエイ)	169	344	富田町(トミタチ)	305	483
城西五丁目(シヨウエイ)	241	496	南富田町(ナミトミタチ)	342	613
河原町(カワハチヨウ)	50	92	豊原一丁目(トヨハラ)	101	104
南城西一丁目(ナミシヨウエイ)	168	300	豊原二丁目(トヨハラ)	203	339
南城西二丁目(ナミシヨウエイ)	220	480	8区 計	2,479	4,116
和田町(ワダチヨウ)	143	237	稔町(ミリチヨウ)	396	674
樋の口一丁目(ヒノクチ)	118	246	旭ヶ丘一丁目(アサヒカケカ)	134	263
樋の口二丁目(ヒノクチ)	60	130	旭ヶ丘二丁目(アサヒカケカ)	197	416
茜町一丁目(アカネチヨウ)	120	266	緑ヶ丘一丁目(キナンドカケカ)	57	111
茜町二丁目(アカネチヨウ)	64	83	緑ヶ丘二丁目(キナンドカケカ)	216	358
茜町三丁目(アカネチヨウ)	17	45	緑ヶ丘三丁目(キナンドカケカ)	117	193
5区 計	3,702	7,443	清水一丁目(シミズ)	12	26
富田一丁目(トミタ)	81	129	清水二丁目(シミズ)	63	142
富田二丁目(トミタ)	116	216	清水三丁目(シミズ)	107	221
富田三丁目(トミタ)	198	338	若葉一丁目(ワカバ)	154	327
吉野町(ヨシノチヨウ)	35	72	若葉二丁目(ワカバ)	176	374
紙漉町(カミスキマチ)	163	265	清水富田(シミズトミタ)	25	60
桜林町(サクラバヤチヨウ)	135	215	小沢(コザワ)	516	1,253
富士見町(フジミチヨウ)	570	888	坂元(サカモト)	48	119
西ヶ丘町(ニシカケカチヨウ)	270	389	悪戸(アクド)	223	541
寒沢町(カンザワチヨウ)	334	536	下湯口(シモユグチ)	279	733
桔梗野一丁目(キキョウノ)	281	531	常盤坂一丁目(トキワザカ)	102	221
桔梗野二丁目(キキョウノ)	331	633	常盤坂二丁目(トキワザカ)	61	143
桔梗野三丁目(キキョウノ)	283	500	常盤坂三丁目(トキワザカ)	26	63
桔梗野四丁目(キキョウノ)	190	419	常盤坂四丁目(トキワザカ)	20	42
桔梗野五丁目(キキョウノ)	226	415	大原一丁目(オホハラ)	72	144
樹木一丁目(ジュモク)	295	625	大原二丁目(オホハラ)	119	238
樹木二丁目(ジュモク)	185	369	大原三丁目(オホハラ)	110	249
樹木三丁目(ジュモク)	93	208	桜ヶ丘一丁目(サクラカケカ)	129	257
樹木四丁目(ジュモク)	132	293	桜ヶ丘二丁目(サクラカケカ)	311	648
樹木五丁目(ジュモク)	29	58	桜ヶ丘三丁目(サクラカケカ)	219	469
6区 計	3,947	7,099	桜ヶ丘四丁目(サクラカケカ)	288	561
表町(オモテマチ)	56	104	桜ヶ丘五丁目(サクラカケカ)	254	461
大町一丁目(オオマチ)	404	763	清富町(キヨトチヨウ)	46	84
大町二丁目(オオマチ)	207	347	大開一丁目(オホビラキ)	170	335
大町三丁目(オオマチ)	217	399	大開二丁目(オホビラキ)	76	183
駅前町(エキマエチヨウ)	185	305	大開三丁目(オホビラキ)	156	355
駅前一丁目(エキマエ)	33	58	金属町(キンゾウチヨウ)	258	329
駅前二丁目(エキマエ)	249	478	青樹町(アヲキチヨウ)	304	687
駅前三丁目(エキマエ)	72	125	自由ヶ丘一丁目(ジユウカケカ)	246	616
東和徳町(ヒガシトクマチ)	134	246	自由ヶ丘二丁目(ジユウカケカ)	27	48
南大町一丁目(ナミオオマチ)	180	331	自由ヶ丘三丁目(ジユウカケカ)	119	249
南大町二丁目(ナミオオマチ)	320	533	自由ヶ丘五丁目(ジユウカケカ)	12	12
松ヶ枝一丁目(マツカエ)	20	25	9区 計	5,845	12,205
松ヶ枝二丁目(マツカエ)	58	116	撫牛子(ナインジヨウシ)	1	1
松ヶ枝三丁目(マツカエ)	44	84	大久保(オホクボ)	390	1,055
松ヶ枝四丁目(マツカエ)	45	83	津賀野(ツカノ)	176	398
松ヶ枝五丁目(マツカエ)	86	178	百田(モリタ)	84	201
俵元一丁目(タラモト)	106	205	向外瀬(カハセ)	62	67
俵元二丁目(タラモト)	86	175	清野袋(セイノフクロ)	8	13
和泉一丁目(ワイズミ)	142	276	撫牛子一丁目(ナインジヨウシ)	179	368
和泉二丁目(ワイズミ)	177	378	撫牛子二丁目(ナインジヨウシ)	224	537
高崎一丁目(タカサキ)	174	331	撫牛子三丁目(ナインジヨウシ)	340	765
高崎二丁目(タカサキ)	90	175	撫牛子四丁目(ナインジヨウシ)	51	131
7区 計	3,085	5,715	撫牛子五丁目(ナインジヨウシ)	59	145
			青山一丁目(アヤマ)	402	791
			青山二丁目(アヤマ)	245	521
			青山三丁目(アヤマ)	252	549
			青山四丁目(アヤマ)	228	537
			青山五丁目(アヤマ)	242	563

町 名	世帯数	人 口	町 名	世帯数	人 口
清野袋一丁目(セイノフクロ)	21	55	清原一丁目(キヨハラ)	172	322
清野袋二丁目(セイノフクロ)	71	162	清原二丁目(キヨハラ)	207	416
清野袋三丁目(セイノフクロ)	44	99	清原三丁目(キヨハラ)	249	556
清野袋四丁目(セイノフクロ)	72	160	清原四丁目(キヨハラ)	223	401
清野袋五丁目(セイノフクロ)	1	2	大清水一丁目(オホシミズ)	328	694
岩賀一丁目(イワカ)	3	6	大清水二丁目(オホシミズ)	37	95
岩賀二丁目(イワカ)	53	101	大清水三丁目(オホシミズ)	105	241
岩賀三丁目(イワカ)	8	17	大清水四丁目(オホシミズ)	173	371
向外瀬一丁目(ムカトセ)	37	88	安原一丁目(ヤスハラ)	187	422
向外瀬二丁目(ムカトセ)	111	258	安原二丁目(ヤスハラ)	230	548
向外瀬三丁目(ムカトセ)	94	244	安原三丁目(ヤスハラ)	129	291
向外瀬四丁目(ムカトセ)	70	148	川合(カワイ)	161	363
向外瀬五丁目(ムカトセ)	97	232	門外一丁目(カドケ)	176	405
1 0 区 計	3,625	8,214	門外二丁目(カドケ)	87	203
小比内(サビナイ)	6	16	門外三丁目(カドケ)	125	272
高田(タカダ)	5	9	門外四丁目(カドケ)	175	413
新里(ニサト)	413	1,030	泉野一丁目(イズミノ)	190	427
福村(フクムラ)	352	815	泉野二丁目(イズミノ)	260	691
福田(フクダ)	73	148	泉野三丁目(イズミノ)	196	511
境関(サカイキ)	245	577	泉野四丁目(イズミノ)	195	509
川先一丁目(カワサキ)	127	259	泉野五丁目(イズミノ)	148	442
川先二丁目(カワサキ)	132	271	1 2 区 計	9,170	19,730
川先三丁目(カワサキ)	356	745	中野一丁目(ナカノ)	276	457
川先四丁目(カワサキ)	149	314	中野二丁目(ナカノ)	313	505
小比内一丁目(サビナイ)	238	479	中野三丁目(ナカノ)	69	148
小比内二丁目(サビナイ)	101	247	中野四丁目(ナカノ)	106	200
小比内三丁目(サビナイ)	140	344	中野五丁目(ナカノ)	317	644
小比内四丁目(サビナイ)	151	328	城南一丁目(シヨウナン)	460	867
小比内五丁目(サビナイ)	353	796	城南二丁目(シヨウナン)	186	358
豊田一丁目(トヨダ)	77	159	城南三丁目(シヨウナン)	188	405
豊田二丁目(トヨダ)	2	8	城南四丁目(シヨウナン)	226	440
豊田三丁目(トヨダ)	11	27	城南五丁目(シヨウナン)	123	253
福田一丁目(フクダ)	107	241	清水森(シミズモリ)	375	893
福田二丁目(フクダ)	29	79	松木平(マツキタイ)	286	657
福田三丁目(フクダ)	72	183	小栗山(コグリヤマ)	408	972
境関一丁目(サカイキ)	63	118	原ヶ平(ハラカタイ)	596	748
福村一丁目(フクムラ)	36	75	大和沢(オオワザ)	153	330
早稲田一丁目(ワセダ)	300	653	一野渡(イチノワタリ)	206	521
早稲田二丁目(ワセダ)	277	672	千年一丁目(チトセ)	417	888
早稲田三丁目(ワセダ)	289	646	千年二丁目(チトセ)	114	262
早稲田四丁目(ワセダ)	156	335	千年三丁目(チトセ)	163	318
1 1 区 計	4,260	9,574	千年四丁目(チトセ)	234	545
三岳町(ミタケチョウ)	179	344	原ヶ平一丁目(ハラカタイ)	47	113
北園一丁目(キタヅノ)	172	280	原ヶ平二丁目(ハラカタイ)	90	208
北園二丁目(キタヅノ)	239	486	原ヶ平三丁目(ハラカタイ)	58	117
学園町(ガクエンチョウ)	168	258	原ヶ平四丁目(ハラカタイ)	27	57
松原東一丁目(マツハラヒガシ)	295	659	原ヶ平五丁目(ハラカタイ)	28	60
松原東二丁目(マツハラヒガシ)	271	527	富士見台一丁目(フジミダイ)	243	557
松原東三丁目(マツハラヒガシ)	226	441	富士見台二丁目(フジミダイ)	14	24
松原東四丁目(マツハラヒガシ)	313	677	狼森(オウモリ)	180	420
松原東五丁目(マツハラヒガシ)	285	593	館野一丁目(タテノ)	107	230
松原西一丁目(マツハラニシ)	243	476	館野二丁目(タテノ)	47	98
松原西二丁目(マツハラニシ)	318	692	山崎一丁目(ヤマザキ)	101	177
松原西三丁目(マツハラニシ)	100	212	山崎二丁目(ヤマザキ)	149	292
大清水(オホシミズ)	0	0	山崎三丁目(ヤマザキ)	96	192
門外(カドケ)	1	1	山崎四丁目(ヤマザキ)	9	23
堀越(ホロシ)	185	408	山崎五丁目(ヤマザキ)	33	77
広野一丁目(ヒロノ)	320	713	1 3 区 計	6,445	13,056
広野二丁目(ヒロノ)	439	944	藤代(フジシロ)	15	36
取上一丁目(トリアゲ)	364	756	土堂(ツドウ)	163	390
取上二丁目(トリアゲ)	335	718	石渡(イシワタリ)	7	14
取上三丁目(トリアゲ)	269	561	船水(フナヰ)	0	0
取上四丁目(トリアゲ)	238	500	町田(マチダ)	0	0
取上五丁目(トリアゲ)	457	891	中崎(ナカザキ)	178	408
			三世寺(サンゼジ)	269	626
			大川(オホカワ)	180	359

町 名	世帯数	人 口	町 名	世帯数	人 口
浜の町東一丁目(ハマノマチヒガシ)	203	461	高野(コウヤ)	43	116
浜の町東二丁目(ハマノマチヒガシ)	273	575	館後(タテシロ)	21	43
浜の町東三丁目(ハマノマチヒガシ)	363	795	国吉(クニヨシ)	187	449
浜の町東四丁目(ハマノマチヒガシ)	133	261	黒土(クロツチ)	75	156
浜の町東五丁目(ハマノマチヒガシ)	267	558	吉川(ヨシカワ)	75	197
浜の町西一丁目(ハマノマチニシ)	151	354	桜庭(サクラバ)	95	216
浜の町西二丁目(ハマノマチニシ)	211	471	平山(ヒラヤマ)	27	53
浜の町西三丁目(ハマノマチニシ)	213	456	米ヶ袋(コメヅツカ)	21	50
石渡一丁目(イシワタリ)	93	224	中野(ナノ)	52	124
石渡二丁目(イシワタリ)	126	252	中畑(ナカハタ)	93	205
石渡三丁目(イシワタリ)	235	471	番館(ハンダテ)	58	133
石渡四丁目(イシワタリ)	312	674	東目屋地区 計	747	1,742
石渡五丁目(イシワタリ)	27	63	蒔苗(マキエ)	215	513
藤代一丁目(フジシロ)	163	333	富栄(トミサエ)	235	572
藤代二丁目(フジシロ)	203	377	細越(ホソコエ)	68	182
藤代三丁目(フジシロ)	182	387	折笠(オリカサ)	101	229
藤代四丁目(フジシロ)	75	184	宮館(ミヤダテ)	78	209
藤代五丁目(フジシロ)	14	25	中別所(ナカベッショ)	298	681
外瀬一丁目(トノセ)	121	294	弥生(ヤヨイ)	52	123
外瀬二丁目(トノセ)	4	11	船沢地区 計	1,047	2,509
藤野一丁目(フジノ)	15	46	元薬師堂(モトヤクシドウ)	24	54
藤野二丁目(フジノ)	5	5	独狐(トッコ)	390	864
浜の町北一丁目(ハマノマチキタ)	118	276	前坂(マエザカ)	130	317
船水一丁目(フナミズ)	10	16	高杉(タカシキ)	772	1,725
船水二丁目(フナミズ)	5	11	糠坪(ナカツバ)	130	354
船水三丁目(フナミズ)	115	270	高杉地区 計	1,446	3,314
町田一丁目(マチダ)	47	102	檜木(ヒノキ)	200	487
町田二丁目(マチダ)	83	179	鬼沢(オニザワ)	491	1,266
町田三丁目(マチダ)	40	100	貝沢(カイザワ)	91	195
八代町(ヤシロマチ)	98	222	大森(オオモリ)	276	593
藤内町(トウナイマチ)	91	216	十面沢(トウサワザワ)	186	417
14区 計	4,808	10,502	十腰内(トコシナイ)	277	679
城東一丁目(シヨウトウ)	234	421	裾野地区 計	1,521	3,637
城東二丁目(シヨウトウ)	145	267	青女子(アヲコ)	375	875
城東三丁目(シヨウトウ)	253	485	種市(タネイチ)	236	590
城東四丁目(シヨウトウ)	325	614	小友(オトモ)	402	985
城東五丁目(シヨウトウ)	401	775	三和(ミワ)	428	948
外崎一丁目(トノサキ)	186	370	笹館(ササダテ)	123	286
外崎二丁目(トノサキ)	191	414	新和地区 計	1,564	3,684
外崎三丁目(トノサキ)	102	189	石川(イシカワ)	728	1,717
外崎四丁目(トノサキ)	123	248	小金崎(コガネサキ)	26	65
外崎五丁目(トノサキ)	136	261	大沢(オオサワ)	415	1,048
城東中央一丁目(シヨウトウチュウオウ)	329	612	乳井(ニュウイ)	248	580
城東中央二丁目(シヨウトウチュウオウ)	182	313	薬師堂(ヤクシドウ)	177	440
城東中央三丁目(シヨウトウチュウオウ)	421	781	小金崎一丁目(コガネサキ)	66	145
城東中央四丁目(シヨウトウチュウオウ)	308	580	石川地区 計	1,660	3,995
城東中央五丁目(シヨウトウチュウオウ)	131	268	出張所地区 計	7,985	18,881
稲田一丁目(イナダ)	222	389			
稲田二丁目(イナダ)	180	348			
城東北一丁目(シヨウトウキタ)	176	342			
城東北二丁目(シヨウトウキタ)	226	460			
城東北三丁目(シヨウトウキタ)	249	480			
城東北四丁目(シヨウトウキタ)	35	64			
高田一丁目(タカダ)	257	503			
高田二丁目(タカダ)	259	555			
高田三丁目(タカダ)	15	23			
高田四丁目(タカダ)	64	134			
高田五丁目(タカダ)	176	317			
末広一丁目(スエヒロ)	0	0			
末広二丁目(スエヒロ)	73	156			
末広三丁目(スエヒロ)	21	33			
末広四丁目(スエヒロ)	211	437			
末広五丁目(スエヒロ)	98	176			
田園一丁目(デノエン)	211	468			
田園二丁目(デノエン)	103	199			
田園三丁目(デノエン)	124	295			
田園四丁目(デノエン)	199	492			
田園五丁目(デノエン)	53	120			
21区 計	6,419	12,589			
本庁地区 計	66,504	134,639			

町 名	世帯数	人 口	町 名	世帯数	人 口
駒越(コマコシ)	255	572	湯口(ユグチ)	276	621
真土(マツチ)	99	247	黒滝(クロタキ)	117	309
龍ノ口(リウノクチ)	58	135	五所(ゴショ)	171	447
鳥井野(トリイノ)	191	463	水木在家(スミキザイ)	77	224
如来瀬(ニョライセ)	111	272	紙漉沢(カミスキザワ)	154	393
兼平(カネヒラ)	179	451	坂市(サカイ)	80	159
一町田(イチチョウダ)	475	1,090	藤沢(フジザワ)	53	130
熊嶋(クマシマ)	233	541	相馬(ソウマ)	156	407
高屋(タカヤ)	462	1,127	大助(オオサケ)	43	117
賀田一丁目(ヨシタ)	121	293	藍内(アイナイ)	30	50
賀田二丁目(ヨシタ)	116	275	沢田(サワタ)	11	25
賀田(ヨシタ)	82	186	昂(スバル)	116	290
八幡(ヤワタ)	180	428	相馬地区 計	1,284	3,172
鼻和(ハナワ)	163	420			
五代(ゴダイ)	409	945			
宮地(ミヤヂ)	193	493			
新岡(ニイオカ)	159	396			
葛原(クズハラ)	129	300			
新法師(シンボウシ)	77	212			
高岡(タカオカ)	63	171			
百沢(ヒャクザワ)	422	821			
常盤野(トキワノ)	78	182			
横町(ヨコマチ)	35	76			
愛宕(アタゴ)	124	273			
岩木地区 計	4,414	10,369	市 全 計	80,187	167,061

1 1 例規・様式等

(1) 弘前市国民保護協議会条例

(防災課 令和3年4月)

平成18年6月30日

弘前市条例第237号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第40条第8項の規定に基づき、弘前市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、35人以内とする。

2 法第40条第6項の専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、総務部防災課において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(弘前市報酬費用弁償等の額及びその支給方法条例の一部改正)

2 弘前市報酬費用弁償等の額及びその支給方法条例（平成18年弘前市条例第36号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(2) 弘前市国民保護対策本部及び弘前市緊急対処事態対策本部条例

(防災課 令和3年4月)

平成18年6月30日

弘前市条例第238号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条（法第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、弘前市国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）及び弘前市緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 対策本部の長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を統括する。

2 対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、対策本部の事務を整理する。

3 対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 対策本部の現地対策本部に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関して必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、弘前市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(3) 弘前市国民保護協議会委員

(防災課 令和3年4月)

	区分	所属機関名	職名
長	市長	弘前市	市長
1	指定地方行政機関の職員	東北地方整備局青森河川国道事務所	所長
2	自衛隊に所属する者	陸上自衛隊弘前駐屯地第39普通科連隊	連隊長
3	県の職員	中南地域県民局地域整備部	部長
4		弘前警察署	署長
5	市の助役	弘前市	副市長
6	市の教育長	弘前市教育委員会	教育長
7	消防長又はその指名する消防吏員	弘前地区消防事務組合	消防長
8	市の職員	弘前市	総務部長
9	指定公共機関の役員又は職員	東日本電信電話株式会社青森支店	支店長
10		東日本旅客鉄道株式会社秋田支社弘前駅	駅長
11		東北電力ネットワーク株式会社弘前電力センター	所長
12	指定地方公共機関の役員又は職員	青森放送株式会社弘前支社	支社長
13		株式会社青森テレビ弘前支社	支社長
14		青森朝日放送株式会社弘前支社	支社長
15		弘前ガス株式会社	取締役社長
16		公益社団法人青森県トラック協会	弘前支部長
17		弘南バス株式会社	代表取締役
18		株式会社エフエム青森	弘前支局長
19		弘南鉄道株式会社	代表取締役社長
20	国民保護のための措置に関し知識又は経験を有する者	弘前市町会連合会	会長
21		社会福祉法人弘前市社会福祉協議会	会長
22		弘前市連合婦人会	副会長
23		弘前市赤十字奉仕団	委員長
24		アップルウェーブ株式会社	代表取締役社長
25		一般社団法人弘前市医師会	理事
26		弘前市民生委員児童委員協議会	副会長
27		弘前建設業協会	協会長
28		弘前地区婦人(女性)防火クラブ連絡協議会	副会長
29		弘前市消防団	団長
30		津軽広域水道企業団	事務局長

(4) 特殊標章等

ア 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（抄）

（防災課 令和3年4月）

平成16年 6月18日法律第112号

改正 平成30年 6月27日法律第 67号

（特殊標章等の交付等）

第158条 何人も、武力攻撃事態等において、特殊標章（第1追加議定書第66条3の国際的な特殊標章をいう。次項及び第3項において同じ。）又は身分証明書（同条3の身分証明書をいう。次項及び第3項において同じ。）をみだりに使用してはならない。

2 次の各号に掲げる者（以下この項において「指定行政機関長等」という。）は、武力攻撃事態等においては、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める職員で国民の保護のための措置に係る職務を行うもの（指定行政機関長等の委託により国民の保護のための措置に係る業務を行う者を含む。）又は指定行政機関長等が実施する国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をする者に対し、これらの者又は当該国民の保護のための措置に係るこれらの者が行う職務、業務若しくは協力のために使用される場所等を識別させるため、特殊標章又は身分証明書を交付し、又は使用させることができる。

- 一 指定行政機関の長 当該指定行政機関の職員
- 二 都道府県知事 当該都道府県の職員（次号及び第五号に定める職員を除く。）
- 三 警視総監及び道府県警察本部長 当該都道府県警察の職員
- 四 市町村長 当該市町村の職員（次号及び第六号に定める職員を除く。）
- 五 消防長 その所轄の消防職員
- 六 水防管理者 その所轄の水防団長及び水防団員

3 指定公共機関又は指定地方公共機関は、武力攻撃事態等においては、第1項の規定にかかわらず、当該指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置に係る業務を行う者（当該指定公共機関又は指定地方公共機関の委託により国民の保護のための措置に係る業務を行う者を含む。）若しくは当該指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をする者又は当該国民の保護のための措置に係るこれらの者が行う業務若しくは協力のために使用される場所等を識別させるため、あらかじめ、指定公共機関にあつては当該指定公共機関を所管する指定行政機関の長の、指定地方公共機関にあつては当該指定地方公共機関を指定した都道府県知事の許可を受けて、特殊標章又は身分証明書をを使用することができる。

イ 赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（抄）

（防災課 令和3年4月）
平成17年8月2日
閣副安危第321号

1 目的

このガイドラインは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第157条及び158条に規定する事務を円滑に実施するため、武力攻撃事態等における赤十字標章等（国民保護法第157条第1項の特殊信号及び身分証明書並びに同条第2項の赤十字標章等をいう。以下同じ。）及び特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付又は使用の許可（以下「交付等」という。）に関する基準、手続等を定めることを目的とする。

2 赤十字標章等の交付等に関する基準、手続等

（略）

3 特殊標章等の交付等に関する基準、手続等

(1) 交付等の対象者

・許可権者（国民保護法第158条第2項の指定行政機関長等をいう。以下3において同じ。）は、次に定める区分に従い、特殊標章等の交付等を行うものとする。なお、「国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者」とは、国民保護法第70条第1項、第80条第1項、第115条第1項及び第123条第1項に基づいて、許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者等を指すものである。

① 指定行政機関の長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該指定行政機関の職員（その所轄する指定地方行政機関の職員を含む。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該指定行政機関の長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該指定行政機関の長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (エ) 当該指定行政機関の長が所管する指定公共機関

② 都道府県知事が交付等を行う対象者

- (ア) 当該都道府県の職員（③(ア)及び⑤(ア)に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該都道府県知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該都道府県知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (エ) 当該都道府県知事が指定した指定地方公共機関

③ 警視総監又は道府県警察本部長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該都道府県警察の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該警視総監又は道府県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該警視総監又は道府県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

④ 市町村長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該市町村の職員（当該市町村の消防団長及び消防団員を含み、⑤(ア)及び⑥(ア)に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該市町村長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該市町村長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

⑤ 消防長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- (イ) 当該消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

⑥ 水防管理者が交付等を行う対象者

- (ア) 当該水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 交付等の手続、方法等

・特殊標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。

- (ア) 許可権者の所轄の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの及び当該国民保護措置に係る当該職員が行う職務のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。
- (イ) 許可権者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者又は許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、原則として当該対象者が許可権者に対して交付の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、許可権者が作成して交付するものとする。

(ウ) 指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置に係る業務を行う者（当該指定公共機関又は指定地方公共機関の委託により国民保護措置に係る業務を行う者を含む。）又は当該指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、指定公共機関又は指定地方公共機関が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。

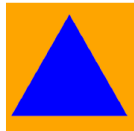
- ・許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができる。
- ・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれかを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される国民保護措置に係る職務、業務又は協力の内容等に応じて定めるものとする。ただし、特殊標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては特殊標章等の交付等を行わないものとする。
- ・許可権者は、申請書の保管、特殊表彰等の交付等をした者に関する台帳（当該台帳の様式の例は、別紙の様式2のとおりとする。）の作成など交付等した特殊標章等の管理を行うものとする。
- ・特殊標章等の交付等を受けた者は、特殊標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した特殊標章等を返納しなければならない。

(3) 特殊標章等の様式等

① 特殊標章

- ・特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形とし、原則として次の条件を満たすものとする。なお、そのひな形は図2のとおりである。
- (ア) 青色の三角形を旗、腕章又は制服に付する場合には、その三角形の下地の部分は、オレンジ色とすること。
- (イ) 三角形の一角が垂直に上を向いていること。
- (ウ) 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
- ・特殊標章の大きさは、状況に応じて適当な大きさとする。
- ・特殊標章の色については、オレンジ色地の部分はオレンジ色（CMYK値：C-0、M-100、K-0、RGB値：#FFA500）を、青色の正三角形の部分については青色（CMYK値：C-100、M-100、Y-0、K-0、RGB値：#0000FF）を目安とする。ただし、他のオレンジ色及び青色を用いることを妨げるものではない。

〔図2〕



- ・場所等を識別させるための特殊標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から識別されることができるよう、可能な限り、平面又は旗に表示するものとする。
- ・場所等を識別させるための特殊標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明することができるものとすることが望ましい。
- ・対象者を識別させるために特殊標章を使用する際は、できる限り特殊標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

② 身分証明書

- ・身分証明書は、第一追加議定書附属書I第15条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式4のとおりとする。
- (ア) 特殊標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。
- (イ) できる限り耐久性のあるものであること。
- (ウ) 日本語及び英語で書かれていること。
- (エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。
- (オ) 所有者がいかなる資格においてジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、〇〇省の職員、△△県の職員、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。
- (カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦4センチメートル、横3センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。
- (キ) 許可権者の印章（公印）が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること（いずれも印刷されたもので差し支えない。）。
- (ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃

事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う国民保護措置に係る職務、業務又は協力の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の国民保護措置を担当する部局における在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。

(ク) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（ＡＢＯ式及びＲｈ式）が記載されていること。

(4) 特殊標章等の使用に当たっての留意事項

- ・何人も、武力攻撃事態等において、特殊標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。

(ア) 特殊標章等の交付等を受けた者は、当該特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

(イ) 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っていない場合には、特殊標章等を使用してはならない。

(ウ) 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(5) 訓練及び啓発

- ・許可権者及び対象者は、国民保護措置についての訓練を実施するに当たって、特殊標章等を使用するよう努めるものとする。

- ・国〔内閣官房、外務省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における特殊標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。

(6) 体制の整備等

- ・許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。

- ・許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における特殊標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において特殊標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。

- ・国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の制服に関する規定の見直し等を行うものとする。

- ・国〔内閣官房、外務省、消防庁〕は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 平時における特殊標章の使用

- ・平時におけるいたずらな使用が武力攻撃事態等における混乱をもたらすおそれがあることにかんがみ、平時における特殊標章の使用については、(5)に定める場合を除いて使用しないこととする。

赤十字 交 付
標章等に係る 申請書
特 殊 使用許可

平成 年 月 日

(許可権者) 様

私は、国民保護法第157条又は第158条の規定に基づき、赤十字標章等又は特殊標章等の交付又は使用許可を以下のとおり申請します。

氏名： (漢 字) (ローマ字)	生年月日 (西暦) 年 月 日
申請者の連絡先 住所：〒 電話番号： E-mail： 写真 縦4×横3cm (身分証明書の交付又は 使 用許可の場合のみ)	
識別のための情報 (身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載) 身 長： cm 眼の色： 頭髪の色： 血液型： (R h 因子)	
標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 (標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)	
(許可権者使用欄) 資 格： 証明書番号： 交付等の年月日： 有効期間の満了日： 返 納 日：	

特殊標章等の交付／使用許可をした者に関する台帳

証明書 番 号	氏名（漢字）	氏名（ローマ字）	生年月日	資 格	交付等の 年 月 日	有効期間 の満了日	身長	眼の色	頭髪の色	血液型	その他の特徴等	標章の使用	返納日	備 考

(表面)

	(この証明書を交付等 する許可権者の名を 記載するための余白)	
身 分 証 明 書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名 /Name		
生年月日 /Date of birth		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949 年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月1 2日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者 の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護され る。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
交付等の年月日 /Date of issue	証明書番号 /No. of card	
許可権者の署名 / Signature of issuing authority		
有効期間の満了日 /Date of expiry		

(裏面)

身長 /Height	眼の色 /Eyes	頭髪の色 /Hair
その他の特徴又は情報 /Other distinguishing marks or information: 血液型 /Blood type		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章 /Stamp	所持者の署名 /Signature of holder	

(日本工業規格A7 (横74 ミリメートル、縦105 ミリメートル))

ウ 弘前市特殊標章及び身分証明書に関する交付等要綱

(防災課 令和3年4月)

目次

- 第1章 総則
- 第2章 特殊標章の交付等
- 第3章 身分証明書の交付等
- 第4章 保管及び返納
- 第5章 濫用の禁止等
- 第6章 雑則

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、弘前市の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

(定義及び様式)

第2条 この要綱において「特殊標章」とは、別紙で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

(交付の対象者)

第3条 市長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、市長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- (1) 市の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
- (2) 消防団長及び消防団員
- (3) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (4) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(交付の手続)

第4条 市長は、前条第1号及び第2号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式2）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 市長は、前条第3号及び第4号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（別記様式1）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式2）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

第2章 特殊標章の交付等

(腕章及び帽章の交付)

第5条 市長は、第3条第1号又は第2号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、市長が必要と認めるものに対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 市長は、第3条第1号及び第2号に掲げる者（前項において掲げる者を除く。）並びに第3号及び第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付)

第6条 市長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）をあわせて、交付するものとする。

(訓練における使用)

第7条 市長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与する

ことができるものとする。

(特殊標章の特例交付)

第8条 市長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、市長が必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

第9条 市長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書（別記様式3）により、速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

第3章 身分証明書の交付等

(身分証明書の交付)

第10条 市長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。

2 市長は、第5条第2項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

(身分証明書の携帯)

第11条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第12条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書（別記様式4）により速やかに市長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第13条 第10条第1項の規定により、市長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

2 第10条第2項の規定により、市長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、市長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

第4章 保管及び返納

(保管)

第14条 市長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第15条 市長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

第5章 濫用の禁止等

(濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第17条 市長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

第6章 雑則

(雑則)

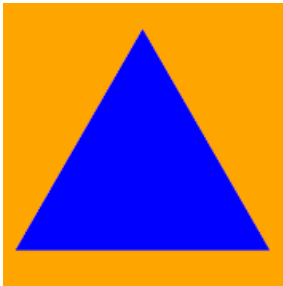
第18条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

第19条 市における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、防災課が行うものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別紙（第2条関係）

区 分	表 示		制 式
	位 置	形 状	
腕 章	左腕に表示		①オレンジ色地に青色の正三角形とする。 ②三角形の一の角が垂直に上を向いている。 ③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。 ※一連の登録番号を表面右下すみに付する。 （例：弘前市 0001）
帽 章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は表示、船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示		

別図（第2条関係）

（表面）

	弘前市長 MAYOR OF HIROSAKI CITY 身 分 証 明 書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel	
氏名 /Name		
生年月日 /Date of birth		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International ArmedConflicts(Protocol I) in his capacity as		
弘前市の職員 STAFF OF HIROSAKI CITY		
交付等の年月日 /Date of issue	証明書番号 /No. of card	
許可権者の署名 / Signature of issuing authority		
有効期間の満了日 /Date of expiry		

（裏面）

身長/Height cm	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章 /Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

（日本産業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル）

様式1（第4条関係）

特殊標章等に係る
交付
申請書
使用許可

年 月 日

弘前市長 殿

私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付又は使用許可を以下のとおり申請します。

氏名：（漢 字） （ローマ字） （※ローマ字も姓、名の順に記入）	生年月日（西暦） 年 月 日
申請者の連絡先 住所：〒 電話番号： E-mail： 所属： （委託・協力者等は所属先名を記入）	
写真 縦4×横3cm （身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ） （電子データの貼付可、この場 合、申請書を別途電子データで 提出）	
識別のための情報（身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載） 身 長： cm 眼の色： 頭髪の色： 血液型： （R h因子 ） 例） 眼の色 ：濃褐・茶/BROWN、淡褐/HAZEL、緑/GREEN、青/BLUE、灰/GRAY など 頭髪の色：黒/BLACK、茶/BROWN、金/BLONDE、赤/RED、灰/GRAY、白/WHITE など	

標章を使用する衣服、場所、車両等の概要及び使用する標章の数等 （標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載）			
腕章	枚		
帽章	枚		
旗	枚	施設名等	
車両章	枚	使用車両等	

（許可権者使用欄）					
区 分	委託・協力	課長	課長補佐	係長	係
証 明 書 番 号					
交付等の年月日					
有効期間の満了日		左記のとおり、交付してよろしいか伺います。			
返 納 日					

様式2（第4条関係）

特殊標章等の交付／使用許可をした者に関する台帳

証明書 番 号	氏名（漢字）	氏名（ローマ字）	生年月日	対象者の区分				交付等の 年 月 日	有効期間 の満了日	身長	眼の色	頭髪の色	血液型	その他の特徴等	標章の使用				返納日	備 考	
				職 員	団 員	委 託	協 力								腕 章	帽 章	旗	車 両 章		所属 標章の登録番号 使用車両 等	

特殊標章再交付申請書

弘前市長 殿	年 月 日
申 請 者 住 所 電 話 氏 名	
1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号 2 紛失（破損等）年月日 3 紛失の状況（破損等の理由） 4 その他必要な事項（所属等を記入）	

※（許可権者使用欄）					
区 分	職員・団員・委託・協力	課長	課長補佐	係長	係
紛失登録番号					
新登録番号					
再交付等の年月日		左記のとおり、再交付してよろしいか伺います。			
返 納 日					

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

身分証明書再交付申請書

弘前市長 殿	年 月 日
申 請 者 住 所 電 話 氏 名	
1 旧身分証明書番号	
2 理 由	
3 その他必要な事項（所属等を記入）	

※（許可権者使用欄）					
区 分	職員・団員・委託・協力	課長	課長補佐	係長	係
証 明 書 番 号					
再交付等の年月日					
有効期間の満了日		左記のとおり、再交付してよろしいか伺います。			
返 納 日					

- 備 考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
 - 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
 - 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
 - 5 ※印の欄は、記入しないこと。

(5) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める省令

(防災課 令和3年4月)

平成16年12月20日厚生労働省令第170号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号)第17条第3項(第52条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める省令を次のように定める。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号)第17条第3項(第52条において準用する場合を含む。)の公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ別記様式第1から別記様式第3まで及び別記様式第4のとおりとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

(ア) 様式第1

収用第 号

公 用 令 書

氏名

住所

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第81条第2項
第81条第4項 の規定
第183条において準用する第81条第2項
第183条において準用する第81条第4項

に基づき、次のとおり物資を収用する。

(理由)

年 月 日

処分権者 氏名 印

収容すべき物資の種類	数 量	所在場所	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本産業規格A5とする。

(イ) 様式第2

保管第 号

公 用 令 書

氏名

住所

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第81条第3項
第81条第4項 の規定
第183条において準用する第81条第3項
第183条において準用する第81条第4項

に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。

(理由)

年 月 日

処分権者 氏名 印

保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

備考 用紙は、日本産業規格A5とする。

(ウ) 様式第 3

使用第 号

公 用 令 書

氏名

住所

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第 82 条 の規定
第 183 条において準用する第 82 条

に基づき、次のとおり土地、家屋又は物資を使用する。

(理由)

年 月 日

処分権者 氏名 印

名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本産業規格 A 5 とする。

(エ) 様式第 4

取消第 号

公 用 取 消 令 書

氏名

住所

第 81 条第 2 項

第 81 条第 3 項

第 81 条第 4 項

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第 82 条 の規定
第 183 条において準用する第 81 条第 2 項
第 183 条において準用する第 81 条第 3 項
第 183 条において準用する第 81 条第 4 項
第 183 条において準用する第 82 条

に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）に係る処分を取り消したので、武力攻撃事態等における国民の保護
のための措置に関する法律施行令 第 16 条 の規定により、これを交付する。
第 52 条において準用する第 16 条

(取り消した処分の内容)

年 月 日

処分権者 氏名 印

備考 用紙は、日本産業規格 A 5 とする。

(6) 安否情報関係

ア 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（抄）

（防災課 令和3年4月）

平成17年3月28日総務省令第44号

最終改正 平成27年9月16日総務省令第76号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第25条第2項及び第26条第4項（これらの規定を同令第52条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

（安否情報の収集方法）

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）

第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

（安否情報の報告方法）

第2条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）第25条第2項（令第52条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第3号により記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の照会方法）

第3条 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第26条第1項（令第52条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第4号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあつては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

（安否情報の回答方法）

第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第五号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の提供）

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第2条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

（平成15年総務省令第48号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成18年3月31日総務省令第50号抄〕

(施行期日)

第1条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定及び附則第2条の別表の改正規定のうち第5条に係る部分については、平成19年4月1日から施行する。

附 則〔平成27年9月16日総務省令第76号抄〕

(施行期日)

第1条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律〔平成25年5月法律第27号〕（以下この条及び次条第1項において「番号利用法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。〔後略〕

(経過措置)

第2条 〔1項略〕

2 次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード（第5条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則別記様式第2の様式によるものに限る。）は、番号利用法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第30条の4第9項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。

1・2 〔略〕

3 第11条の規定による改正後の武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第3条第2項

4・5 〔略〕

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏 名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国 籍	日 本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負 傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同 意 する 同意しない
備 考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（年 月 日 時 分）

① 氏 名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国 籍	日 本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する 回答することへの同意	同 意 す る 同意しない
備 考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続 柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安 否 情 報 報 告 書

報告日時 年 月 日 時 分
市町村名 担当者名

①氏 名	②フリガナ	③出生の年月日	④男 女 の 別	⑤住 所	⑥国 籍	⑦その他個人 を識別するた めの情報	⑧負 傷 (疾病)の 該当	⑨負 傷 又 は 疾 病 の 状 況	⑩現在の居所	⑪連絡先 その他必 要情報	⑫親族・同居 者への回答 の希望	⑬知人へ の回答の 希望	⑭親族・同居者・知 人以外の者への回 答又は公表の同意	備 考

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供にかかる希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

安 否 情 報 照 会 書

年 月 日 総 務 大 臣 (都道府県知事) 殿 (市 町 村 長) 申 請 者 住 所 (居所) 氏 名 下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 ()	
備 考		
被 照 会 者 を 特 定 す る た め に 必 要 な 事 項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日 本 その他 ()
	その他個人を識別 するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

安 否 情 報 回 答 書

殿		年 月 日
		総 務 大 臣 (都道府県知事) (市 町 村 長)
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日 本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

備考1 その用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。

3 「出生の年月日」欄には元号表記により記入すること。

4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。

5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

イ 安否情報の収集及び提供に係る留意事項

(防災課 令和3年4月)

「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令の一部を改正する省令」の施行並びに安否情報の収集及び提供に係る留意事項等について（通知）（抄）

消 防 国 第 1 3 号

平成18年4月3日

第一 安否情報の収集方法について

地方公共団体の長は、やむを得ない場合を除き、避難住民及び負傷した住民の安否情報については様式第1号の収集様式により、死亡した住民の安否情報については様式第2号の収集様式により情報を収集することとする。その際、別紙3の記入例を参考とし、適切に安否情報が収集できるよう住民に対し周知等を行うものとする。

この場合、負傷した住民については病院等、死亡した住民については警察等の積極的な協力を得て、情報を収集することとし、予め、地方公共団体の長、病院、警察との間において、連携方策について、十分協議しておくことが適当である。

第二 安否情報の照会における照会者の本人確認について

(1) 安否情報の照会に当たっては、本人確認等を行うため、照会者に対し、本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住基カード等）を照会窓口において提出又は提示させることとする。

(2) ただし、やむを得ない理由により当該書類を提出又は提示できない場合、若しくは電子メール、ファックス、電話等の方法により照会があった場合においては、回答する主体となる総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法により本人確認を行うことができることとする。

具体的には、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別（以下「4情報」という。）について、照会者の住所地市町村が保有する住民基本台帳と照合することにより、本人確認を行うことが適当である。

(3) (2)の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長は、安否情報省令第3条第3項及び個人情報保護条例に基づき、照会者の本人確認を行うため、照会者の住所地市町村に問い合わせることにより、4情報の照合を行うこととする。

(4) なお、これらの本人確認には相当の時間と事務負担を要することから、(1)の方法により窓口において照会することを原則とし、その旨住民に周知を図るものとする。

第三 安否情報の提供について

総務大臣は都道府県知事から報告を受けた安否情報を、全ての都道府県知事及び市町村の長が安否情報の照会に回答することを可能にするため、安否情報システムを活用し、照会に対する回答に必要な情報を都道府県及び市町村の長に対し提供を行うこととする。

第四 その他の留意すべき事項について

(1) 安否情報システムの構築について

消防庁においては、安否情報の収集及び提供を効率的に行うため、平成18年度において安否情報システムを構築し、平成19年度より運用を開始する予定である。そのため、平成18年度中の運用については、既存の通信手段・方法を用いて行うものとする。

このため、安否情報システムの構築が前提となっている安否情報省令第5条については、施行期日を平成19年4月1日としている。

(2) 安否情報の収集・報告・提供に係る書類の授受について

安否情報の収集・報告・提供に係る書類の授受については、今回、「総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）」を改正し「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項」に基づき、電子情報処理組織を使用して行うことができることとした。併せて、安否情報システムについては、セキュリティ対策を十分に講じることとしていることから、個人情報保護条例におけるいわゆる「オンライン禁止規定」には当たらないと考えられる。

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（2000年3月24日15時30分）

① 氏 名	ショウボウ タロウ
② フリガナ	SYOUBO TARO
③ 出生の年月日	1980年8月5日
④ 男女の別	☒ 男 ☐ 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	100-8927 東京都千代田区霞ヶ関〇〇
⑥ 国 籍	日 本 ☒ その他（〇〇〇）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	☒ 負 傷 ☐ 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	重傷（左足を骨折 全治2ヶ月）
⑩ 現在の居所	〇〇病院（千代田区虎ノ門〇〇）
⑪ 連絡先その他必要情報	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、〇で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は〇で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか〇で囲んで下さい。	☒ 同意する ☐ 同意しない
備 考	

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（2000年3月24日15時30分）

① 氏 名	消 防 花 子
② フリガナ	ショウボウ ハナコ
③ 出生の年月日	1980年7月29日
④ 男女の別	☐ 男 ☒ 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	100-8927 東京都千代田区霞ヶ関〇〇
⑥ 国 籍	☒ 日 本 ☐ その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	2000年3月23日〇駅ホーム爆発で死亡
⑨ 遺体が安置されている場所	〇〇病院（千代田区虎ノ門〇〇）
⑩ 連絡先その他必要情報	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	☒ 同意する ☐ 同意しない
備 考	

⑪の同意回答者名	消防 次郎	連絡先	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
同意回答者住所	東京都千代田区霞ヶ関〇〇	続 柄	父

<記入要領>

(様式第1号、様式第2号)

- 1 外国人であって、氏名をローマ字で記載できる場合には、氏名欄にカタカナで、フリガナ欄にローマ字で記載する。
また、住所が日本国以外の場合であって、住所をローマ字で記載できる場合には、住所欄にローマ字で記載する。
- 2 国籍欄には、外務省発行の「国名表」を参考に国籍を簡潔に記載する。
「国名表」に未掲載の国にあつては、「その他」と記載する。
- 3 その他個人を識別するための情報欄には、氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍のいずれかが不明な場合に、当該情報に代えて個人を識別することができるような身体的特徴等を記載する。
- 4 居所欄には、避難施設の名称及び住所など、避難住民等の現在の所在をできるだけ具体的に記載する。
- 5 負傷又は疾病の状況欄には、負傷の程度を「死亡」、「重傷」、「軽傷」と区分して記載する。負傷の程度が不明の場合は「不明」と記載するものとし、負傷していない場合は空欄とする。
この場合、「死亡」とは、当該武力攻撃災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
「重傷」とは、当該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
「軽傷」とは、当該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
- 6 連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報欄には、親戚や身元引受人の所在・連絡先やかかりつけの病院など、避難施設以外で、避難住民本人と連絡を取り得る連絡先等を記載する。
- 7 備考欄には、安否情報の公開への同意に関する特段の条件等、特に必要と認める事項を記載する。
- 8 氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍、居所の各欄において不明事項がある場合は、「不明」と記載するものとし、その他の欄において特記事項がない場合は空欄とする。

ウ 安否情報システムを利用した安否情報事務処理ガイドライン(抄)

(防災課 令和3年4月)

平成20年4月4日 消防運第10号

改正 平成30年10月1日 消防運第43号

第1 はじめに

1 本ガイドラインの趣旨

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成16年6月18日法律第112号、以下、「国民保護法」という。）第94条から第96条までに規定される安否情報関係の立法趣旨は、「家族がその近親者の運命を知る権利」（1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書I）を満たすことである。また、総務大臣及び地方公共団体の長は、国民からの安否情報の照会に対し回答を行う場合において、個人の情報の保護に十分留意しなければならないとされている（国民保護法第95条第2項）。

本ガイドラインは、地方公共団体が国民保護法に基づいて安否情報事務を行う際の基準となるものであり、当該事務の効率的な運用のために開発された「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」（通称「安否情報システム」。以下、「システム」という。）を利用した安否情報事務について説明するものである。

国民保護法に基づき行う安否情報事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務である。

2 本ガイドラインが対象とする安否情報事務の主体

本ガイドラインが対象とする安否情報事務の主体は、①市町村（特別区は、市とみなす。以下、同じ。）の長、②都道府県の知事、③総務大臣（消防庁）であり、これらの機関の職員が安否情報事務を行う際には、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、各機関の国民保護計画に定めるところにより、適切に安否情報事務を行う必要がある。（以下略）

第2 用語の定義等

1 安否情報

「安否情報」とは、「避難住民及び武力攻撃災害（緊急対処事態の場合は緊急対処事態における災害。以下、同じ。）により死亡し又は負傷した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村に在るもの及び当該市町村で死亡したものを含む。）の安否に関する情報」である。これらの者以外の行方不明者や連絡不明者等は安否情報に対象としていないことや、連絡不明者については民間のサービスの活用も有効であることについて、照会先窓口案内やインターネット等において国民によく周知しておく必要がある。

安否情報は、個人の生死及び負傷の程度に関する状態、避難住民の所在等の安否に関する情報であり、氏名、性別等の個人を識別するための情報を含むものである。また、市町村長が安否情報を収集する対象者は、当該市町村の住民及び当該市町村の住民以外で当該市町村の区域にある避難住民及び武力攻撃災害による死傷者であり、日本人であるか外国人であるかを問わない。

2 本人の同意

個人情報の保護に関する法令においては、個人情報の目的外利用や個人データの第3者提供の場合には、原則として本人の同意を得ることを求めている。

国民保護法における安否情報事務においては、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）」で定められた様式（以下、「省令様式」という。）により照会に対する回答又は公表に対する、本人の同意を確認することとしている。

なお、照会に対する回答又は公表以外の個人情報の利用については、「国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部での利用することがある」及び「記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託することがある」旨を省令様式に記載することにより明らかにしており、本人から特段明確な反対・留保の意思表示がない場合には、これらの範囲内での個人情報の利用について同意が得られているものとして取り扱う。

3 避難住民

市町村長は、国民保護法第54条第2項に規定する避難の指示を伝達したときは、同法第62条第1項の規定により同法第148条第1項の避難施設又は同法第75条第1項第1号の収容施設に向けて誘導する避難住民及びこれらの施設に滞在する避難住民についての安否情報を収集し、及び整理するよう努めなければならないとされている。

また、同法第54条第6項（同法第58条第6項において準用する場合を含む。）の規定により避難住民を受け入れた市町村長は、当該市町村の区域内に所在する同法第148条第1項の避難施設及び同法第75条第1項第1号の収容施設に滞在する避難住民について、同法施行令第23条第1項の市町村長と協力して、安否情報を収集し、及び整理するよう努めなければならないとされている。

このほか、市町村長は、当該市町村の住民が避難住民となったこと又は当該市町村の区域内に避難住民が滞在し

ていることを知ったときは、安否情報を収集し、及び整理するよう努めなければならないとされている。当該市町村の住民であるか否かを問わず、また、日本人であるか外国人であるかを問わない。

4 負傷住民

「負傷住民」とは、「当該市町村の区域内で武力攻撃災害により負傷した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村の区域内にある者を含む。）」のことをいう。日本人であるか外国人であるか否かを問わない。

負傷住民に関する情報の収集は、災害現場においてトリアージを行った時点の情報ではなく、医療機関搬送後、入院等により居所が確定した時点の情報について行うものとする。

5 死亡住民

「死亡住民」とは、「当該市町村の区域内で武力攻撃災害により死亡した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村の区域内で死亡したものを含む。）」のことをいう。日本人であるか外国人であるかを問わない。

死亡住民に関する情報の収集は、死亡が確認され、遺体収容するに至った時点の情報について行うものとする。

6 関係機関

市町村長及び都道府県知事以外に安否情報を保有する関係機関は、市町村長及び都道府県知事が行う安否情報の収集に協力するよう努めることとされている。このような関係機関としては、警察、消防、医療機関等が想定される。

都道府県知事は、必要に応じて安否情報を収集するほか、都道府県警察への安否情報の照会を行い、また、運送機関、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。関係機関と協力した安否情報の収集が円滑になされるよう、あらかじめ協力体制等を協議しておくことが望ましい。

第3 システムの概要 (略)

第4 安否情報の収集・整理・報告

- 1 避難住民・負傷住民に関する安否情報の収集
 - (1) 避難住民に関する安否情報の収集時期
 - (2) 負傷住民に関する安否情報の収集時期
 - (3) 収集する安否情報の内容とシステム入力 of 留意事項
- 2 死亡住民に関する安否情報の収集
 - (1) 安否情報の収集時期
 - (2) 収集する安否情報の内容とシステム入力 of 留意事項
- 3 安否情報の収集方法
- 4 安否情報の整理
- 5 安否情報の報告
 - (1) 安否情報の報告時期
 - (2) 安否情報の報告方法

第5 安否情報の提供

- 1 安否情報の提供のための情報共有及び安否情報の提供主体
 - (1) 安否情報の提供のための情報共有
 - (2) 安否情報の提供主体
- 2 安否情報の照会方法
 - (1) 省令様式による照会
 - (2) 省令様式以外の方法による照会
- 3 本人確認及び被照会者の特定
 - (1) 書類の提示による本人確認
 - (2) 書類の提示による確認以外の方法による確認
 - (3) 被照会者の特定
- 4 安否情報の回答
 - (1) 行政側が保有する情報であるか否かの回答
 - (2) 避難住民・負傷住民・死亡住民の該当又は非該当に関する回答の判断
 - (3) その他の安否情報の回答の判断
 - (4) 安否情報の公表の考え方
 - (5) 安否情報の回答方法
 - (6) 外国人に関する情報

(7) 火災・災害等即報要領等

ア 火災・災害等即報要領（抄）

（防災課 令和 3 年 4 月）

昭 和 5 9 年 1 0 月 1 5 日

消 防 災 第 2 6 7 号 消防庁長官

改正 令和元年 6 月 消防応第 1 2 号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 4 0 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付消防救第 158 号）」の定めるところによる。

3 報告手続

- (1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下(1)から(3)までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第 2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。

- (3) 「第 2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。

- (4) 「第 3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。

- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後 3 0 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不能場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第 1 号様式及び第 2 号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第 1 号様式、特定の事故については、第 2 号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故等即報・・・第 3 号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第 4 号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

- ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等
- イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等
- ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等
- エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

- (1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。
- (2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。
- (3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。
- (4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。
- (5) (1)から(4)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。（略）

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係わる救急・救助事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定

する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

- (2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）第 25 条第 1 項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用い多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が 2 都道府県以上にまたがるもので 1 の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第 13 条の 2 に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準 （略）

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第 3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報 （略）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が 15 人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第 2 の 3 の 1)、2)に同じ。

4 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度 5 強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

第 4 記入要領

第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 4 号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

1 第 1 号様式（火災） （略）

2 第 2 号様式（特定の事故） （略）

3 第 3 号様式（救急・救助事故等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・NBCの検知結果（剤の種類・濃度）
- ・被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

4 第4号様式（災害即報） （略）

消防庁受信者氏名	報告日時	年 月 日 時 分		
	都道府県			
	市 町 村 (消防本部名)			
	報告者名			

事 故 災 害 種 別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発 生 場 所				
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	年 月 日 時 分 (年 月 日 時 分)	覚知方法		
事 故 の 概 要				
死 傷 者 等	死者(性別・年齢)	負傷者等 人 (人)		
	計 人	重 傷 人 (人)	中等傷 人 (人)	
	不明 人	軽 傷 人 (人)		
救 助 活 動 の 要 否				
要 救 護 者 数 (見込)		救 助 人 員		
消 防 ・ 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況				
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況				
そ の 他 参 考 事 項				

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）。

(8) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

(防災課 令和3年4月)

平成25年10月1日 内閣府告示第229号
改正 令和元年9月30日 内閣府告示第90号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号)第10条第1項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のとおり定め、平成25年10月1日から適用する。

(救援の程度及び方法)

- 第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号。以下「令」という。)第10条第1項(令第52条において準用する場合を含む。)の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第75条第1項各号及び令第9条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第13条までに定めるところによる。
- 2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準(次項において「特別基準」という。)を定める。
- 3 救援を実施する都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市においては、その長)は、第1項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

(収容施設の供与)

第2条 法第75条第1項第1号の収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

- イ 避難住民(法第52条第3項に規定する避難住民をいう。)又は武力攻撃災害(法第2条第4項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。)により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者(以下「避難住民等」という。)を収容するものであること。
- ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。
- ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、1人1日当たり330円(冬季(10月から3月までの期間をいう。以下同じ。))については、別に定める額を加算した額)の範囲内とすること。ただし、福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。))であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。)を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。
- ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、一戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次ぎに掲げるところによること。
- (1) 一戸当たりの規模は、救援の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内とすること。
- (2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、1人1日当たり330円(冬季については、別に定める額を加算した額)の範囲内とすること。
- ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、1施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。
- ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設置を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。
- ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借り上げを実施し、これらに収容することができること。
- チ 法第89条第3項の規定により準用される建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第1項本文、第3項及び第4項並びに景観法(平成16年法律第110号)第77条第1項、第3項及び第4項並びに法第131条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)第2条及び第7条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

二 応急仮設住宅

- イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。
- ロ 一戸当たりの規模は、救援の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内とすること。
- ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)

第3条 法第75条第1項第2号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

- イ 避難所(長期避難住宅を含む。以下同じ。)に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示(法第54条第2項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。)に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して行うものであること。
- ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,160円以内とすること。

二 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第4条 法第75条第1項第3号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与(以下「生活必需品の給与等」という。)は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次ぎに掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次ぎに掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季(4月から9月までの期間をいう。以下同じ。)及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季 別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏 季	18,800 円	24,200 円	35,800 円	42,800 円	54,200 円	7,900 円
冬 季	31,200 円	40,400 円	56,200 円	65,700 円	82,700 円	11,400 円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

第5条 法第75条第1項第4号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。))がその業務を行う場所をいう。以下同じ。)において医療(施術者が行うことができる範囲の施術を含む。)を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

(1) 診療

(2) 薬剤又は治療材料の支給

(3) 処置、手術その他の治療及び施術

(4) 病院又は診療所への収容

(5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は、協定料金の額以内とすること。

二 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 分べんの介助

(2) 分べん前及び分べん後の処置

(3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第6条 法第75条第1項第5号の被災者の捜索及び救出は、次の各号の定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

二 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第7条 法第75条第1項第6号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺(附属品を含む。)

ロ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)

ハ 骨つば及び骨箱

三 埋葬のため支出できる費用は、1 体当たり大人 215,200 円以内、小人 172,000 円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第 8 条 法第 7 5 条第 1 項第 7 号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。
- 二 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第 2 条第 1 号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。
- 三 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第 9 条 法第 7 5 条第 1 項第 8 号の規定に基づく令第 9 条第 1 号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行われなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
- 二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1 世帯当たり 595,000 円以内とすること。

(学用品の給与)

第 10 条 法第 7 5 条第 1 項第 8 号の規定に基づく令第 9 条第 2 号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失し又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。
- 二 被害の実情に応じ、次ぎに掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

- イ 教科書
- ロ 文房具
- ハ 通学用品

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

- (1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

- (2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

- (1) 小学校児童 1 人当たり 4,500 円
- (2) 中学校生徒 1 人当たり 4,800 円
- (3) 高等学校等生徒 1 人当たり 5,200 円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の捜索及び処理)

第 11 条 法第 7 5 条第 1 項第 8 号の規定に基づく令第 9 条第 3 号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の捜索

- イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。
- ロ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

二 死体の処理

- イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理
- (2) 死体の一時保存
- (3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1 体当たり 3,500 円以内とすること。
- (2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は 1 体当たり 5,400 円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。
- (3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第 12 条 法第 7 5 条第 1 項第 8 号の規定に基づく令第 9 条第 4 号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定める

ところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。
- 二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり137,900円以内とすること。

(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第13条 法第75条第1項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

- 一 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

- イ 飲料水の供給
- ロ 医療の提供及び助産
- ハ 被災者の捜索及び救出
- ニ 死体の捜索及び処理
- ホ 救済用物資の整理配分

- 二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

(9) 動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方

(防災課 令和3年4月)

平成17年8月31日 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室
農林水産省生産局畜産部畜産防災安全課
事務連絡

1 平素からの備え

地方公共団体は、平素において、災害時における動物の管理等への備えと併せて、必要に応じ、以下の措置の実施に努めるものとする。

○ 危険動物等の逸走対策

- ・地方公共団体は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第16条の規定等に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「危険動物」という。）等の所有者、飼養状況等について、あらかじめ把握すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合の連絡体制並びに関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。

○ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の適切な飼養又は保管の活動への支援や動物愛護管理センター等の活用等当該地方公共団体が実施する措置に関し、連絡体制の整備や関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、要避難地域における家庭動物等の保護等を行うためにケージ（おり）等の必要な資材や資料等の確保に関する取組（関係する企業等の連絡先の把握その他の供給・調達体制の整備等）を行うこと。

2 武力攻撃事態等における動物の保護等

地方公共団体は、武力攻撃事態等において、以下の措置を実施する者の安全の確保に十分配慮して、可能な範囲で、関係機関及び関係地方公共団体と連携協力を図りながら、当該措置の実施に努めるものとする。

○ 危険動物等の逸走対策

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図ること。
- ・地方公共団体は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行うこと。
- ・地方公共団体は、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行うこと。

○ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施すること。

3 緊急対処事態における動物の保護等

緊急対処事態における動物の保護等については、1及び2に準ずるものとする。

(10) 参考法令等一覧

- (防災課 令和3年4月)
- 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(事態対処法)
平成15年6月13日 法律第79号
- 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令
平成15年6月13日 政令第252号
- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)
平成16年6月18日 法律第112号
- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令
平成16年9月15日 政令第275号
- 国民の保護に関する基本指針
平成17年3月25日 閣議決定
- 赤十字標章等及び特殊標章等に係わる事務の運用に関するガイドライン
平成17年8月2日 閣副安危第321号
- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める省令
平成16年12月20日 厚生労働省令第170号
- 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令
平成17年3月28日 総務省令第44号
- 「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令の一部を改正する省令」の施行並びに安否情報の収集及び提供に係る留意事項等について
平成18年4月3日 消防国第13号
- 安否情報システムを利用した安否情報事務処理ガイドライン
平成20年4月4日 消防運第10号
- 火災・災害等即報要領
昭和59年10月15日 消防災第267号
- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準
平成25年10月1日内閣府告示第229号
- 動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方
平成17年8月31日 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室、農林水産省生産局畜産部畜産防災安全課
- 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律
平成16年6月18日 法律第114号
- 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律施行令
平成16年9月15日 政令第280号
- 武力紛争の際の文化財の保護に関する法律
平成19年4月27日 法律第32号
- 1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書Ⅰ)
平成16年9月3日 公布及び告示(条約第12号及び外務省告示第579号)
- 消防法
昭和23年7月24日 法律第186号
- 警察官職務執行法
昭和23年7月12日 法律第136号
- 自衛隊法
昭和29年6月9日 法律第165号
- 災害対策基本法
昭和36年11月15日 法律第223号

弘前市国民保護計画 資料編

平成 2 1 年 1 月作成

平成 2 4 年 3 月変更

令和 3 年 5 月変更

発行 弘前市総務部防災課
弘前市大字上白銀町 1 番地 1
電話 0172-40-7100